

2025年度

履 修 要 項

美 作 大 学

Mimasaka University

目 次

学年暦	1
美作学園「建学の理念」	2
美作大学「理念・目的」及び「教育目標」	2
美作大学「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」及び「アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）」 ..	3
I. 授業	4
1. 学期	4
2. 授業時間	4
3. 単位	4
4. 授業科目の種別	4
5. 学年配当	5
6. 休講	5
7. 補講	6
8. 欠席	6
9. 公認欠席	7
10. 教科書	7
11. 掲示	7
12. 授業用印刷機の使用について	7
13. 「オフィスアワー」について	7
II. 履修登録	8
1. 履修登録とは	8
2. オンラインシラバス	8
3. ナンバリング	8
4. 履修登録の制限	9
5. クラス指定	9
6. 他カリキュラム受講	9
7. 他学年・他クラス受講	9
8. 単位互換科目	9
9. 履修登録確認	10
10. 授業科目の放棄について	10
III. 試験・レポート	11
1. 定期試験	11
2. 追試験	11
3. 再試験	12
4. 不正行為	12
5. レポート	12
IV. 成績評価	13
V. 学籍	14
1. 修業年限	14
2. 学位	14
3. 学生証番号	14
4. 学生証	14

5. 身上変更に関する届出	14
6. 休学	15
7. 復学	15
8. 退学	15
9. 除籍	15
10. 再入学	15
11. 転学・転学科	16
12. 教務関係届出一覧	16
13. 教務関係手数料等一覧	16
VI. 履修要項	17
1. 食物学科 (教育目標／ディプロマ・ポリシー／カリキュラム・ポリシー／卒業要件／授業科目一覧／カリキュラムツリー)	17
2. 児童学科 (教育目標／ディプロマ・ポリシー／カリキュラム・ポリシー／卒業要件／授業科目一覧／カリキュラムツリー)	23
3. 社会福祉学科 (教育目標／ディプロマ・ポリシー／カリキュラム・ポリシー／卒業要件／授業科目一覧／カリキュラムツリー)	29
VII. 免許・資格	35
1. 教育職員免許状	35
2. 管理栄養士受験資格	42
3. 栄養士免許証	43
4. レクリエーション・インストラクター資格	43
5. 認定心理士資格	44
6. 社会福祉士受験資格	44
7. 保育士資格	45
8. 防災士取得試験受験資格	46
9. 任用資格	46
VIII. 諸規程	49
1. 美作大学学則	49
2. 美作大学学位規程（抄出）	55
3. 美作大学履修規程	56
4. 美作大学英語資格認定科目単位認定取扱内規	58
5. 美作大学データサイエンス科目関連資格認定科目単位認定取扱内規	59
6. 美作大学定期試験実施細則	60
7. 美作大学公認欠席等規程	60
8. 美作大学特別聴講学生規程	62
9. 美作大学科目等履修生規程	63
10. 美作大学高等学校・中等教育学校生徒科目等履修生規程	64
11. 美作大学資格取得規程	65
12. 美作大学児童学科保育士・幼稚園教員養成コース規程	66
13. 美作大学転入学規程	67
14. 美作大学転学科規程	67
15. 美作大学編入学規程	68
16. 美作大学スチューデント・アシスタント規程	69
17. 美作大学・美作大学短期大学部におけるメディアを利用して行う授業に関する細則	70
IX. 建物配置図	72

2025年度 学年暦

月 日		行事内容
4月	3日 (木)	入学式
	4日 (金)	新入生オリエンテーション・クラス会 新入生英語クラス分け試験
	6日 (日) ～8日 (火)	新入生オリエンテーションセミナー
	9日 (水)	上級生オリエンテーション・クラス会 / 新入生休日
	10日 (木)	前期授業開始・履修登録開始
	12日 (土)	全学生健康診断・1年次合同セミナー (春)
	16日 (水)	履修登録締切
	22日 (火) ・23日 (水)	履修登録確認票配付・エラー修正
	29日 (火)	授業日 (振替として5/7休)
5月	7日 (水)	振替休日 (4/29の振替)
	8日 (木)	振替休日 (8/11の振替 (学生は夏季休業期間))
	9日 (金)	振替休日 (3/20の振替 (学生は春季休業期間))
7月	31日 (木)	月曜日の授業
8月	1日 (金) ～8日 (金)	前期定期試験
	8日 (金)	1年次合同セミナー (夏)
	9日 (土)	夏季休業開始
	13日 (水) ～15日 (金)	全学一斉休業
9月	21日 (日)	夏季休業終了
	22日 (月)	後期履修ガイダンス
	24日 (水)	後期授業開始・履修登録開始
	30日 (火)	履修登録締切
	下旬	学位請求論文題目提出 (修士課程)
10月	6日 (月) ・7日 (火)	履修登録確認票配付・エラー修正
	11日 (土)	白梅祭準備
	12日 (日) ・13日 (月)	白梅祭
	14日 (火)	復元日 (授業なし)
	15日 (水)	月曜日の授業
	中旬	学位請求論文中間発表 (修士課程)
11月	27日 (木)	月曜日の授業
12月	25日 (木)	月曜日の授業
	27日 (土)	冬季休業開始
	27日 (土) ～ ～3日 (土)	全学一斉休業
1月	12日 (月)	冬季休業終了
	13日 (火)	後期授業再開
	16日 (金)	臨時休業 (大学入学共通テスト準備)
	17日 (土) ・18日 (日)	大学入学共通テスト
	28日 (水)	金曜日の授業
	下旬	学位請求論文提出締切 (修士課程)
	30日 (金)	特別補講日
2月	2日 (月)	特別補講日
	3日 (火) ～10日 (火)	後期定期試験
	11日 (水)	春季休業開始
	中旬	学位請求論文公聴会 (修士課程)
3月	20日 (金)	卒業証書・学位記授与式 修了証書授与式

※ 土・日・祝日または夏期・冬期・春季休業期間中に、補講、実習、集中講義または学科行事等が行われる場合があるので、WebClass上のお知らせや掲示に注意すること。

美作学園「建学の理念」

美作大学「理念・目的」及び「教育目標」

美作大学「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」及び「アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）」

美作学園は、平成 15 年度の大学及び短期大学部の共学化を機に、建学の理念についてその不易の精神を生かしつつも、現代の社会に見合うべく新たに建学の理念を、そしてそれを受けて美作大学の「理念・目的」、「教育目標」を次のように制定しました。

■建学の理念

本学園は豊かな情操と知性とを育むことにより、人としての道を培い、一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする。

あわせて本学園は、寒さに耐え凜として薫り高い花を咲かせる白梅を学花に定め、これを目指す人間像の象徴とする。

■理念・目的

美作大学及び美作大学短期大学部は、学園の「建学の理念」に則り、教育研究の研鑽に真摯に取り組む教職員による高等教育・学術の拠点としてその社会的使命を果たしていくため、次の 4 点を未来に向けた本学の目的とする。

1. 専門教育と教養教育の充実、及び両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の養成を目指す。
2. 小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成を目指す。
3. 地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与することを目指す。
4. 地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与することを目指す。

■教育目標

美作大学及び美作大学短期大学部は、美作学園「建学の理念」及び美作大学・美作大学短期大学部「理念・目的」を受けて、教育力の向上に組織的に取り組むことにより、次に掲げる教育目標の達成を目指す。

1. 専門教育の充実を図り、地域社会の発展に貢献できる専門的職業人を養成する。併せて、学生支援体制の整備を図り、専門分野への就職・進学を促進する。
2. 教養教育の充実により、広い視野を持った社会人としての基礎的能力を養う。
3. 学生個々に応じた指導・教育により、学生の満足度を高め、勉学及び卒業後の進路への意欲を高める。
4. ボランティア活動等を積極的に推進し、社会への関心を高め、社会に貢献できる人間を育成する。

■ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

美作大学の教育目標、食と子どもと福祉の各専門分野について学科毎に定めた教育目標、それを踏まえた授業毎の到達目標に基づいた成績評価を行い、所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与します。卒業までに身に付けるべきこととして、以下にあげることが求められます。

1. 修得した知識・技能・態度により、食と子どもと福祉の分野の専門的職業人として、課題を発見し解決する力
2. 職業生活、社会生活に必要な広い視野・コミュニケーション能力や論理的思考力
3. 自律と協調・協働により、社会の発展に寄与できる力

■カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

美作大学の教育目標に基づき、各学科共通に開設する教養教育科目と、学科の教育目標に即した食と子どもと福祉の各専門分野についての学科毎の専門教育科目及び専門教育に必要な基礎力を養うための基礎教育科目を柱としてカリキュラムを編成します。

1. 教養教育科目を通して、広い視野と豊かな人間性を備えた社会人としての基礎的能力の養成
2. 専門教育科目を通して、食と子どもと福祉の分野で地域社会の発展に貢献できる優れた専門的知見と技能の涵養
3. ボランティアやインターンシップ等の教育プログラムを通して、積極的な社会参加を可能にする能力及び実践力の養成

■アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）

本学における学生の学修成果を測定・把握し、教育成果の検証及び各種プログラムの改善に資するため、以下の方針に基づき学修成果の評価をおこなう。

1. 評価基準

本学における学修成果は、大学および各学科が定める「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」を踏まえた本学の「学位規程」に示す学位授与の要件に求められる能力の修得状況を基準として評価する。

2. 評価方法

機関（大学）レベル、学位プログラム（学科）レベル、科目レベルの各段階から、以下に示す評価指標を用いて総合的・多面的に評価する。

[1] 機関（大学）レベル

学生生活調査、学修状況調査、卒業時アンケート、就職率等から、大学における活動全体を通じた学修成果の達成状況を評価する。

[2] 学位プログラム（学科）レベル

各学科の教育課程における単位の取得状況、卒業論文・卒業研究およびそれに準じる発表等の成果、GPA、卒業時アンケート、免許・資格の取得状況等から、学位プログラムとしての学修成果の達成状況を評価する。

[3] 科目レベル

シラバスに設定された科目の到達目標、身に付けるべき知識・能力等に対する成績評価や授業アンケート等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を評価する。

I. 授業

1. 学期

本学では、次の通り前期と後期に分けて授業を実施しています。授業及び定期試験等の期間は、学年暦で確認してください。

区分	期間
前 期	4 月 1 日～9 月 30 日
後 期	10 月 1 日～（翌年）3 月 31 日

2. 授業時間

授業は1コマを90分とし、原則として月～金までの間に、次の時間帯で実施されます。なお、集中講義及び補講等は、土・日または夏期・冬期休暇中に実施されることがありますので、掲示で確認してください。

1 時限	2 時限	昼休み	3 時限	4 時限	5 時限
8 : 40～10 : 10	10 : 20～11 : 50	11 : 50～12 : 40	12 : 40～14 : 10	14 : 20～15 : 50	16 : 00～17 : 30

3. 単位

大学での学修は、すべて単位制となっています。1単位は、次の基準によって計算されます。

- ①講義：15時間の授業をもって1単位とする。
- ②演習：15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ③実験・実習及び実技：30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ④①の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の基準は、その組み合わせに応じ、①から③に規定する基準を考慮して本学が定める。
- ⑤社会福祉士に係る「ソーシャルワーク実習」、教育職員免許状に係る「教育実習」等の資格および免許に関する学外実習の授業科目は、そのために必要な授業科目として関係法令で開講することが定められている「ソーシャルワーク実習指導」や「教育実習事前事後指導」等とそれぞれ一体不可分の授業科目として取り扱います。

4. 授業科目の種別

（1）履修方法によるもの

- ①必修科目：必ず履修しなければならない科目。
- ②選択必修科目：一定の科目群の中から自由に選択し、履修する科目。一定の科目群から、定められた単位数を満たす必要がある。
- ③選択科目：一定の科目群の中から自由に選択し、履修する科目。

（2）授業実施時期によるもの

- ①前期科目：前期に開講される科目。
- ②後期科目：後期に開講される科目。
- ③通年科目：1年を通して開講される科目。
- ④集中講義科目：土日または夏期・冬期休暇期間中に集中して開講される科目。

（3）科目の性格によるもの

- ①教養・基礎教育科目：幅広い教養の習得と、各専門分野に先立つ基礎学力の養成を目的とする科目。
- ②専門教育科目：学科の専門を学ぶ科目。各学科の性格を特徴付ける。
- ③教職に関する科目：教員免許状取得のために履修しなければならない科目。
- ④自由選択科目：専門教育科目のうち、あらかじめ他学科の学生に履修が認められている科目。

(4) 申請により単位認定される科目

申請により単位認定される科目として、「ボランティア実習」「インターンシップ実習」「英語資格認定Ⅰ、Ⅱ」「データサイエンス科目関連資格認定Ⅰ、Ⅱ」の6科目があります。それぞれの手続については、次のとおりになっています。

授業科目名	手続方法
ボランティア実習	各学科の担当教員に確認してください。
インターンシップ実習	
英語資格認定Ⅰ、Ⅱ	所定の用紙に、認定の条件を示す書類を添付して、教務課へご提出ください。 認定基準は、下記のとおりです。
データサイエンス科目 関連資格認定Ⅰ、Ⅱ	

Ⅰ. 「英語資格認定Ⅰ」「英語資格認定Ⅱ」認定基準

資格名	「英語資格認定Ⅰ」基準	「英語資格認定Ⅱ」基準
実用英語技能検定	2級	準1級以上
TOEIC	430点以上	650点以上
TOEFL-PBT	450点以上	550点以上
TOEFL-iBT	45点以上	79点以上
国連英検	C級	B級以上

Ⅱ. 「データサイエンス科目関連資格認定Ⅰ」「データサイエンス科目関連資格認定Ⅱ」認定基準

資格名	「データサイエンス科目 関連資格認定Ⅰ」基準	「データサイエンス科目 関連資格認定Ⅱ」基準
Word 文書処理技能認定試験	3級	2級以上
Excel 算処理技能認定試験	3級	2級以上
MOS Word / MOS Excel	スペシャリストレベル(一般)	エキスパートレベル(上級)
ITパスポート	合格	
基本情報技術者		合格
日商PC検定試験(データ活用)(文書作成)	3級	2級以上
情報検定 情報活用試験	3級	2級以上

5. 学年配当

それぞれの授業科目には、学年配当が定められています。自学年よりも上級学年に配当された授業科目は、履修することができません。

6. 休講

大学または授業担当教員にやむを得ない事情が発生した場合は、授業が休講になることがあります。授業が休講になった場合は、WebClass によってお知らせをします。

◇警報が発令された場合の授業等の取り扱いについて

1. 発令された警報の取り扱い

津山市に次の各警報が発令された場合には、全ての授業を休講とする。

○特別警報 ○大雨警報と洪水警報の同時発令 ○暴風警報

津山市に次の各警報が発令された場合で、かつ、JR 津山線、JR 姫新線のいずれかもしくは両方が運休している場合(運行開始前の時間帯で、運休が決まっている場合を含む)は、授業等を休講とする。

○暴風雪警報 ○大雪警報

※授業中・試験中に警報が発令された場合は、本学の指示に従うこと。

※休講となった授業については後日補講を行うので、WebClass 上のお知らせ等に注意すること。

※学外で実習を行っている場合は、各学科の実習担当の教員の指示に従うこと。

2. 警報解除時の取り扱い

警報が解除された場合は下記の通り措置する。

休講に該当する警報の解除時刻	授業の取り扱い
午前 6 時まで解除された場合	平常通り
午前 10 時まで解除された場合	3 コマ目より開始
午前 10 時を過ぎて解除された場合	全コマ休講

3. 警報発令時の留意事項

警報が発令された場合は上記基準によるが、次の各号に留意すること。

(1) 特別警報が発令された場合について

特別警報が発令された場合は、危険度が非常に高い状態にある。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとること。

(2) 津山市以外で警報が発令されている場合について

該当警報が津山市以外で発令されている場合は休講とはしないが、地域の実状により登校することが困難もしくは危険と感じられる場合は、各自の判断で自宅待機し、後日、教科の担当教員及び教務課に欠席の事情を述べ、公欠の手続きをする。

(3) 休講に該当する警報が発令されていない場合について

津山市に該当警報以外の警報（単独での大雨警報、JR の運休を伴わない大雪警報等）が発令されている場合は休講とはしないが、地域の実状により登校することが困難もしくは危険と感じられる場合は、各自の判断で自宅待機し、後日、教科の担当教員及び教務課に欠席の事情を述べ、公欠の手続きをする。

(4) 警報が発令されていない場合について

気象に関するこれらの警報が全く発令されていない場合でも、地域の実状により登校することが困難もしくは危険と感じられる場合は各自の判断で自宅待機し、後日、教科の担当教員及び教務課に欠席の事情を述べ、公欠の手続きをする。

(5) 授業・試験以外の取り扱いについて

授業・試験以外の取り扱いも上記に準じる。ただし、行事等の取り扱いについては、担当部署が判断する。

◇交通機関の運休等

津山市近郊の JR（津山線、姫新線、因美線等）が全面運休した場合、公欠の対象となります。後日、教科の担当教員及び教務課に報告してください。

7. 補講

休講があった場合、原則として補講を実施します。補講は授業期間中のほか、事前に設定した補講期間にも行われます。補講を実施する場合は、WebClass によってお知らせします。

なお、近年関係各省庁から、必要な授業時間数の確保を要請されておりますが、年々補講時間を確保することが困難になっております。そのため、場合によっては補講期間以外の土・日・祝日に補講が行われることもあります。

8. 欠席

授業には、毎回出席してください。授業の出席が 3 分の 2 に満たない場合は失格となり、単位認定を行いません。なお、病気療養のために長期間欠席する場合は、教務課にご相談ください。

9. 公認欠席

授業には毎回出席することが原則ですが、次の場合に限って公認欠席とし、欠席扱いにはなりません。なお、忌引きの場合も同様に公認欠席として扱います。

- ①学外実習（教育実習等）
- ②就職試験
- ③学校保健安全法施行規則に定める感染症
- ④学校行事
- ⑤学友会活動
- ⑥教員免許状取得のための介護等体験
- ⑦公共交通機関の遅延・運休等
- ⑧その他大学が必要と認めるもの

10. 教科書

学期始めには、教科書を販売します。会場や販売日時に関しては、掲示で案内しますので、間違いのないように購入してください。

11. 掲示

時間割変更、教室変更、各種説明会、提出物等の授業全般及び試験等に関する重要な連絡等は、学内の掲示によって行います。掲示の見落としによる不利益を被った場合は、すべて本人の責任となります。日常的に WebClass 及び掲示板を見る習慣をつけてください。

12. 授業用印刷機の使用について

本館 1 階に学生用印刷機を設置しています。授業用の教材等の印刷に限り、無料で使用が可能です（課外活動や私用での利用については有料）。使用を希望する方は、教務課に申し込んで下さい。

13. 「オフィスアワー」について

「オフィスアワー」とは、皆さんが教員に学業や学校生活全般、卒業後の進路等に関する質問・相談を行うため、広く学生に開かれた時間です。前期・後期の開始時に時間帯等を掲示しますので、有効に活用してください。ただし、オフィスアワーに設定されている時間帯であっても、会議や出張等で在室できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、非常勤講師の先生方は、オフィスアワーを設定しておりませんので、授業終了後の空き時間に質問・相談等を行ってください。オフィスアワーの時間帯以外でも、基本的に教員の在室時であれば、質問・相談等を受け付けます。ただし、在室中であっても、授業の準備等で多忙なときは、即応できかねる場合があります。その場合は、別途日時を打ち合わせ、再訪するようにしてください。

Ⅱ. 履修登録

1. 履修登録とは

履修登録とは、各学期の指定された期間内に、履修する授業科目を届け出る手続きのことです。履修登録を行わなければ、毎回授業に出席しても定期試験を受験できず、単位を修得することができません。また、履修登録の不備によるミスは、本人の責任となりますので注意してください。

なお、各学科のカリキュラム及び履修上の注意は、該当のページで確認してください。以下に、全学生に適用されるルールを示しますので、間違いのないようにしてください。

2. オンラインシラバス

履修登録するうえで、授業内容を知るとはとても重要なことです。

本学ではシラバス(授業計画)をホームページ上で公開していますので、履修する科目のシラバスは必ず事前に確認してください。

3. ナンバリング

シラバスに載っている各科目には「ナンバリング」というコードが振られています。

この「ナンバリング」とは、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みです。

文部科学省はナンバリングの説明およびその効果について、以下のように述べています。

『授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み。1 大学内における授業科目の分類、2 複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。対象とするレベル(学年等)や学問の分類を示すことは、学生が適切な授業科目を選択する助けとなる。また、科目同士の整理・統合と連携により教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる。』(「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」より)

本学の「ナンバリング」は次の要素を組み合わせで付しています。

- ・ 学科情報 SH 食物 JI 児童 FU 福祉 EI 栄養 Y0 幼教 SE 専攻科
- ・ 学年情報
- ・ 学期情報 1 前期 2 後期 3 通年 4 集中
- ・ ディプロマ・ポリシーの要素情報 0 1 ～
- ・ 科目分類情報 K 教養・基礎科目 S 専門教育科目 B 別表科目
- ・ 区分情報 各学科で定める教育上の区分情報(表2)
- ・ 必修情報 1 必修 2 選択必修 3 選択
- ・ 科目情報(学則の並び順による連番)

このナンバリング情報を参照することで、学科、学年、開講時期、科目分類や必修・選択の情報の他、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針・修了認定の方針)との関係や、科目の区分情報などを確認することができます。

※「オンラインシラバス」の内容及び「ディプロマ・ポリシーの要素情報」や

「各科目の区分情報・科目情報」の詳細は、右のQRコードから参照してください。



4. 履修登録の制限

- ①自学年よりも上級学年に配当された授業科目は、履修することができません。
- ②同一授業時間帯に、2科目以上を履修することはできません。
- ③すでに単位を修得した授業科目は、履修することができません。
- ④各学期及び年間に履修登録できる単位数の上限が各学科ごとに定められています。無理のない履修計画を心がけてください。

5. クラス指定

クラス指定のある授業科目については、指定されたクラスで履修してください。原則として、クラス指定の変更は認められませんが、特別な事情がある場合にのみ許可することがありますので、教務課に相談してください。

6. 他カリキュラム受講

大学の他学科の授業を履修する場合、あらかじめ「他カリキュラム受講願」を教務課に提出し、許可を得てください。同じ学科でもカリキュラムが違う場合は「他カリキュラム受講願」が必要です。

7. 他学年・他クラス受講

他学年・他クラスの授業科目を履修する場合は、あらかじめ「他学年・他クラス受講願」を教務課に提出し、許可を得てください。再履修で下の学年の授業を受ける場合は「他学年・他クラス受講願」が必要です。

8. 単位互換科目

本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学等の授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなします。ただし、認定される単位数は、合わせて30単位を超えないものとします。詳しくは、教務課窓口へ相談してください。

①大学コンソーシアム岡山

「大学コンソーシアム岡山」という岡山県内の高等教育機関連携では、単位互換制度を実施しています。大学コンソーシアム岡山に参加する岡山県内18大学間において、互いに学生の受け入れを行い、それぞれの受け入れ大学において修得した単位を、所属大学の正規の単位として組み入れることができます。(この制度を利用して他大学で履修する学生を、「単位互換履修生」と呼びます)

『大学コンソーシアム岡山』協定大学一覧

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (1) 岡山大学 | (2) 岡山県立大学 |
| (3) 岡山学院大学 | (4) 岡山商科大学 |
| (5) 岡山理科大学 | (6) 川崎医科大学 |
| (7) 川崎医療福祉大学 | (8) 環太平洋大学 |
| (9) 吉備国際大学 | (10) 倉敷芸術科学大学 |
| (11) くらしき作陽大学 | (12) 山陽学園大学 |
| (13) 就実大学 | (14) 中国学園大学 |
| (15) ノートルダム清心女子大学 (女子のみ受け入れ) | (16) 新見公立大学 |
| (17) 岡山医療専門職大学 | (18) 美作大学 |

②放送大学

本学に在学する学生の皆さんが、放送大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望し認められたときは、放送大学より特別聴講学生として扱われます。なお、詳細は教務課までお問い合わせ下さい。

③津山工業高等専門学校

本学に在学する学生の皆さんが、津山工業高等専門学校の授業科目の履修及び単位の修得を希望し認められたときは、津山工業高等専門学校より特別聴講学生として扱われます。なお、詳細は教務課までお問い合わせ下さい。

9. 履修登録確認

履修登録は、1. 「履修登録票」を提出する 2. 「履修登録科目確認表」を受け取る 3. 修正のある場合「履修登録変更願」を提出することで完了します。

定められた期日に、履修登録及びその確認を行わない学生は、その学期・学年における履修の権利を放棄したものとみなします。手続きの不備等による不利益は本人の責任となりますので、十分注意してください。

10. 授業科目の放棄について

履修登録済みの科目について、担当教員に放棄する旨を申し出た場合、その科目の登録は無かったものとして扱われます。申し出の期限は、該当する学期の試験開始の前日までとします。申し出は、必ず科目担当教員まで直接行ってください（教務課では取り扱いません）。

Ⅲ. 試験・レポート

授業科目の単位の認定は試験またはレポートによります。試験には、各期末に行われる定期試験・追試験・再試験があり、その方法には、筆記試験・実技試験・口述試験があります。授業科目によっては、中間試験及び小テストが行われる場合があります。授業時間数の 3 分の 1 を超えて欠席した場合は、試験の受験資格を失います。なお、試験の答案またはレポート等の提出がない場合、その科目を放棄したものとみなされることがあります。

1. 定期試験

定期試験は、各学期末の定められた期間に行われます。試験の時間割は、通常的时间割と異なりますので、十分注意してください。試験時間割表は、各試験期間の 1 週間前に発表されます。試験時間は 90 分が原則ですが、科目によって異なります。

受験上の注意

- ①試験時には、学生証を机の見えやすい位置に提示してください。なお、学生証を忘れた場合は、総務課で仮学生証の発行手続きをしてください。
- ②試験室においては監督者の指示に従い、静粛を心がけてください。
- ③試験開始時刻から 20 分以上遅刻した場合は受験できません。
- ④試験開始後 30 分間は試験場から退出できません。
- ⑤受験時の座席については、監督者の用意した番号カードにより、指定された座席で受験しなければなりません。ただし、一部の小教室は除きます。
- ⑥答案用紙は、大学から配付されたものを使用してください。
- ⑦筆記用具以外のものは、原則として試験場の側面か前後の場所に置いてください。下敷きの使用、携帯電話等の持ち込みは禁止します。
- ⑧試験中は物品の貸し借りはできません。
- ⑨試験時間中に不正行為、またはそれとみなされる行為を行った場合には、受験を中止させます。

2. 追試験

定期試験を病気、事故などの理由で受験できない場合、教務課へ電話連絡した上で、以下の書類のいずれかを、なるべく早く教務課まで提出してください。

- ①医師の診断書
- ②保証人作成の欠席理由書（様式自由）
- ③交通機関の事故証明書
- ④忌引届
- ⑤公欠願等
- ⑥その他本人に過失または責任のない原因で欠席したという理由書（様式自由）

追試験を願い出て認められた場合、試験日当日の 3 日前までに「追試験願」を教務課に提出してください。追試験はあらかじめ指定された期日に行われ、欠席した場合はその科目を放棄したものとみなします。

受験上の注意は、定期試験と同様とします。

3. 再試験

定期試験を受験し、成績評価が不可（不合格）であった科目は、次年度以降に再履修することが原則です。ただし、特に許可された場合、科目によっては再試験が実施される場合があります。再試験は、担当教員の判断により実施するもので、皆さんの権利ではありません。再試験が許可され、試験日の3日前までに「再試験願」を教務課に提出した場合、再試験を受験することができます。再試験は、当該科目が修了した期の翌期の定期試験開始までに実施します。受験上の注意は、定期試験と同様とします。なお、再試験によって合格した場合の成績評価は、「可」となります。

再試験料は1科目につき1,000円です。試験日の3日前までに経理課に納入してください。【期日厳守】

4. 不正行為

試験時間中に不正行為、またはそれとみなされる行為を行った場合は、直ちに退場となります。当該科目は不可となります。当該科目は、次年度以降に再履修することになり、追試験・再試験に該当しません。また、学長による懲戒処分とします。

5. レポート

レポートにより学習評価が行われる場合があります。担当教員から随時レポートが課される場合や、定期試験にかわるものとして課される場合があります。授業中にレポートについて指示がある場合や、掲示のみにて連絡される場合がありますので注意してください。提出先は担当教員の指示に従ってください。

提出方法 教務課に提出を指示された場合、以下の項目を厳守してください。

- ①提出期限・時間は厳守してください。期限及び時間を過ぎたレポート、郵送による提出等は一切受理しません。
- ②担当教員から指示がない場合は、A4サイズ用の紙（原稿用紙、レポート用紙）をご使用ください。用紙の1枚目には、授業科目名、レポートのタイトル、学科、学生証番号、氏名を明記してください。
- ③縦書きの場合は、右上をホッチキス止め（または穴を開けてヒモ綴じ）してください。横書きの場合は、左上をホッチキス止め（または穴を開けてヒモ綴じ）してください。
- ④「レポート提出票」に必要事項をペンで記入し、レポートに貼り付けてください。「レポート提出票」は教務課カウンターにあります。
- ⑤レポート提出と引換えにレポート受領票を受け取ってください。受付印のないものは無効です。

IV. 成績評価

成績評価は 100 点満点で採点し、60 点以上の場合にその科目の単位修得が認められます。成績の評価段階は、合格を「優」(80 点以上 100 点以下)、「良」(70 点以上 80 点未満)、「可」(60 点以上 70 点未満)、認定、不合格を「不可」(60 点未満)、放棄または出席不足とします。

試験中に不正行為、またはそれとみなされる行為があった場合、その科目の受験は中止となり、履修は無効となります。次年度以降に再履修しない限り、単位は認定されません。また、履修登録がされていないなど登録に不備がある場合、出席が総授業時間数の 3 分の 2 に満たない場合は、受験をしても成績評価はされませんので注意してください。

合否	評価	評点区間	評価基準
合格	優	80 点以上 100 点以下	到達目標を十分に達成し、優秀な成績をおさめている
	良	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成している
	可	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限度達成している
	認定		
不合格	不可	0 点以上 60 点未満	到達目標を達成していない
	放棄		

成績通知

前期科目の成績は 9 月下旬、後期及び通年科目の成績は 3 月下旬に、在学生の保証人宛てに「成績通知書」を送付します。成績通知書は、履修した科目とその結果が全て記載されます。

なお、就職試験等の際に必要な成績証明書には、合格科目のみが記載されます。

成績通知書の見方

- ①学期始めの履修登録期間に履修登録した科目のみ表記されています。
- ②単位・評価欄が「空白」になっている科目は単位未修得の科目です。
- ③科目名の前に「＊」が付いている科目は履修中の科目です。

成績指標（GPA）について

成績通知書の左下に成績指標となる数値を記載しています。この成績指標数値は、優の評価の科目の 1 単位を 5 点、良の評価の科目の 1 単位を 3 点、可の評価の科目の 1 単位を 1 点そして不可の科目の 1 単位を 0 点として点数の合計を求め、その合計点数を優～不可の成績の単位数の合計数で割って求めたものです。

【例】 2 単位ものの優の科目が 2 科目、1 単位ものの良の科目が 3 科目、2 単位ものの可の科目が 1 科目、3 単位ものの不可の科目が 1 科目の場合の成績指標数値(小数第 3 位以下は四捨五入)は、

$$2 \times 2 \times 5 + 1 \times 3 \times 3 + 2 \times 1 \times 1 + 3 \times 1 \times 0 = 31 \text{ (総得点)} \quad 31 \div 12 \text{ (総単位数)} = 2.58 \text{ (成績指標)}$$

オール優の成績の学生の場合は「5」 オール良の成績の学生の場合は「3」 オール可の成績の学生の場合は「1」と成績指標はなります。従って、成績指標が「2」未満の学生の場合、「可」更には「不可」が多く注意を要することになります。

V. 学籍

1. 修業年限

修業年限とは、大学を卒業するために最低必要な在学年数のことです。本学を卒業するためには最低 4 年間在学することが必要です。ただし、8 年を超えて在学することはできません。

3 年次編入生の本学における在学すべき年数は 2 年です。ただし、4 年を超えて在学することはできません。

本学に在学することのできる最長の在学期間のことを、在学年限といいます。

2. 学位

所定の期間在学し、各学科所定の卒業に必要な単位を修得した学生は卒業となり、次の学位が与えられます。

食物学科	———	学士（食物学）	〈英文表記〉	Bachelor of Food Sciences
児童学科	———	学士（児童学）	〈英文表記〉	Bachelor of Child Sciences
社会福祉学科	———	学士（社会福祉学）	〈英文表記〉	Bachelor of Department of Social Work

3. 学生証番号

入学手続を完了した学生には、入学と同時に 9 ケタの固有の学生証番号が与えられます。学生証番号は学生証に記載されています。

＜大学＞

例 2 0 2 5 0 0 0 0 0

.....クラス内の通し番号(出席番号)

.....学科内のクラス

.....学科(食物学科－01、児童学科－02、社会福祉学科－03)

.....入学年度(西暦)

4. 学生証

学生証は、本学の学生であるという身分を証明するものであり、また、学割証・各種証明書の交付の際などにも必要となります。常時携帯し、他人に貸与や譲渡をしてはいけません。非常に大切なものですから、取扱いには十分に注意してください。

学生証は、入学時に交付します（有効期間 4 年）。紛失または破損した場合には、すみやかに総務課に届け出て、再交付を受けてください（有料）。なお、卒業・退学・除籍により学籍がなくなったときは直ちに返却してください。

5. 身上変更に関する届出

身上の異動により下記の変更が生じたときは、総務課備付けの所定用紙により届け出てください。

- ①改姓・改名〔戸籍事項記載証明書添付〕
- ②現住所（帰省先を含む）の変更
- ③保証人の変更・保証人住所の変更

6. 休学

病気などのやむを得ない理由によって、3 ヶ月以上修学することができない場合は、休学を願い出ることができます。休学するときは休学願に必要事項を記入し、保証人連署のうえ、保証人作成の理由書を添付し、クラス担任の認印を受けてからクラス担任より事務室へ提出してください。休学の理由が病気によるときは、必ず医師の診断書を添付してください。休学の願い出については、学長決裁を経てその結果を通知します。

学期の途中で休学する場合は、その学期の学費は納付しなければなりません。ただし、年間及び前期・後期の全期間にわたる休学を許可された場合は免除されます。

休学が認められる期間は、1 年以内です。特別の事情のあるときは、さらに 1 年以内の休学をすることができますが、その期間は通算して修業年限（4 年）を超えることはできません。なお、休学期間は、在学期間に算入されません。

7. 復学

休学の事情が解消し復学を希望するときは、復学願に必要事項を記入し、保証人連署のうえ、クラス担任の認印を受けてからクラス担任より事務室へ提出してください。復学の理由が病気の完治によるときは、医師の診断書を添付してください。復学の願い出については、学長決裁を経てその結果を通知します。

復学の時期は、前期または後期の始めです。復学願は、復学したい学期の始まりまでに提出してください。復学した学期の科目の履修方法については、授業開始前までに教務課で相談してください。

復学者の学費は、入学年度の金額とします。

8. 退学

事情により退学を希望する場合は、退学願に必要事項を記入し、保証人連署のうえ、クラス担任の認印を受けてから、保証人作成の理由書を添付し、クラス担任より事務室へ提出してください（学生証は総務課に返却すること）。退学の願い出は、特別の事情のある場合を除き、退学しようとする日より前に届け出てください。学長決裁を経て、その結果を通知します。

退学しようとする者は、在学した学期の学費を納入しなければなりません。次の学期の開始までに手続きができなかった者は、次の学期の学費を納めてから退学の手続きをとらなければなりません。

なお、学則その他の学内諸規程に違反し、または学生の本分に反する行為をした学生に対しては、学長は教授会の議を経て懲戒処分をすることができます。懲戒の種類は訓告・停学及び退学としますが、退学は次の各号のいずれかに該当する学生に対して行います。

- ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ②学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③正当な理由がなく出席が常でない者
- ④学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

9. 除籍

次のいずれかに該当する学生は、除籍となります。

- ①学費を滞納し、督促を受けてもなお所定の期日までに納入しない者
- ②学則に定める在学年数を越えた者
- ③休学期間が通算して修業年限を超えてなお修学できない者
- ④長期にわたり行方不明の者

10. 再入学

正当な理由により退学した者が再入学を願い出たときは、選考のうえ、これを許可することがあります。再入学は、原則として退学後 1 年以内に願い出るものとします（懲戒による退学を除く）。

11. 転学・転学科

転学、転学科を希望する場合は、クラス担任と相談のうえ、保証人連署の転学願または転学科願を教務課に提出してください。各願には、それぞれ保証人作成の理由書を添えるものとします。出願時期は、下記によるものとします。

①4月1日付転学等の場合：1月15日～1月31日

②10月1日付転学等の場合：7月15日～7月31日

12. 教務関係届出一覧

種類	届・願	備考
学籍 関係	転学願	事前に担任と十分相談の事。検定料 10,000 円が必要です。
	転学科願	事前に担任と十分相談の事
学業 関係	忌引届	
	公欠願	証明書が必要な場合があります。
	長期欠席届	
	履修登録票	
	他カリキュラム受講願	
	他学年・他クラス受講願	
	特別聴講学生(単位互換)願	
	単位互換科目単位認定願	
	追試験願	
	再試験願	
	卒業論文題目届	学科の内規を参照
	卒業論文指導教員・題目変更届	学科の内規を参照
その他	印刷機使用願	

13. 教務関係手数料等一覧

種類	金額	備考
再試験料	1,000 円	1 科目につき。
転学（検定料）	10,000 円	
研究生（検定料）	10,000 円	
研究生（履修料）	備考欄参照	当該年度の授業料の半額。
特別聴講学生（履修料）	12,000 円	1 単位につき。
科目等履修生（検定料）	10,000 円	
科目等履修生（履修料）	12,000 円	1 単位につき。
印刷機使用料	備考欄参照	基本料金 60 円、用紙 2 円（授業の場合は、いずれも無料）

VI. 履修要項

食物学科教育目標

保健、医療、福祉及び教育分野の栄養サポートや食育を担い、食のエキスパートとして食生活の改善に寄与し、それを通して地域社会の人々の生活の質の向上に貢献できる専門的職業人の養成を目的とする。

この人材養成の目的を達成するために、次の1～4を教育目標として掲げる。

1. 管理栄養士の養成にあたっては、保健、医療、福祉、特定給食施設等の現場において、個人の身体状況・栄養状態等に応じた栄養サポートや給食管理、傷病者に対する栄養サポートや給食管理を担う専門的知識と技術の修得、特に現場への対応能力、実践力の養成に力を注ぐ。
2. 栄養教諭の養成にあたっては、学校における児童・生徒の食育及び給食管理を担うことのできる専門的知識や技術の修得をめざす。
3. 高等学校及び中学校の家庭科教員の養成にあたっては、食に関する高い専門性を有し、調理師養成教育にも貢献しうる力量をつける。
4. 管理栄養士、栄養教諭及び家庭科教員等として現場において専門的知識や技術を生かすことのできるように、深い教養や思考力、職業意識、協働力、コミュニケーション力などの能力を高める。

食物学科ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

食物学科の教育目標を踏まえ、授業ごとの到達目標に基づいた成績評価を行い、学則に定める所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与する。卒業までに身に付けるべきこととして、以下のことが求められる。

1. 保健、医療、福祉、教育、特定給食施設等の現場において、個々の身体状況・栄養状態等に応じた栄養サポートや給食管理、傷病者に対する栄養サポートや給食管理を担うための専門的知識や技能を修得すること。
2. それぞれの現場において専門的知識や技能を活かすために、深い教養や思考力、職業意識、協働力、コミュニケーション力等を身に付けること。
3. 管理栄養士、専門的職業人として使命感、倫理観を有すること。

食物学科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

食物学科の教育目標を踏まえ、以下の方針で教育課程を編成し実施する。

1. 教養教育科目によって、広い視野と豊かな人間性を備えた社会人としての基礎的能力を育てる。
2. 専門教育科目(管理栄養士養成の専門基礎科目及び専門科目)は、管理栄養士学校指定規則に定められたカリキュラム編成に準拠して編成し、地域社会の保健、医療、福祉、教育、特定給食施設等の現場において、個々の身体状況・栄養状態等に応じた栄養サポートや給食管理を遂行するための実践力を育てることに重点を置く。
3. 栄養教諭免許及び家庭科教諭免許取得に必要な教職科目を設け、教育現場における管理栄養士の活躍の道をひらく。
4. 管理栄養士、栄養教諭及び家庭科教諭等の専門職において、専門的知識や技能を活かすために、深い思考力やデータ分析・処理力、職業意識、協働力、コミュニケーション力等を高める教育を、教養教育及び専門教育の各科目を通して行う。

食物学科卒業要件

区分	必修・選択の別	必要単位数
教養・基礎教育科目	必修科目	5 単位
	選択必修科目	8 単位以上
	選択科目	1 7 単位以上
小 計 (A)		3 0 単位以上
専門教育科目	必修科目	1 単位
	選択必修科目	—
	選択科目	9 3 単位以上
小 計 (B)		9 4 単位以上
合 計 (A+B)		1 2 4 単位以上

※各種資格の取得要件については、別途確認すること。

1. 教養・基礎教育科目

区分	授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当学年				教員免許		備考
			必修	選択	1年	2年	3年	4年	家庭	栄教	
導入科目	1 年次セミナー	演習	2		○						
共通教養科目	人権教育	講義		2	○						
	日本国憲法	講義		2	○				◎	◎	
	心理学概論	講義		2	○						
	日本語リテラシー	講義		2	○						
	美作地域学	演習		2		○					
	ファシリテーション演習	演習		1			○				
	関 S 現代生活論	講義		2	○						
	連 D 国際社会と日本	講義		2	○						
	目 s 地球環境論	講義		2	○						
キャリア科目	キャリアデザイン論	講義		1	○						
	ボランティア論	講義		1		○					
	インターンシップ実習	実習		1			○				
	ボランティア実習	実習		1		○					
データサイエンス科目	情報リテラシー概論	講義	1		○				◎	◎	
	情報リテラシー演習・入門	演習		1	○						この 8 科目の中から、3 科目 4 単位以上選択必修
	情報リテラシー演習・基礎	演習		1	○				△	△	
	情報リテラシー演習・活用	演習		1	○						
	データサイエンス	演習		1	○						この 2 科目の中から、1 科目 2 単位以上選択必修
	データ活用演習	演習		2		○			△	△	
	調査と統計	講義		2	○						
	データサイエンス科目関連資格認定Ⅰ	—		1		○					
	データサイエンス科目関連資格認定Ⅱ	—		1		○					
語学科目	英語Ⅰ	演習	1		○						
	英語Ⅱ	演習	1		○						
	英語Ⅲ	演習		1		○			◎	◎	この 14 科目の中から、2 科目 2 単位以上選択必修
	英語Ⅳ	演習		1		○			◎	◎	
	英語資格認定Ⅰ	実習		1		○					
	英語資格認定Ⅱ	実習		2		○					
	フランス語Ⅰ	演習		1	○						
	フランス語Ⅱ	演習		1	○						
	韓国語Ⅰ	演習		1	○						
	韓国語Ⅱ	演習		1	○						
	中国語Ⅰ	演習		1	○						
	中国語Ⅱ	演習		1	○						
	日本手話Ⅰ	演習		1	○						
	日本手話Ⅱ	演習		1	○						
	留学生日本語Ⅰ	演習		1	○						
	留学生日本語Ⅱ	演習		1	○						
健康スポーツ科目	レクリエーション概論	講義		2				○			この 4 科目の中から、2 科目 2 単位以上選択必修
	レクリエーション実技・実習	実習		2				○			
	スポーツ健康講義	講義		1	○				◎	◎	
	スポーツ健康実習	実習		1	○				◎	◎	
連防 災科 目関	災害を知る	講義		2	○						「防災士」関連科目
	災害に備える	演習		2	○						
単位 互換 科目	放送大学科目Ⅰ	—		—		○					単位は修得した科目の単位数を認定する
	放送大学科目Ⅱ	—		—		○					
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅰ	—		—		○					
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅱ	—		—		○					
学科 基礎 科目	基礎化学Ⅰ	講義		2	○						
	基礎化学Ⅱ	講義		2	○						
	栄養基礎化学	講義		2	○						
	基礎生物学Ⅰ	講義		2	○						
	基礎生物学Ⅱ	講義		2	○						

【卒業要件】必修科目5単位、選択必修科目8単位以上と選択科目17単位以上を合わせた、計30単位以上を修得のこと。

【備考1】教員免許欄の◎印科目は、必修科目。

【備考2】教員免許欄の△印科目は、いずれかを修得すること（選択必修科目）。

2. 専門教育科目

授 業 科 目	授業 形態	単位数		学 年 配 当				管理 栄養士	栄養士	教員免許		備 考
		必修	選択	1 年	2 年	3 年	4 年			家庭	栄養	
家庭経営学概論	講義		2		○					◎		含家族関係学及び家庭経済学 含被服学
衣生活論	講義		2		○					◎		
住生活論	講義		2		○					◎		
食生活論	講義		2	○								
社 会 与 健康 環 境	公衆衛生学Ⅰ	講義	2			○		◎	◎	高免▲	◎	
	公衆衛生学Ⅱ	講義	2			○		◎		高免▲	◎	
	健康管理概論	講義	2	○				◎			◎	
	社会福祉概論	講義	2	○				◎	◎		◎	
人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病	病理学	講義	2		○			◎	◎		◎	
	疾病診断と治療	講義	2		○			◎	◎		◎	
	解剖生理学Ⅰ	講義	2	○				◎	◎		◎	
	解剖生理学Ⅱ	講義	2		○			◎			◎	
	解剖生理学実習Ⅰ	実習	1		○			◎	◎		◎	
	解剖生理学実習Ⅱ	実習	1			○		◎			◎	
	生化学Ⅰ	講義	2	○				◎	◎	▲	◎	
	生化学Ⅱ	講義	2		○			◎			◎	
	生化学実験	実験	1		○			◎	◎		◎	
	微生物学	講義	2		○			◎			◎	
	基礎医学	講義	2	○								
食 べ 物 と 健康	食品学Ⅰ	講義	2	○				◎	◎	◎	◎	
	食品学Ⅱ	講義	2	○				◎	◎	◎	◎	
	食品学Ⅲ	講義	2		○							
	食品学実験	実験	1	○				◎	◎		◎	
	食品学実習	実習	1		○			◎		◎	◎	
	食品衛生学	講義	2		○			◎	◎	高免▲	◎	
	食品衛生学実験	実験	1			○		◎	◎	高免▲	◎	
	調理学	講義	2	○				◎	◎	◎	◎	
	調理学実習Ⅰ	実習	1	○				◎	◎	◎	◎	
	調理学実習Ⅱ	実習	1	○				◎	◎	▲	◎	
	給食調理学実習	実習	1		○			◎	◎		◎	
	調理学実験	実験	1		○			◎		◎	◎	
基 礎 学	基礎栄養学Ⅰ	講義	2	○				◎	◎	◎	◎	
	基礎栄養学Ⅱ	講義	2	○				◎	◎	◎	◎	
	基礎栄養学実験	実験	1		○			◎	◎		◎	
応 用 栄 養 学	応用栄養学Ⅰ	講義	2		○			◎	◎	◎	◎	
	応用栄養学Ⅱ	講義	2			○		◎		◎	◎	
	小児栄養学演習	演習	1									
	高齢期栄養学演習	演習	1				○					
	応用栄養学実習	実習	1			○		◎	◎	◎	◎	
	栄養アセスメント	講義	2		○			◎			◎	
栄 養 教 育 論	栄養教育論Ⅰ	講義	2		○			◎	◎		◎	
	栄養教育論Ⅱ	講義	2			○		◎	◎		◎	
	栄養教育論実習Ⅰ	実習	1		○			◎	◎		◎	
	栄養教育論実習Ⅱ	実習	1			○		◎			◎	
	カウンセリング	講義	2		○			◎			◎	
臨 床 栄 養 学	臨床栄養学概論	講義	2		○			◎	◎		◎	
	臨床栄養学各論	講義	2			○		◎	◎		◎	
	臨床栄養学実習Ⅰ	実習	1			○		◎	◎		◎	
	臨床栄養学実習Ⅱ	実習	1			○		◎	◎		◎	
	福祉臨床栄養学	講義	2			○		◎			◎	
	福祉臨床栄養学実習	実習	1			○		◎			◎	
	栄養ケアプラン	講義	2			○		◎			◎	
栄 養 学 公 衆	公衆栄養学Ⅰ	講義	2		○			◎	◎		◎	
	公衆栄養学Ⅱ	講義	2			○		◎			◎	
	公衆栄養学実習	実習	1			○		◎			◎	
管 理 論 給 食	給食経営管理論Ⅰ	講義	2		○			◎	◎		◎	
	給食経営管理論Ⅱ	講義	2		○			◎			◎	
	給食経営管理論実習	実習	1		○			◎	◎		◎	
演 習 合	栄養管理総合演習	演習	1				○	◎			◎	
	臨地実習事前・事後指導	演習	1			○		◎			◎	

授 業 科 目		授業 形態	単位数		学 年 配 当				管理 栄養士	栄養士	教員免許		備 考
			必修	選択	1 年	2 年	3 年	4 年			家庭	栄養	
臨 地 実 習	臨地実習Ⅰ	実習		1			○		◎	◎		◎	含:「給食の運営」に係る校外実習1単位
	臨地実習Ⅱ	実習		1			○		◎			◎	
	臨地実習Ⅲ	実習		1			○		◎			◎	
	臨地実習Ⅳ	実習		1			○		◎			◎	
単 位 互 換	放送大学科目Ⅲ	—	—	—			○						単位は修得した科目の単位数を認定する
	放送大学科目Ⅳ	—	—	—			○						
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅲ	—	—	—			○						
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅳ	—	—	—			○						
管理栄養特別演習Ⅰ		講義		1				○					
管理栄養特別演習Ⅱ		講義		1				○					
管理栄養特別演習Ⅲ		講義		1				○					
管理栄養特別演習Ⅳ		講義		1				○					
管理栄養特別演習Ⅴ		講義		1				○					
管理栄養特別演習Ⅵ		講義		1				○					
管理栄養特別演習Ⅶ		講義		1				○					
管理栄養特別演習Ⅷ		講義		1				○					
食料経済		講義		2			○						
食事計画論		講義		2	○								
栄養情報演習		演習		2			○						
学校栄養教育論Ⅰ		講義		2		○						◎	
学校栄養教育論Ⅱ		講義		2			○					◎	
被服実習		実習		1			○				◎		
保育学		講義		2		○					◎		
食物学演習		演習	1		○								
卒業研究		演習		4				○					

【卒業要件】必修科目1単位に選択科目93単位を加え、94単位以上修得すること。

備考1：管理栄養士欄・栄養士欄および教員免許欄の◎印の科目は、必修科目。

備考2：教員免許欄の▲印の科目は、選択科目。

3. 教職に関する科目

授業科目	授業形態	単位数	学 年 配 当				教員免許			備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	家 庭		栄養	
							中学	高校		
教職論	講義	2		○			◎	◎	◎	
教育原理	講義	2		○			◎	◎	◎	
教育心理学	講義	1		○			◎	◎	◎	
特別支援教育の理解	講義	1		○			◎	◎	◎	
教育課程論	講義	2			○		◎	◎	◎	
教育経営論	講義	2			○		◎	◎	◎	
家庭科教育法Ⅰ	演習	4			○		◎	◎		
家庭科教育法Ⅱ	演習	4			○		◎	▲		
道徳教育指導論	講義	2			○		◎		◎	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義	2			○		◎	◎	◎	
教育方法技術論・情報通信技術教育論	講義	2			○		◎	◎	◎	
生徒・進路指導論	講義	2				○	◎	◎	◎	
教育相談	講義	2				○	◎	◎	◎	
教職実践演習（中・高）	演習	2				○	◎	◎		
教職実践演習（栄養教諭）	演習	2				○			◎	
事前事後指導（家庭）	実習	1			○		◎	◎		
事前事後指導（栄養教諭）	実習	1			○				◎	
教育実習Ⅰ（家庭）	実習	2				○	◎	◎		
教育実習Ⅱ（家庭）	実習	2				○	◎			
教育実習（栄養教諭）	実習	1				○			◎	

備考1：教員免許欄の◎印の科目は、必修科目。

備考2：教員免許欄の▲印の科目は、選択科目。

1. 関心・意欲・意図		2. 思考・判断		3. 技能・コミュニケーション		4. 知識・理解	
学年次	科目	1) 人の健康の維持・増進に資する知識・技能の習得 2) 専門的知識人としての態度の涵養		1) 専門的知識人としての態度の涵養 2) 専門的知識人としての態度の涵養		1) 専門的知識人としての態度の涵養 2) 専門的知識人としての態度の涵養	
		①	②	③	④	⑤	⑥
4年次	食糧						
	食糧						
3年次	食糧						
	食糧						
2年次	食糧						
	食糧						
1年次	食糧						
	食糧						

食糧科学がキーワードになる
食糧科学がキーワードになる
食糧科学がキーワードになる
食糧科学がキーワードになる
食糧科学がキーワードになる



詳しくはQRコードを参照してください▶

児童学科教育目標

子どもを取りまく社会環境の変化や子どもの意識・行動の複雑化・多様化等に対応した教育の推進を通じ、主体的に学び続ける社会人としての資質を育成し、保育・教育・子育て支援の分野において優れた知見と実践的・応用的能力を身に付けた、地域社会に貢献できる専門的職業人の養成を目的とする。

この人材養成の目的を達成するために、コースごとに次の教育目標掲げる。

〔小学校教員養成コース〕

1. 児童文化、心理学、教育学等の学修を基礎に、教職に関する専門的識見を養う。
2. 教育現場への積極的参加により学習知と実践知とを結合させ、小学校教員としての実践力を培う。
3. 小学校教員の職務についての幅広い理解に基づき、教職に対する情熱、使命感、倫理観、責任感を養う。

〔保育士・幼稚園教員養成コース〕

1. 乳幼児の心身の発達、養護と教育についての学修を基礎に、子どもへの理解を深化させる。
2. 心理系科目および福祉系科目の修得により、人間理解を深め、保育者としての資質能力を培う。
3. 保育技術の習得、保育現場への積極的参加により、保育者としての実践力を培う。
4. 保育者の職務についての理解に基づき、保育に対する使命感や責任感を養う。

児童学科ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

児童学科では、保育・教育・子育て支援の分野において、子どもについての深い知見、現場で求められる社会人としての基礎的能力、職務に対する使命感や責任感など職業人としての資質、現場体験に基づく実践的・応用的能力を養うことを目的とした教育課程について、学則に定める所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与する。

児童学科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

児童学科では、保育・教育・子育て支援の分野において、地域社会に貢献できる専門的職業人を養成するために、以下の方針で教育課程を編成し、運営する。

1. 社会人としての一般教養及び課題解決能力を養うために、基礎教育科目を設置する。
2. 子どもへの理解を深めるために、児童文化領域・心理学領域・教育学領域に関する科目を設置する。
3. 教員としての資質の向上を図り、実践力を養うために、教科関連領域・教職関連領域に関する科目を設置する。
4. 保育者としての資質の向上を図り、実践力を養うために、子育て支援領域に関する科目を設置する。
5. エビデンスに基づく論理的思考などのスキルを養うための科目を設置する。

児童学科卒業要件

区分	必修・選択の別	必要単位数
教養・基礎教育科目	必修科目	5 単位
	選択必修科目	8 単位以上
	選択科目	1 7 単位以上
小 計 (A)		3 0 単位以上
専門教育科目	必修科目	1 4 単位
	選択必修科目	8 単位以上
	選択科目	7 2 単位以上
小 計 (B)		9 4 単位以上
合 計 (A+B)		1 2 4 単位以上

※各種資格の取得要件については、別途確認すること。

1. 教養・基礎教育科目

区分	授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当学年				教員免許			保育士	心理士	備考
			必修	選択	1年	2年	3年	4年	幼稚園	小学校	中学校			
導入科目	1 年次セミナー	演習	2		○									
共通教養科目	人権教育	講義		2	○							△		
	日本国憲法	講義		2	○				◎	◎	◎	△		
	心理学概論Ⅰ	講義		2	○							△	◎	
	日本語リテラシー	講義		2	○							△		
	美作地域学	演習		2			○							
	ファシリテーション演習	演習		1				○						
	関連科目 S D G s													
キャリア科目	現代生活論	講義		2	○									
	国際社会と日本	講義		2	○									
	地球環境論	講義		2	○							△		
	キャリアデザイン論	講義		1	○									
キャリア科目	ボランティア論	講義		1			○							
	インターンシップ実習	実習		1			○							
	ボランティア実習	実習		1			○							
	ボランティア実習	実習		1			○							
データサイエンス科目	情報リテラシー概論	講義	1		○							△		
	情報リテラシー演習・入門	演習		1	○							△		
	情報リテラシー演習・基礎	演習		1	○							△		この 8 科目の中から、3 科目 4 単位以上選択必修
	情報リテラシー演習・活用	演習		1	○							△		
	データサイエンス	演習		1	○							△		
	データ活用演習	演習		2		○								この 2 科目の中から、 1 科目 2 単位以上 選択必修
	調査と統計	講義		2		○								
	データサイエンス科目関連資格認定Ⅰ	—		1			○							
語学科目	データサイエンス科目関連資格認定Ⅱ	—		1			○							
	英語Ⅰ	演習	1		○							△		
	英語Ⅱ	演習	1		○							△		
	英語Ⅲ	演習		1		○			◎	◎	◎	△		
	英語Ⅳ	演習		1		○			◎	◎	◎	△		
	英語資格認定Ⅰ	実習		1			○							
	英語資格認定Ⅱ	実習		2			○							
	フランス語Ⅰ	演習		1	○									
	フランス語Ⅱ	演習		1	○									この 1 4 科目の中から、2 科目 2 単位以上選択必修
	韓国語Ⅰ	演習		1	○									
	韓国語Ⅱ	演習		1	○									
	中国語Ⅰ	演習		1	○									
	中国語Ⅱ	演習		1	○									
	日本手話Ⅰ	演習		1	○									
	日本手話Ⅱ	演習		1	○									
	留学生日本語Ⅰ	演習		1	○									
	留学生日本語Ⅱ	演習		1	○									
	留学生日本語Ⅱ	演習		1	○									
健康スポーツ科目	レクリエーション概論	講義		2	○							△		
	レクリエーション実技・実習	実習		2				○				△		この 4 科目の中から、2 科目 2 単位以上選択必修
	スポーツ健康講義	講義		1	○				◎	◎	◎	◎		
	スポーツ健康実習	実習		1	○				◎	◎	◎	◎		
防災科目	災害を知る	講義		2	○									「防災士」関連科目
	災害に備える	演習		2	○									
単位互換科目	放送大学科目Ⅰ	—		—			○							単位は修得した科目の単位数 を認定する
	放送大学科目Ⅱ	—		—			○							
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅰ	—		—			○							
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅱ	—		—			○							
学科基礎科目	児童学概論	講義		2	○							△		
	児童文化概論	講義		2	○							△		
	実践力基礎演習	演習		2	○									教員・保育士資格取得希望者は履修
	心理学概論Ⅱ	講義		2	○							△	◎	
	芸術と人間	講義		2	○							△		

【卒業要件】必修科目 5 単位、選択必修科目 8 単位以上と選択科目 1 7 単位以上を合わせた、計 3 0 単位以上を修得のこと。

【備考】教員免許・保育士・心理士欄の◎印科目＝必修科目、△印＝選択必修科目、▲印＝選択科目。

2. 専門教育科目

区分	授業科目	授業形態	単位数		配当学年				教員免許			保育士	心理士	備考
			必修	選択	1年	2年	3年	4年	幼稚園	小学校	中学校			
児童文化領域	児童文学	講義		2		○			▲	▲	▲			この3科目の中から、2科目4単位以上選択必修
	児童美術	講義		2		○			▲	△	△			
	児童音楽	講義		2	○				▲	△	△			
	児童文学演習	演習		2				○				▲		この3科目の中から、1科目2単位以上選択必修
	児童美術演習	演習		2				○				▲		
	児童音楽演習	演習		2				○				▲		
心理学領域	発達心理学Ⅰ	講義	2			○			◎	◎	◎	◎	△	
	発達心理学Ⅱ	講義	2			○			▲	▲	▲	▲	△	
	発達心理学Ⅲ	講義		2	未開講									
	子ども理解の理論と方法	演習		1			○		◎			◎		
	教育心理学	講義		2			○		◎	◎	◎	▲	△	
	学校臨床心理学	講義		2				○					▲	
	心理学研究法	講義		2	○								◎	
	心理統計法	講義		2			○						◎	
	心理データ解析	講義		2			○						△	
	心理学基礎実験	実験		2		○							◎	
	心理学実験演習	実験		2			○						◎	
	認知心理学	講義		2				○					△	
	学習心理学	講義		2			○						△	
	比較心理学	講義		2	○								△	
	児童臨床心理学	講義		2				○		▲	▲	▲	△	
	児童臨床心理学演習	演習		2				○				▲	△	
	心理診断法	講義		2	未開講									
	カウンセリング	演習		2			○					▲	△	
	社会心理学	講義		2	○								△	
	家族心理学	講義		2				○			▲	◎	△	
	心理学特論	講義		2	未開講									
教育学領域	児童教育学概論	講義	2		○							▲		
	教職論	講義		2		○			△	◎	◎			幼児：保育・教職論（幼稚園）のいずれか選択必修
	学校教育社会学	講義		2		○			◎	◎	◎			
	教育原理	講義		2			○		◎	◎	◎	◎		
	教育課程論（小・中）	講義		2		○				◎	◎			
	教育課程各論	講義		2			○							
	生徒・進路指導論	講義		2			○			◎	◎			
	教育相談	講義		2			○		◎	◎	◎	▲	△	
	特別支援教育の理解	講義		1			○		◎	◎	◎			
	道徳教育指導論	講義		2			○			◎	◎			
	特別活動指導法	講義		1			○			◎	◎			
	総合的な学習の時間の指導法	講義		1			○			◎	◎			
	教育方法技術論・情報通信技術教育論	講義		2				○		◎	◎			
	I C T活用演習	演習		2		○			◎	◎	◎	▲		
教科関連領域	国語概論	講義		2			○		▲	△	△			含書写
	書道	講義		2	○					▲	▲			
	社会科概論	講義		2		○				△	△			
	数学概論	講義		2	○					△	△			
	理科概論	講義		2		○				△	△			
	生活科概論	講義		2			○		▲	△	△			
	音楽Ⅰ（器楽）	演習		2	○				▲	▲	▲	▲		
	音楽Ⅱ（器楽）	演習		2		○						▲		
	音楽Ⅲ（声楽）	演習		2		○				▲	▲	▲		
	美術Ⅰ（絵画）	演習		2	○				▲	▲	▲	▲		
	美術Ⅱ（彫塑）	演習		2	○					▲	▲	▲	▲	
	児童体育	演習		2		○			▲	△	△			
	児童保健学概論	講義		2		○			▲	▲	▲	▲		
	家庭科概論	講義		2	○					△	△			
	児童英語	講義		2			○			△	△			
	家庭経営学概論（含家族関係学及び家庭経済学）	講義		2		○				△	◎			
	衣生活論（含被服学）	講義		2		○				△	◎			
	被服実習	演習		1			○			△				
	食物学	講義		2			○			△	◎			
	食品学	講義		2				○		△				
	住生活論	講義		2		○				△	◎			
	保育学	講義		2		○				△	◎			
教職関連領域	国語科教育法	演習		1		○				◎	◎			
	国語科教育法研究	演習		1		○				△	△			
	社会科教育法	演習		1		○				◎	◎			
	社会科教育法研究	演習		1		○				△	△			
	算数科教育法	演習		1		○				◎	◎			
	算数科教育法研究	演習		1		○				△	△			
	理科教育法	演習		1		○				◎	◎			
	理科教育法研究	演習		1		○				△	△			
	生活科教育法	演習		1			○			◎	◎			
	生活科教育法研究	演習		1			○			△	△			

区分	授業科目	授業形態	単位数		配当学年				教員免許			保育士	心理士	備考
			必修	選択	1年	2年	3年	4年	幼稚園	小学校	中学校			
教職関連領域	音楽科教育法	演習	1				○			◎	◎			
	音楽科教育法研究	演習	1				○			△	△			
	図画工作科教育法	演習	1	○						◎	◎			
	図画工作科教育法研究	演習	1			○				△	△			
	体育科教育法	演習	1				○			◎	◎			
	体育科教育法研究	演習	1				○			△	△			
	家庭科教育法	演習	1			○				◎	◎			
	家庭科教育法研究	演習	1			○				△	◎			
	外国語科教育法	演習	1				○			◎	◎			
	外国語科教育法研究	演習	1				○			△	△			
	家庭科教育法Ⅰ	演習	4				○				▲			
	家庭科教育法Ⅱ	演習	4				○				▲			
	教職実践演習（幼・小・中）	演習	2					○	△	◎	◎			
	事前事後指導（小学校）	実習	1				○			◎	◎			
	事前事後指導（中学校）	実習	1					○			▲			
	教育実習（小学校）	実習	4				○			◎	◎			
	教育実習（中学校）	実習	2					○			▲			
子育て支援領域	学校支援活動	実習	1			○					◎			
	保育原理	講義	2			○						◎		
	保育・教職論（幼稚園）	講義	2			○			△			◎		幼児：教職論（幼・小）のいずれか選択必修 小免コースは3年次配当 幼保コースは2年次配当
	子ども家庭福祉	講義	2				○					◎		
	社会福祉	講義	2	○								◎		
	子ども家庭支援論	演習	2				○					◎		
	社会的養護Ⅰ	講義	2			○						◎		
	子どもの保健	講義	2			○						◎		
	子どもの健康と安全	演習	1				○					◎		
	子どもの食と栄養	演習	2					○				◎		
	保育の計画と評価	講義	2				○					◎		
	教育課程論（幼稚園）	講義	2				○		◎			▲		
	子どもと健康	演習	1				○		△			◎		
	子どもと人間関係	演習	1				○		△			◎		
	子どもと環境	演習	1			○			△			◎		
	子どもと言葉	演習	1				○		△			◎		
	子どもと表現Ⅰ	演習	1				○		△			◎		
	子どもと表現Ⅱ	演習	1				○		△			◎		
	保育内容総論	演習	2				○		◎			◎		
	保育内容健康	演習	2			○			◎			◎		
	保育内容人間関係	演習	2			○			◎			◎		
	保育内容環境	演習	2			○			◎			◎		
	保育内容言葉	演習	2			○			◎			◎		
	保育内容表現	演習	2			○			◎			◎		
	乳児保育Ⅰ	講義	2			○						◎		
	乳児保育Ⅱ	演習	1			○						◎		
	障がい児保育Ⅰ	演習	1				○					◎		
	障がい児保育Ⅱ	演習	1				○					◎		
	社会的養護Ⅱ	演習	1			○						◎		
	子育て支援	演習	1					○				◎		
	保育方法論	講義	2					○	◎			▲		含情報機器及び機材の活用
	保育実習指導Ⅰ（A）	演習	1			○						◎		
	保育実習指導Ⅰ（B）	演習	1			○	○					◎		2年後期から3年前期
	保育実習指導Ⅱ	演習	1					○				△		
	保育実習指導Ⅲ	演習	1					○				△		
	保育実習Ⅰ（A）	実習	2			○						◎		
	保育実習Ⅰ（B）	実習	2				○					◎		
	保育実習Ⅱ	実習	2					○				△		
	保育実習Ⅲ	実習	2					○				△		
	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2					○	△			◎		
	事前事後指導（幼稚園）	実習	1				○	○	◎					コースによって配当学年が異なる
	教育実習Ⅰ（幼稚園）	実習	2				○	○	◎					コースによって配当学年が異なる
	教育実習Ⅱ（幼稚園）	実習	2				○	○	◎					コースによって配当学年が異なる 併せて、小学校の免許状を取得する場合は履修しなくてもよい
単位互換科	放送大学科目Ⅲ	—	—			○								単位は修得した科目の単位数を認定する
	放送大学科目Ⅳ	—	—			○								
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅲ	—	—			○								
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅳ	—	—			○								
卒業研究	心理学特講	講義	2				○						▲	この2科目の中から、1科目2単位以上選択必修
	児童学特講	講義	2				○							
	卒業論文	演習	4					○						

【卒業要件】必修科目22単位（含選択必修科目8単位）に選択科目72単位を加え、94単位以上修得すること。

【備考】教員免許欄、保育士欄及び心理士欄の◎印の科目は、必修科目。同じく△印の科目は選択必修科目、▲印は選択科目。



詳しくはQRコードを参照してください▶

社会福祉学科教育目標

少子・高齢化が急速に進むわが国において、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが強く求められている。そのような社会的要請に応え、誰もが住み慣れたまちや地域でのいきいきとした生活を実現するために諸課題の解決を目指し、地域社会づくりに貢献する社会福祉士の養成を目的とする。

この人材養成の目的を達成するために、次の1～4を教育目標として掲げる。

1. 福祉の理念、専門的知識と技術、加えてまちや地域づくりの知見を養う。特に地域福祉の充実のため、生活援助の提案・実践力を養う。
2. 少人数教育により、専門分野の研修会参加や現場体験を重視し、社会福祉士として必要な現場対応力、実践力を養う。
3. 福祉分野の実務を支える様々なICT（情報通信技術）活用能力の修得を重視し、ICTリテラシーの涵養を図る。
4. 社会福祉士として社会に貢献できるよう、地域社会や暮らしに対する強い関心や問題意識、目的意識、柔軟な思考力そして何よりも豊かな人間性の涵養に努める。

社会福祉学科ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

社会福祉学科は、様々な社会福祉分野において、生活者の立場や地域住民の視点から、生き生きとした暮らしの実現に向け、以下の能力を身につけ、実践していくことのできる社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の養成を目的とし、学則に定める所定の単位を修めたものに卒業を認定し、学位を授与する。

1. 幅広い教養を基盤に豊かな人間性を身につけている。
2. 社会福祉に関する基礎的知識と専門的知識（ソーシャルワーク・ソーシャルポリシー）を理解し、社会福祉実践のための思考力・判断力を身につけている。
3. 福祉ニーズを有する人の立場に立ち、その思いや暮らしに寄り添いながら援助を組み立て、実践できる。
4. 人権尊重の価値と倫理に基づく社会福祉の援助観を理解する。

社会福祉学科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

社会福祉学科は、福祉サービス利用者や家族、地域住民のいきいきとした暮らしを支援できる社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）としての専門力を養うために、以下の方針に基づいた教育課程を編成している。

1. 社会福祉に関する知識、技術、価値を体系的に学ぶための講義、演習、実習に関する科目を設置する。
2. 人格の形成と豊かな教養を身につけるために、人文科学、社会科学、自然科学の基礎に関する科目を設置する。
3. 地域社会やそこでの暮らしに強い関心を持ち、実際に地域づくりに取り組んでいくために、地域づくりに関する科目を設置する。
4. 情報機器を活用した社会福祉実践を可能とするために、ICT（情報通信技術）活用能力の修得に関する科目を設置する。
5. 演習および実習教育は少人数制を基本とし、きめ細やかな指導を行い、専門力を高めていく。
6. 身につけた専門的知識、技術、価値の統合化を行うために、卒業課題研究に関する科目を設置する。
7. 社会福祉士国家資格の取得に向けて、少人数制によるきめ細やかな支援を行う。

社会福祉学科卒業要件

区分	必修・選択の別	必要単位数
教養・基礎教育科目	必修科目	5 単位
	選択必修科目	8 単位以上
	選択科目	1 7 単位以上
小 計 (A)		3 0 単位以上
専門教育科目	専門基幹科目	必修科目 1 0 単位を含む 2 4 単位以上
	専門展開科目	必修科目 4 単位を含む 4 0 単位以上
	卒業研究系科目	必修科目 3 単位を含む 3 単位以上
	選択科目	2 7 単位以上
小 計 (B)		9 4 単位以上
合 計 (A+B)		1 2 4 単位以上

※各種資格の取得要件については、別途確認すること。

1. 教養・基礎教育科目

区分	授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当学年				資格		備考
			必修	選択	1年	2年	3年	4年	教免福祉	福祉士	
導入科目	1 年次セミナー	演習	2		○						
共通 教養 科目	人権教育	講義		2	○						
	日本国憲法	講義		2	○				◎		
	心理学概論(心理学と心理的支援Ⅰ)	講義		2	○					◎	
	日本語リテラシー	講義		2	○						
	美作地域学	演習		2			○				
	ファシリテーション演習	演習		1			○				
	現代生活論	講義		2	○						
	国際社会と日本	講義		2	○						
	地球環境論	講義		2	○						
	キャリアデザイン論	講義		1	○						
関 連 科 目 S D G s	ボランティア論	講義		1			○				
	インターンシップ実習	実習		1			○				
	ボランティア実習	実習		1			○				
	キャリア科目										
データサイエンス科目	情報リテラシー概論	講義	1		○						
	情報リテラシー演習・入門	演習		1	○						
	情報リテラシー演習・基礎	演習		1	○						この8科目の中から、3科目4単位以上選択必修
	情報リテラシー演習・活用	演習		1	○						
	データサイエンス	演習		1	○						
	データ活用演習	演習		2		○					この2科目の中から、1科目2単位以上選択必修
	調査と統計	講義		2		○					
	データサイエンス科目関連資格認定Ⅰ	—		1			○				
語学科目	データサイエンス科目関連資格認定Ⅱ	—		1			○				
	英語Ⅰ	演習	1		○						
	英語Ⅱ	演習	1		○						
	英語Ⅲ	演習		1		○			◎		
	英語Ⅳ	演習		1		○			◎		
	英語資格認定Ⅰ	実習		1			○				
	英語資格認定Ⅱ	実習		2			○				
	フランス語Ⅰ	演習		1	○						
	フランス語Ⅱ	演習		1	○						
	韓国語Ⅰ	演習		1	○						この14科目の中から、2科目2単位以上選択必修
	韓国語Ⅱ	演習		1	○						
	中国語Ⅰ	演習		1	○						
	中国語Ⅱ	演習		1	○						
	日本手話Ⅰ	演習		1	○						
	日本手話Ⅱ	演習		1	○						
	留学生日本語Ⅰ	演習		1	○						「外国人留学生選考」合格者のみ履修可
	留学生日本語Ⅱ	演習		1	○						
健康スポーツ科目	レクリエーション概論	講義		2	○						
	レクリエーション実技・実習	実習		2	○						
	スポーツ健康講義	講義		1	○				◎		この4科目の中から、2科目2単位以上選択必修
	スポーツ健康実習	実習		1	○				◎		
防災 科目 関 連 目	災害を知る	講義		2	○						
	災害に備える	演習		2	○						「防災士」関連科目
単位 互 換 科 目	放送大学科目Ⅰ	—	—	—			○				
	放送大学科目Ⅱ	—	—	—			○				
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅰ	—	—	—			○				単位は修得した科目の単位数を認定する
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅱ	—	—	—			○				
学 科 基 礎 科 目	生活福祉論	講義		2	○						
	住まいと福祉	講義		2		○					
	福祉情報コミュニケーション	演習		2		○					
	社会の変化と社会福祉	講義		2	○						
	数学の基礎	講義		2		○					

【卒業要件】必修科目5単位、選択必修科目8単位以上と選択科目17単位以上を合わせた、計30単位以上を修得のこと。

【備考1】教員免許欄の◎印科目＝必修科目。

【備考2】レクリエーション実技・実習は現場実習(スタッフ参加・事業参加)を含む。

2. 専門教育科目

区分	授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当学年				資格		備 考
			必修	選択	1年	2年	3年	4年	教免福祉	福祉士	
専門基幹科目	社会福祉系	児童・家庭福祉Ⅰ	講義	2	○				◎	◎	必修科目10単位 を含め24単位以上 を修得のこと
		児童・家庭福祉Ⅱ	講義	2	○				▲	◎	
		高齢者福祉Ⅰ	講義	2	○				◎	◎	
		高齢者福祉Ⅱ	講義	2	○				▲	◎	
		障害者福祉Ⅰ	講義	2		○			◎	◎	
		障害者福祉Ⅱ	講義	2		○			▲	◎	
		社会福祉の原理と政策Ⅰ	講義	2		○			◎	◎	
		社会福祉の原理と政策Ⅱ	講義	2		○			◎	◎	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	講義	2		○			▲	◎	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	講義	2			○		▲	◎	
		介護概論	講義	2	○				◎		
		加齢の理解	講義	2		○			◎		
		障害の理解	講義	2		○			◎		
	まちづくり系	NP0・ボランティア活動論	講義	2		○					
		安全・安心のまちづくり	講義	2			○				
		地域づくりと環境デザイン(演習)	演習	2		○					
		地域づくりと住民参加(演習)	演習	2		○					
		地方自治体施策とまちづくり	講義	2				○			
		中山間地福祉のまちづくり	講義	2				○			
専門展開科目		貧困に対する支援	講義	2	○				◎	◎	必修科目4単位を 含め40単位以上 を修得のこと
		社会福祉事業史	講義	2			○				
		社会保障Ⅰ	講義	2		○			◎	◎	
		社会保障Ⅱ	講義	2		○			◎	◎	
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	講義	2		○			◎	◎	
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	講義	2		○			◎	◎	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義	4		○			▲	◎	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義	4			○		▲	◎	
		社会福祉調査の基礎	講義	2			○		▲	◎	
		福祉サービスの組織と経営	講義	2			○		▲	◎	
		権利擁護を支える法制度	講義	2			○			◎	
		刑事司法と福祉	講義	2			○			◎	
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	1		○			◎	◎	
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	1			○		◎	◎	
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習	1			○		◎	◎	
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	演習	1				○	◎	◎	
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	演習	1				○	◎	◎	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	1			○		◎	◎	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	2				○	◎	◎	
		ソーシャルワーク実習Ⅰ	実習	1			○		◎	◎	
		ソーシャルワーク実習Ⅱ	実習	4				○	◎	◎	
		介護実習	実習	1			○		◎		
		医学概論	講義	2		○				◎	
		人体構造及び日常生活行動に関する理解	講義	2		○			◎		
		リハビリテーション論	講義	2		○			▲		
		心理学と心理的支援Ⅱ	講義	2	○					◎	
		社会学と社会システム	講義	2		○				◎	
		医療ソーシャルワーク論	講義	2			○				
		保健医療と福祉	講義	2			○			◎	
		精神保健	講義	2			○				
		カウンセリング	講義	2			○				
		家庭支援論	講義	2			○				
		福祉情報論及び同演習	演習	2		○			▲		
		福祉のまちづくり基礎演習	演習	2			○				
		福祉のまちづくり論	講義	2				○			

区分	授 業 科 目	授業 形態	単位数		配当学年				資格		備 考
			必修	選択	1年	2年	3年	4年	教免福祉	福祉士	
その他の専門科目	食生活論	講義		2	○						
	住生活論	講義		2		○					
	衣生活論	講義		2		○					
	教育心理学	講義		1		○			◎		
	特別支援教育の理解	講義		1		○			◎		
	コミュニケーション演習	講義		2		○					
	情報のユニバーサルデザイン論	講義		2		○					
	パソコン演習Ⅰ	演習		2		○			◎		
	パソコン演習Ⅱ	演習		2				○			
	簿記会計学	講義		2			○				
単 科 位 目 互 換	放送大学科目Ⅲ	—	—	—		○					単位は修得した科目の単位数を認定する
	放送大学科目Ⅳ	—	—	—		○					
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅲ	—	—	—		○					
	大学コンソーシアム岡山科目Ⅳ	—	—	—		○					
研究 系 卒業 研究	特別演習Ⅰ	演習	2				○				
	特別演習Ⅱ	演習		2				○			
	特別演習Ⅲ	演習	1					○			
	卒業研究	演習		4				○			

【卒業要件】専門基幹科目24単位以上（必修科目10単位含む）、専門展開科目40単位以上（必修科目4単位含む）、卒業研究系3単位以上（必修科目3単位を含む）及びその他の専門科目を含め、94単位以上修得すること。

【備考】教員免許欄及び福祉士欄の◎印の科目は、必修科目。同じく△印の科目は選択必修科目、▲印は選択科目。

3. 教職に関する科目

授業科目	授業 形態	単位数	配当学年				備 考
			1年	2年	3年	4年	
教職論	講義	2		○			
教育原理	講義	2		○			
教育経営論	講義	2			○		
教育課程論	講義	2			○		
福祉科教育法	演習	4			○		
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義	2			○		
教育方法技術論・情報通信技術教育論	講義	2			○		
生徒・進路指導論	講義	2				○	
教育相談	講義	2				○	
教職実践演習（高）	演習	2				○	
事前事後指導	実習	1				○	
教育実習	実習	2				○	

【備考】教員免許取得希望者は、この欄の全科目を修得すること。

Ⅶ. 免許・資格

1. 教育職員免許状

(1) 食物学科

1. 中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）

①基礎資格：学科の卒業要件を満たすこと。

②教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（修得方法については、備考欄を参照のこと）

免許法施行規則に定める科目	単位数	本学開設授業科目	単位数	
			必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	2	
体育	2	スポーツ健康講義	1	
		スポーツ健康実習	1	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅲ	1	
		英語Ⅳ	1	
情報機器の操作	2	情報リテラシー概論	1	
		情報リテラシー演習・基礎		1
		データ活用演習		2

備考：選択必修に関しては、「情報リテラシー演習・基礎」または「データ活用演習」を修得すること。

③教科及び教科の指導法に関する科目（修得方法については、備考欄を参照のこと）

免許法施行規則に定める科目	本学開設授業科目	単位数	
		必修	選択
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学概論 （含家族関係学及び家庭経済学）	2	
被服学（被服製作実習を含む）	衣生活論（含被服学）	2	
	被服実習	1	
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む）	公衆衛生学Ⅰ（高免のみ）		2
	公衆衛生学Ⅱ（高免のみ）		2
	食品学Ⅰ	2	
	食品学Ⅱ	2	
	食品学実習	1	
	調理学実習Ⅰ	1	
	調理学実習Ⅱ		1
	基礎栄養学Ⅰ	2	
	基礎栄養学Ⅱ	2	
	応用栄養学Ⅰ	2	
	応用栄養学Ⅱ	2	
	応用栄養学実習	1	
	食品衛生学（高免のみ）		2
	食品衛生学実験（高免のみ）		1
	調理学	2	
	調理学実験	1	
	生化学Ⅰ		2
住居学	住生活論	2	
保育学	保育学	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目			
教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	家庭科教育法Ⅰ	4	
	家庭科教育法Ⅱ （中免は必修、高免は選択）	4	

備考 1：選択必修を含む必修が高免、中免ともに 40 単位以上を修得のこと。

備考 2：「公衆衛生学Ⅰ」「公衆衛生学Ⅱ」「食品衛生学」「食品衛生学実験」は、高免のみ選択。

備考 3：「家庭科教育法Ⅱ」は、中免は必修、高免は選択。

④教育の基礎的理解に関する科目等（修得方法については、備考欄を参照のこと）

免許法施行規則に定める科目		本学開設授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2		
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育経営論	2		
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	1		
	・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の理解	1		
	・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 道徳の理論及び指導法	道徳教育指導論	2		中免のみ
	・ 総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
	・ 特別活動の指導法				
	・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法技術論・情報通信技術教育論	2		
	・ 生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2		
	・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育実践に関する科目	・ 教育実習	事前事後指導（家庭） 教育実習Ⅰ（家庭） 教育実習Ⅱ（家庭）	1 2 2		中免のみ
	・ 学校体験活動				
	・ 教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		中高2単位

備考1：高免は必修23単位、中免は必修27単位を修得のこと。

2. 栄養教諭一種免許状

①基礎資格：学科の卒業要件を満たすこと。

②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目＜中・高一種免許状（家庭科）と同じ＞

③栄養に係る教育に関する科目（修得方法については、備考欄を参照のこと）

免許法施行規則に定める科目		本学開設授業科目	単位数	
			必修	選択
・ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・ 食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・ 食に関する指導の方法に関する事項		学校栄養教育論Ⅰ	2	
		学校栄養教育論Ⅱ	2	

備考：栄養教諭一種免許状取得希望者は、専門教育科目のうち管理栄養士欄の必修科目（◎印の科目）をすべて修得すること。

④教育の基礎的理解に関する科目等（修得方法については、備考欄を参照のこと）

免許法施行規則に定める科目		本学開設授業科目	単位数	
			必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育経営論	2	
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	1	
	・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の理解	1	
	・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	

	・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育指導論 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2 2	
	・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法技術論・情報通信技術教育論	2	
	・ 生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	
	・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	
教育実践に関する科目	・ 栄養教育実習	事前事後指導（栄養教諭） 教育実習（栄養教諭）	1 1	
	・ 教職実践演習	教職実践演習（栄養教諭）	2	

（２）児童学科

１．幼稚園教諭一種免許状

①基礎資格：学科の卒業要件を満たすこと。

②教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

免許法施行規則に定める科目	本学開設授業科目	単位数	
		必修	選択
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	スポーツ健康講義	1	
	スポーツ健康実習	1	
外国語コミュニケーション	英語Ⅲ	1	
	英語Ⅳ	1	
情報機器の操作	ICT 活用演習	2	

③領域及び保育内容の指導法に関する科目（修得方法については、備考欄を参照のこと）

免許法施行規則に定める科目	本学開設授業科目	単位数	
		必修	選択
領域に関する専門的事項	子どもと健康		1
	子どもと人間関係		1
	子どもと環境		1
	子どもと言葉		1
	子どもと表現Ⅰ		1
	子どもと表現Ⅱ		1
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容健康	2	
	保育内容人間関係	2	
	保育内容環境	2	
	保育内容言葉	2	
	保育内容表現	2	
	保育内容総論	2	

備考 1：「領域に関する専門的事項」の 6 科目の中から、4 科目 4 単位以上を修得すること（選択必修）。

備考 2：併せて、小学校教諭の免許状を取得する場合は、保育内容の指導法（6 科目 12 単位）のうちの半数（6 単位）まで教科の指導法の科目の単位をもって充てることができる。詳細は、年度始めのガイダンスで確認すること。

④大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目	本学開設授業科目	単位数		
		必修	選択必修	選択
大学が独自に設定する科目	国語概論			2
	生活科概論			2
	児童文学			2
	児童美術			2
	児童音楽			2
	音楽Ⅰ（器楽）			2
	美術Ⅰ（絵画）			2
	児童体育			2
	児童保健学概論			2

⑤教育の基礎的理解に関する科目等（修得方法については、備考欄を参照のこと）

免許法施行規則に定める科目		本学開設授業科目	単位数		
			必修	選択必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育原理	2		
		教職論		2	
		保育・教職論（幼稚園）		2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	学校教育社会学	2		
		発達心理学Ⅰ	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		
		発達心理学Ⅱ			2
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の理解	1			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（幼稚園）	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育方法論	2		
	幼児理解の理論及び方法	子ども理解の理論と方法	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	事前事後指導（幼稚園）	1		
		教育実習Ⅰ（幼稚園）	2		
		教育実習Ⅱ（幼稚園）	2		
	教職実践演習	教職実践演習（幼・小・中）		2	
		保育・教職実践演習（幼稚園）		2	

備考１：「教職論（幼・小・中）」「保育・教職論（幼稚園）」の２科目の中から、１科目２単位以上を修得すること（選択必修）。

備考２：「教職実践演習（幼・小・中）」「保育・教職実践演習（幼稚園）」の２科目の中から、１科目２単位以上を修得すること（選択必修）。

備考３：併せて、小学校教諭の免許状を取得する場合は、「教育実習Ⅱ（幼稚園）」を履修しなくてもよい。

備考４：「③領域及び保育内容の指導法に関する科目」および「⑤教育の基礎的理解に関する科目等」の表の必修科目および選択必修科目の修得単位 41 単位に加え、「③領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「④大学が独自に設定する科目」および「⑤教育の基礎的理解に関する科目等」の表の選択必修科目または選択科目から 10 単位以上を修得し、合計 51 単位以上を修得すること。

2. 小学校教諭一種免許状

①基礎資格：学科の卒業要件を満たすこと。

②教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目＜幼稚園教諭一種免許状と同じ＞

③教科及び教科の指導法に関する科目（修得方法については、備考欄を参照のこと）

＜教科に関する専門的事項＞

免許法施行規則に定める科目	単位数	選択必修	選択
国語（含書写）	国語概論（※）	2	
	書道		2
	児童文学		2
社会	社会科概論	2	
算数	数学概論	2	
理科	理科概論	2	
生活	生活科概論	2	
音楽	児童音楽	2	
	音楽Ⅰ（器楽）		2
	音楽Ⅲ（声楽）		2
図画工作	児童美術	2	
	美術Ⅰ（絵画）		2
	美術Ⅱ（彫塑）		2
家庭	家庭科概論	2	
体育	児童体育	2	
	児童保健学概論		2
外国語	児童英語	2	

備考１：「国語概論」「社会科概論」「数学概論」「理科概論」「生活科概論」の 5 科目の中から、3 科目 6 単位以上を修得すること（選択必修）。

（※）但し「国語概論」を修得する場合、必ず「書道」も修得すること。

備考２：「児童音楽」「児童美術」「児童体育」「家庭科概論」「児童英語」の 5 科目の中から、3 科目 6 単位以上を修得すること（選択必修）。

備考３：上記の選択必修科目の修得単位 12 単位に加え、選択必修または選択から 1 科目 2 単位以上を修得し、合計 14 単位以上を修得すること。

<各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）>

免許法施行規則に定める科目	本学開設授業科目	単位数	
		必修	選択必修
国語（含書写）	国語科教育法	1	
	国語科教育法研究		1
社会	社会科教育法	1	
	社会科教育法研究		1
算数	算数科教育法	1	
	算数科教育法研究		1
理科	理科教育法	1	
	理科教育法研究		1
生活	生活科教育法	1	
	生活科教育法研究		1
音楽	音楽科教育法	1	
	音楽科教育法研究		1
図画工作	図画工作科教育法	1	
	図画工作科教育法研究		1
家庭	家庭科教育法	1	
	家庭科教育法研究		1
体育	体育科教育法	1	
	体育科教育法研究		1
外国語	外国語科教育法	1	
	外国語科教育法研究		1

備考：各「教科教育法研究」（選択科目）の10科目の中から、6科目6単位以上を修得すること（選択必修）。

④教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目		本学開講授業科目	単位数	
			必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論（幼・小）	2	
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	学校教育社会学	2	
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達心理学Ⅰ	2	
		教育心理学	2	
		発達心理学Ⅱ		2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の理解	1	
	・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（小学校）	2	
	・ 道徳の理論及び指導法	道徳教育指導論	2	
	・ 総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	
	・ 特別活動の指導法	特別活動指導法	1	
	・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法技術論・情報通信技術教育論	2	
	・ 生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	
教育実践に関する科目	・ 教育実習	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	
		教育相談	2	
		児童臨床心理学		2
	・ 教職実践演習	事前事後指導（小学校）	1	
		教育実習（小学校）	4	
		教職実践演習（幼・小）	2	

3. 中学校教諭二種免許状（家庭）

①基礎資格：小学校教諭一種免許状を取得すること。

②教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目		本学の開講授業科目	単位数	
			必修	選択
教科に関する専門的事項	家庭経営論（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	家庭経営学概論（含家族関係学及び家庭経済学）	2	
		家族心理学		2
	被服学（被服学実習を含む。）	衣生活論（含被服学）	2	
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	食物学	2	
	住居学	住生活論	2	
	保育学	保育学	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容にかかる科目		家庭科概論		2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		家庭科教育法	1	
		家庭科教育法研究	1	

②教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目		本学の開講授業科目	単位数	
			必修	選択
教育実践に関する科目	学校支援活動	学校支援活動	1	
	教育実習	事前事後指導（中学校）		1
		教育実習（中学校）		2
	教職実践演習	教職実践演習（幼・小・中）	2	

（3）社会福祉学科

1. 高等学校教諭一種免許状（福祉）

①基礎資格：学科の卒業要件を満たすこと。

②教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目	単位数	本学開設授業科目	単位数
			必修
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	スポーツ健康講義	1
		スポーツ健康実習	1
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅲ	1
		英語Ⅳ	1
情報機器の操作	2	パソコン演習Ⅰ	2

③教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目	本学開設授業科目	単位数	
		必修	選択
社会福祉学（職業指導を含む）	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2	
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	2	
	社会保障Ⅰ	2	
	社会保障Ⅱ	2	
	貧困に対する支援	2	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	高齢者福祉Ⅰ	2	
	高齢者福祉Ⅱ		2
	児童・家庭福祉Ⅰ	2	
	児童・家庭福祉Ⅱ		2
	障害者福祉Ⅰ	2	
	障害者福祉Ⅱ		2

社会福祉援助技術	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		4
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		4
	社会福祉調査の基礎		2
	福祉サービスの組織と経営		2
	福祉情報論及び同演習		2
介護理論及び介護技術	介護概論	2	
	リハビリテーション論		2
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む）	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	1	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	1	
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	1	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4	
	介護実習	1	
人体構造及び日常生活行動に関する理解	人体構造及び日常生活行動に関する理解	2	
加齢に関する理解・障害に関する理解	加齢の理解	2	
	障害の理解	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	福祉科教育法	4	

④教育の基礎的理解に関する科目

免許法施行規則に定める科目		本学開設授業科目	単位数	
			必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育経営論	2	
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	1	
	・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の理解	1	
	・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
	・ 特別活動の指導法			
	・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法技術論・情報通信技術教育論	2	
	・ 生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	
	・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
教育実践に関する科目	・ 教育実習	事前事後指導 教育実習	1 2	
	・ 学校体験活動			
	・ 教職実践演習	教職実践演習（高）	2	

2. 管理栄養士受験資格

教育内容		単位数		科目数	単位数	
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	公衆衛生学Ⅰ	2	
				公衆衛生学Ⅱ	2	
				健康管理概論	2	
				社会福祉概論	2	
	人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	14		病理学	2	
				疾病診断と治療	2	
				解剖生理学Ⅰ	2	
				解剖生理学Ⅱ	2	
				解剖生理学実習Ⅰ		1
				解剖生理学実習Ⅱ		1
				生化学Ⅰ	2	
				生化学Ⅱ	2	
				生化学実験		1
				微生物学	2	
	食べ物と健康	8		食品学Ⅰ	2	
				食品学Ⅱ	2	
				食品学実験		1
				食品学実習		1
				食品衛生学	2	
				食品衛生学実験		1
				調理学	2	
				調理学実習Ⅰ		1
				調理学実習Ⅱ		1
				給食調理学実習		1
	調理学実験			1		
	小計	28		10	小計	30
専門分野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学Ⅰ	2	
				基礎栄養学Ⅱ	2	
				基礎栄養学実験		1
	応用栄養学	6		応用栄養学Ⅰ	2	
				応用栄養学Ⅱ	2	
				応用栄養学実習		1
				栄養アセスメント	2	
	栄養教育論	6		栄養教育論Ⅰ	2	
				栄養教育論Ⅱ	2	
				栄養教育論実習Ⅰ		1
				栄養教育論実習Ⅱ		1
				カウンセリング	2	
	臨床栄養学	8		臨床栄養学概論	2	
				臨床栄養学各論	2	
				臨床栄養学実習Ⅰ		1
				臨床栄養学実習Ⅱ		1
				福祉臨床栄養学	2	
				福祉臨床栄養学実習		1
				栄養ケアプラン	2	
	公衆栄養学	4		公衆栄養学Ⅰ	2	
				公衆栄養学Ⅱ	2	
				公衆栄養学実習		1
	給食経営管理論	4		給食経営管理論Ⅰ	2	
				給食経営管理論Ⅱ	2	
				給食経営管理論実習		1
	総合演習	2			栄養管理総合演習	1
			臨地実習事前・事後指導	1		
臨地実習		4	臨地実習Ⅰ		1	
			臨地実習Ⅱ		1	
			臨地実習Ⅲ		1	
			臨地実習Ⅳ		1	
小計	32	12	小計	34	13	
合計	82		合計	87		

3. 栄養士免許証

栄養士法施行規則第9条 別表第一による教育内容	単位数		左記に対応する 本学開講科目	単位数	
	講義又 は演習	実験又 は実習		講義又 は演習	実験又 は実習
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学Ⅰ	2	
			社会福祉概論	2	
人体の構造と機能	8		病理学	2	
			疾病診断と治療	2	
			解剖生理学Ⅰ	2	
			解剖生理学実習Ⅰ		1
			生化学Ⅰ	2	
			生化学実験		1
食品と衛生	6		食品学Ⅰ	2	
			食品学Ⅱ	2	
			食品学実験		1
			食品衛生学	2	
			食品衛生学実験		1
栄養と健康	8		10	基礎栄養学Ⅰ	2
		基礎栄養学Ⅱ		2	
		応用栄養学Ⅰ		2	
		基礎栄養学実験			1
		応用栄養学実習			1
		臨床栄養学概論		2	
		臨床栄養学各論		2	
		臨床栄養学実習Ⅰ			1
臨床栄養学実習Ⅱ		1			
栄養の指導	6	栄養教育論Ⅰ		2	
		栄養教育論Ⅱ		2	
		栄養教育論実習Ⅰ			1
		公衆栄養学Ⅰ		2	
給食の運営	4	給食経営管理論Ⅰ		2	
		給食経営管理論実習			1
		調理学		2	
		調理学実習Ⅰ			1
		調理学実習Ⅱ			1
		給食調理学実習		1	
		臨地実習Ⅰ		1	

4. レクリエーション・インストラクター資格

協会指定科目名	左記に対応する本学の開設授業科目	単位数	備考
レクリエーション理論	レクリエーション概論	2	
レクリエーション実技	レクリエーション実技実習	2	

備考：レクリエーション実技・実習には、現場実習の1単位が含まれる。現場実習には「教育実習」、「保育実習Ⅰ」等の指導の場面のあ
る実習をもって2/3単位をあて、残りの1/3は事業参加（レクリエーション協会主催等の催しで、担当教員の指示する事業に参
加）で認められる。この事業参加には必ず参加し、担当教員の認定を得ることが必要である。

5. 認定心理士資格

区分		科目名	単位数	必修・選択の別	要件
基礎科目		心理学概論Ⅰ	2	必修	12 単位以上修得すること（選択必修）
		心理学概論Ⅱ	2	必修	
		心理学研究法	2	必修	
		心理統計法	2	必修	
		心理データ解析	2	選択	
		心理学基礎実験	2	必修	
		心理学実験演習	2	必修	
選択科目	領域	科目名	単位数	必修・選択の別	この中から 16 単位以上を修得のこと（選択必修）。ただし、5 領域のうち、3 領域以上でそれぞれが 4 単位以上を修得しなければならない。
	知覚・学習心理学	認知心理学	2	選択	
		学習心理学	2	選択	
	比較・生理心理学	比較心理学	2	選択	
		教育・発達心理学	発達心理学Ⅰ	2	
	発達心理学Ⅱ		2	選択	
	教育心理学		2	選択	
	人格・臨床心理学	児童臨床心理学	2	選択	
		児童臨床心理学演習	2	選択	
		カウンセリング	2	選択	
		教育相談	2	選択	
	社会・産業心理学	社会心理学	2	選択	
		家族心理学	2	選択	
	その他の科目		心理学特講	2	
学校臨床心理学			2	選択	

備考 1: 上記の要件を充たし、「基礎科目」「選択科目」「その他の科目」からさらに 8 単位以上を加え、合計 36 単位以上を修得すること。

備考 2: 上記の科目および領域は、年度によって変更が生じる場合もあるため、学科の指示に従うこと。

備考 3: 大学からの一括申請を希望する者は、備考 1 を 4 年前期までに充たすこと。

6. 社会福祉士受験資格

指定科目	左記に対応する本学の開設授業科目	単位数
医学概論	医学概論	2
心理学と心理的支援	心理学概論(心理学と心理的支援Ⅰ)	2
	心理学と心理的支援Ⅱ	2
社会学と社会システム	社会学と社会システム	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策Ⅰ	2
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	2
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	4
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	4
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	2
社会保障	社会保障Ⅰ	2
	社会保障Ⅱ	2
高齢者福祉	高齢者福祉Ⅰ	2
	高齢者福祉Ⅱ	2
障害者福祉	障害者福祉Ⅰ	2
	障害者福祉Ⅱ	2
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉Ⅰ	2
	児童・家庭福祉Ⅱ	2
貧困に対する支援	貧困に対する支援	2
保健医療と福祉	保健医療と福祉	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	1
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	1
	ソーシャルワーク演習Ⅴ	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	1
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4

7. 保育士資格

(1) 保育士教養科目

児童福祉法施行規則第39条の2 第1項第3号による教科目・区分等	単位数	左記に対応する 本学の開設授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
外国語・体育以外の科目	6 単位以上	日本語リテラシー		2	6 単位以上を修得すること (選択必修)
		人権教育		2	
		地球環境論		2	
		情報リテラシー概論		1	
		情報リテラシー演習・入門		1	
		情報リテラシー演習・基礎		1	
		情報リテラシー演習・活用		1	
		データサイエンス		1	
		ICT活用演習		2	
		日本国憲法		2	
		心理学概論Ⅰ		2	
		レクリエーション概論		2	
		レクリエーション実技・実習		2	
		心理学概論Ⅱ		2	
		芸術と人間		2	
		児童学概論		2	
		児童文化学概論		2	
外国語	2 単位以上	英語Ⅰ		1	2 科目 2 単位以上を修得す ること（選択必修）
		英語Ⅱ		1	
		英語Ⅲ		1	
		英語Ⅳ		1	
体育	講義 1 単位以上	スポーツ健康講義	1		
	実技 1 単位以上	スポーツ健康実習	1		

備考：必修科目 2 単位と備考欄の選択必修科目 8 単位に加え、選択科目から 10 単位以上を修得し、合計 20 単位以上を修得すること。

(2) 保育士必修・選択科目

児童福祉法施行規則第39条の2 第1項第3号による教科目・区分等	左記に対応する 本学の開設授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	社会福祉	2		
	子ども家庭支援論	2		
	子ども家庭福祉	2		
	保育原理	2		
	社会的養護Ⅰ	2		
	教育原理	2		
	保育・教職論(幼稚園)	2		
	教育課程論(幼稚園)		2	
保育の対象の理解に関する科目	児童教育学概論		2	
	発達心理学Ⅰ	2		
	子ども理解の理論と方法	1		
	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養	2		
	家族心理学	2		
	児童臨床心理学		2	
	児童臨床心理学演習		2	
	教育相談		2	
	発達心理学Ⅱ		2	
	教育心理学		2	
保育の内容・方法に関する科目	児童保健学概論		2	
	カウンセリング		2	
	保育の計画と評価	2		
	子どもと健康	1		
	子どもと人間関係	1		
	子どもと環境	1		
	子どもと言葉	1		
	子どもと表現Ⅰ	1		
	子どもと表現Ⅱ	1		
	保育内容総論	2		
	保育内容健康	2		
	保育内容人間関係	2		
	保育内容環境	2		
	保育内容言葉	2		
	保育内容表現	2		
	乳児保育Ⅰ	2		

保育の内容・方法に関する科目	乳児保育Ⅱ	1		
	障がい児保育Ⅰ	1		
	障がい児保育Ⅱ	1		
	社会的養護Ⅱ	1		
	子育て支援	1		
	子どもの健康と安全	1		
	保育方法論		2	
	音楽Ⅰ（器楽）		2	
	美術Ⅰ（絵画）		2	
	音楽Ⅱ（器楽）		2	
	音楽Ⅲ（声楽）		2	
	美術Ⅱ（彫塑）		2	
	児童文学演習		2	
	児童美術演習		2	
	児童音楽演習		2	
保育実習	保育実習指導Ⅰ（A）	1		1科目1単位以上を修得すること（選択必修）
	保育実習指導Ⅰ（B）	1		
	保育実習Ⅰ（A）	2		
	保育実習Ⅰ（B）	2		
	保育実習指導Ⅱ		1	
	保育実習指導Ⅲ		1	
	保育実習Ⅱ		2	
	保育実習Ⅲ		2	
総合演習	保育・教職実践演習（幼稚園）	2		1科目2単位以上を修得すること（選択必修）

備考：必修科目 59 単位と上記備考欄の選択必修科目 3 単位に加え、選択科目から 7 単位以上を修得し、合計 69 単位以上を修得すること。

8. 防災士取得試験受験資格

科目名称	単位数
災害を知る	2
災害に備える	2

備考：防災士の資格を得るには、「災害を知る」「災害に備える」の2科目を受講し、単位を取得したのち、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し、合格するとともに、全国の自治体、地域消防署、日本赤十字社等の公的機関、またはそれに準ずる団体が主催する「救急救命講習」（心肺蘇生法や AED を含む 3 時間以上の内容）を受け、その修了証を取得すること。（防災士の認証登録申請時に 5 年以内に発行されたものであって、かつ、その講習の発行者が定めた有効期限内のものを対象とする。）

9. 任用資格

任用資格とは、都道府県・市町村の行政職や福祉職または企業等に採用された場合に生きてくる資格です。本学の各学科で取得できる任用資格とそれを取得するための要件は、以下の通りです。

社会福祉主事

社会福祉行政の専門職員で、生活保護を必要とする人や母子家庭、身障者等の保護や相談相手になって、その更生を援助する。

学科	科目名	単位数	要件
食物学科	社会福祉概論	2	左記の科目の中から、3 科目以上を修得し卒業すること。
	基礎栄養学Ⅰ・Ⅱ（両方修得すること）	4	
	心理学概論	2	
	公衆衛生学Ⅰ・Ⅱ（両方修得すること）	4	
児童学科	心理学概論Ⅰ・Ⅱ（両方修得すること）	4	左記の科目を全て修得し卒業すること。
	社会福祉	2	
	保育原理	2	

社会福祉学科	介護概論	2	左記の科目の中から、3科目以上を修得し卒業すること。
	社会福祉事業史	2	
	リハビリテーション論	2	
	社会保障Ⅰ・Ⅱ（両方修得すること）	4	
	心理学と心理的支援Ⅱ	2	
	社会理論と社会システム	2	
	社会福祉の原理と政策Ⅰ・Ⅱ（両方修得すること）	4	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ・Ⅱ（両方修得すること）	4	
	高齢者福祉Ⅰ・Ⅱ（両方修得すること）	4	
	貧困に対する支援	2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ・Ⅱ及びソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ（4科目全て修得すること）	12	
	社会福祉調査の基礎	2	
	福祉サービスの組織と経営	2	
	医学概論	2	
	医療ソーシャルワーク論	2	
	精神保健	2	

※末尾にⅠ・Ⅱのある授業科目は、「社会福祉主事の資格に関する「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」の読替えの範囲等について」により適用。

食品衛生監視員

食品衛生管理者

食品衛生監視員は、国・都道府県・保健所を有する市等において、関係業者から必要な報告を求めたり、施設あるいは営業上使用する食品添加物等の検査や食品衛生に関する指導を行う。食品衛生管理者は、乳製品、化学的合成品たる添加物等の製造または加工を行う施設で、その管理に係る食品または添加物に関して、食品衛生法またはそれに基づく命令もしくは処分の違反が行われないように、製造または加工に従事する者を監督する。

群	基本科目名	授業科目名	単位数	要件
A群 化学系	有機化学 無機化学	栄養基礎化学	2	※学則第12条2項3号参照 食物学科食品衛生コースに在籍し、左記の27科目の単位を修得して卒業すること。
B群 生物化学系	生物化学	生化学Ⅰ	2	
		生化学Ⅱ	2	
		生化学実験	1	
	食品化学	食品学Ⅰ	2	
		食品学Ⅱ	2	
		食品学Ⅲ	2	
C群 微生物学関係	微生物学	食品学実験	1	
		微生物学	2	
		微生物学	2	
D群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	公衆衛生学Ⅰ	2	
		公衆衛生学Ⅱ	2	
	食品衛生学	食品衛生学	2	
		食品衛生学実験	1	
E群 その他関連科目	栄養化学	基礎栄養学Ⅰ	2	
		基礎栄養学実験	1	
	栄養学	応用栄養学Ⅰ	2	
		公衆栄養学Ⅰ	2	
		臨床栄養学概論	2	
		臨床栄養学各論	2	
		応用栄養学実習	1	
		臨床栄養学実習Ⅰ	1	
	病理学	病理学	2	
	医学概論	健康管理概論	2	
	解剖学	解剖生理学Ⅰ	2	
		解剖生理学Ⅱ	2	
		解剖生理学実習Ⅰ	1	
		解剖生理学実習Ⅱ	1	

備考：食物学科に編入学した学生で、食品衛生管理者および食品衛生監視員の養成施設で上記の科目を履修していない方は、この任用資格に該当いたしません（上記の同一科目名に読み替えられても該当いたしません）。

児童福祉司

児童相談所において、児童のもつ多様な問題について専門の立場から相談に応じ、助言・援助を行う。

学科	要件
児童学科	所定の要件を充たし、児童学科または社会福祉学科を卒業すること（ただし、児童学科卒業の場合は、児童福祉法の規定により、卒業後 1 年以上相談業務の経験が必要）。児童福祉法において、社会福祉士または「…心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの」等と定められている。
社会福祉学科	

身体障害者福祉司

知的障害者福祉司

更生相談所・福祉事務所において、技術吏員又は事務吏員としての業務を行う。また、身体障害者及び知的障害者に対して、専門の立場から相談・援助を行う。

学科	要件
社会福祉学科	所定の要件を充たし、社会福祉学科を卒業すること。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法において「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者」と定められている。

児童指導員

児童福祉現場において、主に父母等に代わって児童（18 歳未満の者）を監護する場合において代替的役割を果たす。

学科	要件
児童学科	児童学科または社会福祉学科を卒業すること。学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、または社会学を専修する学科、もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した人。
社会福祉学科	

VIII. 諸規程

美作大学学則

第1章 総則

第1条 本学は、高等教育及び学術の拠点として、小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し、能力を向上させ、創造的で自立した人間を育成する。また、専門教育と教養教育の充実及び両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人を養成する。更に、地域社会の課題を反映させた教育研究に取り組むとともに、地域社会の人々に対し、広く学習の機会を提供することを通し、生活の向上及び文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2 本学は、教育研究の向上を図るとともに、その目的を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、教育研究活動等について自ら点検・評価を行う。

2 自己点検・評価委員会の構成・運営については、別に定める。

第2条 本学は、美作大学と称する。

第3条 本学は、岡山県津山市北園町50番地に置く。

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。

生活科学部 食物学科 児童学科 社会福祉学科

2 各学科の人材養成の目的は次のとおりとする。

食物学科

保健、医療、福祉及び教育分野の栄養サポートや食育を担い、食のエキスパートとして食生活の改善に寄与し、それを通して地域社会の人々の生活の質の向上に貢献できる専門的職業人の養成を目的とする。

児童学科

子どもを取りまく社会環境の変化や子どもの意識・行動の複雑化、多様化等に対応した教育の推進を通じ、保育、教育及び子育て支援の分野において優れた知見と実践的・応用的能力を身に付けた、地域社会に貢献できる専門的職業人の養成を目的とする。

社会福祉学科

少子・高齢化が急速に進むわが国において、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが強く求められている。そのような社会的要請に応え、誰もが住み慣れたまちや地域でのいきいきとした生活を実現するために諸課題の解決を目指し、地域社会づくりに貢献する社会福祉士の養成を目的とする。

3 各学科の教育目標は別に定める。

4 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは別に定める。

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

第6条 本学の各学科の定員は、次のとおりとする。

食物学科	入学定員	80名	編入学定員	5名(3年次)	収容定員	330名
児童学科	入学定員	80名	編入学定員	3名(3年次)	収容定員	326名
社会福祉学科	入学定員	50名	編入学定員	2名(2年次)	収容定員	206名

第6条の2 本学に、大学院を置く。大学院に関する規程は別に定める。

第2章 学年及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、学長は、前期・後期の授業日数を調整するため、教授会の議を経て、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

第9条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び土曜日・日曜日

(2) 春季休業 4月1日から4月8日まで

- (3) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (4) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず学長は、教授会の議を経て、臨時に休業日を設け、又は臨時に変更することができる。
ただし、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第3章 教育課程・授業科目の単位数及び履修方法

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の基準は、その組み合わせに応じ、前(1)～(3)号に規定する基準を考慮して本学が定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる卒業研究等の授業科目については、その科目に必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

第10条の2 講義、演習、実験、実習若しくは実技の授業は、多様なメディアを高度に利用して当該授業を履修させることができる。メディアを利用して行う授業はパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

- 2 メディアを利用して行う授業は教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 メディアを利用して行う授業に関する規程は別に定める。

第11条 本学の教育課程は、別表1・2のとおりである。

第12条 学生は、4年以上本学に在学し、第11条の教育課程別表1に掲げる授業科目を履修し、124単位以上修得しなければならない。

- 2 教育職員免許状を得ようとするものは、前項の規定による単位を修得し、かつ教育職員免許法・同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 栄養士免許証を得ようとするものは、食物学科に在籍し、栄養士法・同法施行規則に定める教育の内容に基づいて開設した科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 卒業と同時に管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、食物学科に在籍し、栄養士法施行令・管理栄養士学校指定規則に定める教育の内容に基づいて開設した科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 本学の各学科において取得できる免許及び資格の種類は次のとおりとする。

学科	取得できる免許及び資格の種類
食物学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 栄養教諭一種免許状 栄養士免許証
児童学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（家庭） 保育士資格
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）

- 6 第12条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第10条の2の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第12条の2 教育上有益と認めるときは、学科・専攻にコースを置くことができる。

- 2 児童学科に小学校教員養成コースと保育士・幼稚園教員養成コースを置く。
児童福祉法施行令第13条第1項第1号に定める保育士の資格を得ようとする者は、保育士・幼稚園教員養成コースに所属しなければならない。
- 3 食物学科に食品衛生コースを置く。
食品衛生法第30条並びに食品衛生法施行令第9条に定める食品衛生監視員、食品衛生法第48条に定める食品衛生管理者の資格を得ようとする者は、食品衛生コースに所属しなければならない。

4 コースに関し、必要な事項は別に定める。

第13条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において履修した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第14条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学等の授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

本学と単位互換に関する協定のある大学又は短期大学等の授業科目については別に定める協定書等によるものとする。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

4 学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合は前3項を準用する。

第14条の2 前2条の規定にかかわらず、児童学科の保育士・幼稚園教員養成コースにおける保育士資格取得に係る単位については別に定めるものとする。

第4章 単位の認定及び卒業

第15条 単位の認定は、試験による。

(1) 試験は科目試験とする。

(2) 科目試験は原則として每学期末に行う。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を認定する。

3 前2項の成績は、優・良・可・不可の4段階とし、可以上を合格とする。

ただし、教育上有益と認めるときは、学修の成果を評価して単位認定のみを行うことができる。

第16条 本学に4年以上在学し、第12条の規定に定める所定の単位数を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業を認定した者に、学長は学位規程の定めるところにより、学士の学位を授与する。

第17条 在学期間は、8年を超えることはできない。

2 ただし、第27条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章 入学・休学・復学・退学・再入学・留学・編入学・転(入)学・転学科及び除籍

第18条 本学の入学期は、毎学年の始めとする。

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第20条 入学は、志願者中より試験により選考の上、これを許可する。

第22条 入学志願者又は学則第26条第2項に規定する再入学志願者は、所定の入学願書に、別に定める書類及び入学検定料3万円を添えて提出しなければならない。ただし、大学入学共通テストのみを利用する場合は2万円とする。

第23条 入学を許可された者は、本学所定の誓約書を保証人連署のうえ、提出しなければならない。

第24条 保証人は、年齢30歳以上で、独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人を変更しようとするときは、速やかに届け出なければならない。

3 保証人が転居したときは、速やかに届け出なければならない。

4 保証人が長期にわたり不在のときは、あらかじめ相当の代理人を定め、届け出なければならない。

第25条 病気その他の事由で、引続き3か月以上修学することができない者は、1年以内休学することができる。

ただし、特別の事情があるときは、さらに1年以内の休学をすることができる。

2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。

3 休学の事由が解消した者は、届け出により復学することができる。

第26条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署のうえ、願い出なければならない。

2 前項により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。

第26条の2 本学の学生で外国の大学へ留学を希望する者については、当該学科及び教務委員会の意見を求めた上で、学長は留学を認めることができる。

2 前項の規定による留学の期間のうち、第5条に規定する修業年限に算入できるのは、1年を原則とする。ただし、特に必要と認められるときは、2年までとすることができる。

3 留学に関する手続等必要な事項については、別に定める。

第27条 他の大学等から本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、編入学を許可する。

2 出願資格・選考方法、既に履修した科目と単位数の認定・編入学後の在学年数及びその他必要な事項については、美作大学編入学規程に定める。

第27条の2 他の大学等から本学に転入学を志願する者があるときは、当該学科の学年の学生の教育に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

2 出願資格・選考方法、既に履修した科目と単位数の認定・転入学後の在学年数及びその他必要な事項については、美作大学転入学規程に定める。

第28条 本学の学生が転学科を願い出たときは、当該学科の学年の学生の教育に支障がないと認めた場合に限り、選考のうえ、これを許可することができる。

2 出願資格・選考方法、既に履修した科目と単位数の認定・転学科後の在学年数及びその他必要な事項については、美作大学転学科規程に定める。

第28条の2 本学の学生が転学を願い出たときは、事情止むを得ないと認めた場合に限り、これを許可することができる。

第29条 次の各号の一に該当する学生は除籍することができる。

(1) 学費を滞納し、督促を受けてもなお所定の期日までに納入しない者

(2) 第17条に定める在学年数を超えた者

(3) 第25条第1項・第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

第30条 学生の入学・編入学・転入学・転学科及び再入学については、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

2 学生の休学・復学・退学・留学・転学・除籍の手続き及びその他必要な事項については、別に定める。

第6章 入学金及び学費

第31条 本学に入学を許可された者は、入学金27万円を納めなければならない。

第32条 授業料及び施設設備費の年額は、次のとおりとする。

	授業料	施設設備費
食 物 学 科	100万円	10万円
児 童 学 科	90万円	10万円
社 会 福 祉 学 科	90万円	10万円

- 第33条 学費とは、授業料・施設設備費・その他教育に必要な費用をいう。
- 2 学費は、これを2期に分け、所定の期日までに納めるものとする。
- ただし、各月分納を願い出たときは、これを許可することができる。この場合は、休業中も所定の期日までに納入しなければならない。
- 第34条 正当な理由なくして学費を滞納した者に対しては、試験ならびに単位認定をしない。
- 第35条 期途中で退学・休学及び他の大学への転学の場合にも、その期の学費は納入しなければならない。
- ただし、期を通して休学する場合は、その期の学費は免除する。
- 第36条 学費の種類・金額・納入に必要な手続き等については、別に定める。
- 第37条 既納の納入金は、理由のいかんを問わずこれを返付しない。
- ただし、入学予定者で入学手続き後に、入学辞退を申し出た者には、指定した日までに、文書による入学辞退届を提出したものに限り、入学金を除く既納の納入金を返付する。

第7章 職員組織及び教授会

- 第38条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。
- 2 前項のほか、必要に応じ副学長・学部長及びその他の職員を置くことができる。
- 3 学長、副学長及び学部長の選任方法及びその他必要な事項については、別にこれを定める。
- 第39条 本学に教授会を置く。
- 2 教授会は、学長、副学長、学部長、教授、准教授及び事務局長でこれを組織する。なお、副学長及び学部長は、前条第2項の規定により、これらの職を置く場合に限る。
- ただし、必要に応じて他の職員を参加させることができる。
- 第40条 教授会は、学長が次に掲げる各号について決定を行うに当たり、審議を行い意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定するものの他、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 教授会の運営に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第8章 褒賞及び懲戒

- 第41条 本学の学生で、学術優秀・操行善良で、学生生活に寄与するところが顕著と認められた者は、教授会の議を経て、奨学金又は他の方法で、学長がこれを表彰する。
- 第42条 本学学生で、学則その他学内諸規程に違反、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。
- 2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関する手続き及びその他必要な事項は、別にこれを定める。

第9章 科目等履修生・特別聴講学生

- 第43条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目を履修することを希望する者に対しては、部科(課)長会議において当該学科学生の学修に支障がないと認めたときに限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。なお、本学が高大連携に関する協定を締結している高等学校等の履修生徒については、これを特に生徒科目等履修生と称し、選考の上、許可することができる。
- 2 科目等履修生を志願する者は、所定の書類に検定料 1 万円を添え、各期開始日までに願い出なければならない。
- 3 科目等履修生は、1 単位につき 1 万 2 千円の履修料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 前2・3項の規定に関わらず、生徒科目等履修生については、検定料及び履修料を免除する。
- 5 科目等履修生及び生徒科目等履修生に関して必要な事項は、それぞれ別にこれを定める。
- 第44条の2 本学と単位互換協定を締結した大学、短期大学、高等専門学校等の学生で、特別聴講学生を志願する者に対しては、部科(課)長会議において当該学科学生の学修に支障がないと認めたときに限り、選考の上、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第10章 研究生

第45条 本学の学生以外で、本学において特定の事項を研究することを希望する者に対しては、第19条の規定にかかわらず、学長は、教授会の意見を求め、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

- 2 研究生を志願する者は、所定の願書に履歴書及び検定料1万円を添え、研究開始1か月以前に願出しなければならない。

第46条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究を行う。

第47条 研究料は、当該年度の授業料の半額とし、研究開始の当初の月に納入するものとする。
ただし、本学の卒業生については別に定める。

- 2 実習・実験等に要する費用は、必要に応じて研究生の負担とする。

第48条 研究生が相当の成果をあげたと認められた場合は、学長は研究証明書を交付することができる。

第11章 外国人留学生

第49条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第12章 公開講座

第51条 本学は適時公開講座を設け、学生及び一般市民の研究のために資することができる。

- 2 公開講座の企画・運営に関する規程は、別にこれを定める。

第13章 図書館

第53条 本学に、図書館を設け、職員及び学生の研究に資する。

- 2 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第14章 附属施設等

第55条 本学に、地域生活科学研究所を設け、教育研究に資する。

- 2 研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第56条の2 本学に、学生の社会性の涵養及び地域貢献のため、ボランティアセンターを設けることができる。

- 2 ボランティアセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第56条の3 本学に、スポーツ振興及びスポーツによる地域貢献のため、スポーツセンターを設けることができる。

- 2 スポーツセンターに関する規程は、別にこれを定める。

第56条の4 本学に学修・学術情報センターを設ける。

- 2 学修・学術情報センターに関する規程は、別にこれを定める。

第56条の5 本学に教職課程センターを設ける。

- 2 教職課程センターに関する規程は、別にこれを定める。

第15章 厚生保健施設

第57条 本学に寮舎を設置し、希望により学生の入寮を許可し、その共同生活のために資する。

- 2 寮舎に関する細則は、別にこれを定める。

第58条 本学に保健室を設け、職員・学生の福祉をはかり、その保健に資する。

第60条 本学に育英会の制度を設け、学費の支出の困難な学生に対し奨学金を支給又は貸与する。

- 2 育英会に関する規則は、別にこれを定める。

第16章 幼稚園

第62条 本学に、美作大学附属幼稚園を設ける。

- 2 美作大学附属幼稚園規則は、別にこれを定める。

附則 <省略>

美作大学学位規程（抄出）

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、美作大学学則及び美作大学大学院学則（以下「大学院学則」という）に定めるもののほか、美作大学（以下「本学」という）が授与する学位について必要な事項を定める。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2. 学位に付記する専攻分野の名称は、学部、研究科ごとに次のとおりとする。

（1）学士の学位

学部	学科	専攻分野
生活科学部	食物学科	食物学
	児童学科	児童学
	社会福祉学科	社会福祉学

（2）修士の学位

研究科	専攻	専攻分野
生活科学研究科	生活科学専攻	学術 Master of Philosophy
人間発達学研究科	人間発達学専攻	学術 Master of Philosophy

3. 前項の規定にかかわらず、専攻分野には専門分野名を付記することができる。

4. 学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、所定の単位を修得し卒業を認められ、所属学科のディプロマ・ポリシーで定める能力を身につけた者に授与する。

第4条～第14条 （略）

（学位の授与）

第15条 学長は、第3条の規定に基づき、学士の学位を授与すべき者には学位を授与する。

2. （略）

第16条～第18条 （略）

（学位の取消）

第19条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は、名誉を著しく汚す行為があったとき、学長は、学士の学位にあっては教授会、修士の学位にあっては研究科委員会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させることができる。

（学位記の様式）

第20条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

（学位記の再交付）

第21条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を付し、所定の手数料を添えて願い出なければならない。

第22条 （略）

（雑則）

第23条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(所管課)

第 24 条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、学士の学位に関する規定は教授会、修士の学位に関する規定は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附則 <一部省略>

7. この規程は、その一部を改正し、2024 年 4 月 1 日から施行する。

美作大学履修規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、美作大学学則に基づき、授業科目の履修、試験および成績評価に関する事項を定める。

(履修登録)

第 2 条 授業科目は、原則として当該学科開講及び当該学年次のものを履修登録しなければならない。ただし、他学科の専門科目のうち自由選択科目に指定されている授業科目については、この限りではない。

2. 授業科目の履修登録は、各学期初めの指定期日までに、教務課で所定の手続きを行わなければならない。
3. 開講される授業科目は、その内容や教室の収容人員の都合により、履修の制限を行うことがある。
4. 履修登録していない授業科目については、単位を認定しない。
5. 履修登録の締切り後は、原則として追加・変更を認めない。
6. 止むを得ない事情により、指定期日までに履修登録ができない場合は、あらかじめ教務課長の許可を受けなければならない。

(履修登録単位数の上限)

第 2 条の 2 各学期及び年間に履修登録できる単位数に上限を設ける。上限単位数は各学科の内規において定める。

(定期試験)

第 3 条 定期試験を受験できるのは、履修登録をした科目とする。ただし、次の各号の何れかに該当する者は、この資格を失う。

- (1) 当該学期分までの学費が、未納である者。
- (2) 履修登録した授業科目の出席時数が、授業時数の 3 分の 2 に充たない者。
2. 授業科目の単位認定は、原則として試験によるものとする。ただし、平常点等により単位認定を行う場合がある。
3. 学則第 10 条第 2 項に規定する授業科目については、当該科目の学修成果の評価により、単位認定を行う場合がある。
4. 無断で試験を欠席した場合は、当該科目の成績評価を 0 点とする。
5. 定期試験実施の取り扱いについては、別に定める。

(不正行為)

第 4 条 定期試験において不正行為又はそれとみなされる行為を行った者には、受験を中止させる。

2. 不正行為又はそれとみなされる行為を行った者は、当該受験科目を不可とし、学則第 42 条に基づき懲戒処分を課す。
3. 前項の規定により不可となった授業科目について単位修得を希望する場合は、次年度以降再履修しなければならない。

(追試験)

第 5 条 病気・忌引またはやむを得ない事情で定期試験を欠席する場合は、追試験願(様式・教一 1)に次の何れかの書類を添えて教務課へ提出し、教務委員会の議を経て、追試験を許可することができる。

- (1) 医師の診断書
 - (2) 保証人作成の欠席理由書(様式自由)
 - (3) 交通機関の事故証明書
 - (4) 忌引届(本学所定様式)
 - (5) 公欠願(本学所定様式)
 - (6) その他欠席したという理由書(様式自由)
2. 追試験願は、原則として定期試験最終日から 3 日以内に提出するものとする。

3. 追試験は、あらかじめ指定された期日に行うものとする。ただし、欠席した場合は、当該科目を放棄したものとする。
4. 追試験の実施は、1 回限りとする。

(成績評価)

第 6 条 成績の評価は、優・良・可・不可の 4 段階とし、可以上を合格とする。なお、それぞれの評語に対応する評点区間・評価基準は次の通りとする。

優	100 点 ～ 80 点以上	到達目標を十分に達成し、優秀な成績をおさめている
良	80 点未満 ～ 70 点以上	到達目標を達成している
可	70 点未満 ～ 60 点以上	到達目標を最低限度達成している
不可	60 点未満	到達目標を達成していない

2. 前項の規定に関わらず、教育上有益と認めるときは学修の成果を評価して単位認定のみを行うことがある。
3. 成績評価が不可（不合格）の授業科目は、原則として次年度以降に再履修するものとする。

(再試験)

第 7 条 第 6 条第 3 項の規定に関わらず、特に許可された者に対しては、再試験が行われる場合がある。

2. 再試験が許可された者は、当該授業科目再試験日の 3 日前までに再試験願（様式・教－1）を教務課に提出しなければならない。なお、再試験料（1 科目につき 1,000 円）は、経理課に納入しなければならない。
3. 再試験の実施は、原則として当該授業科目が終了した学期の翌学期の定期試験開始日前日までとする。
4. 本規程第 3 条 3 項規定により単位認定を行う授業科目については、再履修することとし、再試験を実施しないものとする。
5. 再試験は、あらかじめ指定された期日に行うものとする。ただし、欠席した場合は、当該科目を放棄したものとする。
6. 再試験の実施は、1 回限りとする。
7. 再試験により合格となった場合の成績評価は、可とする。

(卒業論文および卒業研究)

第 8 条 卒業論文および卒業研究については、別に定める。

(所管課)

第 9 条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則 <一部省略>

5. この規程は、その一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規程は、その一部を改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

美作大学英語資格認定科目単位認定取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は美作大学学則第13条第2項及び第14条第2項の規程に基づき、英語資格認定Ⅰ及びⅡ（以下「認定科目」という）の単位認定基準及びその手続き等について、必要な事項を定める。

(単位認定基準)

第2条 認定科目の単位認定基準については、別表1及び2のとおりとする。

2. 認定科目において、与える単位数は次のとおりとする。

(1) 英語資格認定Ⅰ 1単位

(2) 英語資格認定Ⅱ 2単位

3. 認定科目については、単位認定のみを行い、評価を記載しない。

(申請方法)

第3条 認定科目の単位認定を希望する者は、所定の申請書に証憑書類の写を添付し、教務課に提出しなければならない。

2. 前項に規定する証憑書類とは、点数又は級数が表記された、当該団体が発行する証明書をいう。

3. 英語資格認定Ⅰの単位認定を経ずして、英語資格認定Ⅱの単位が認定された場合、合わせて英語資格認定Ⅰの単位も認定する。

(単位認定)

第4条 単位認定は、教務委員会の議を経て決定する。

(所管課)

第5条 この内規の所管課は、教務課とする。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教務委員会の議を経て行う。

附則 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、その一部を改正し、2022年4月1日から施行する。

別表1 「英語資格認定Ⅰ」認定基準

資格名	基準
実用英語技能検定	2級
TOEIC	430点以上
TOEFL-PBT	450点以上
TOEFL-iBT	45点以上
国連英検	C級

別表2 「英語資格認定Ⅱ」認定基準

資格名	基準
実用英語技能検定	準1級以上
TOEIC	650点以上
TOEFL-PBT	550点以上
TOEFL-iBT	79点以上
国連英検	B級以上

美作大学データサイエンス科目関連資格認定科目単位認定取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は美作大学学則第13条第2項及び第14条第2項の規程に基づき、データサイエンス科目関連資格認定Ⅰ及びⅡ（以下「認定科目」という）の単位認定基準及びその手続き等について、必要な事項を定める。

(単位認定基準)

第2条 認定科目の単位認定基準については、別表1及び2のとおりとする。

2. 認定科目において、与える単位数は次のとおりとする。

(1) データサイエンス科目関連資格認定Ⅰ 1単位

(2) データサイエンス科目関連資格認定Ⅱ 1単位

3. 認定科目については、単位認定のみを行い、評価を記載しない。

4. 別表1及び2以外の資格について申請があった場合、教務課において別表1もしくは2の資格と同等か検討を行い、教務委員会の議を経て認定の可否を決定する。

(申請方法)

第3条 認定科目の単位認定を希望する者は、所定の申請書に証憑書類の写を添付し、教務課に提出しなければならない。

2. 前項に規定する証憑書類とは、級数又はレベルが表記された、当該団体が発行する証明書をいう。

3. データサイエンス科目関連資格認定Ⅰの単位認定を経ずして、データサイエンス科目関連資格認定Ⅱの単位が認定された場合、合わせてデータサイエンス科目関連資格認定Ⅰの単位も認定する。

(単位認定)

第4条 単位認定は、教務委員会の議を経て決定する。

(所管)

第5条 この内規の所管は、教務課とする。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教務委員会の議を経て行う。

附則 この内規は、2024年4月1日から施行する。

2. この内規は、その一部を改正し、2024年6月3日から施行する。

別表1 「データサイエンス科目関連資格認定Ⅰ」認定基準

資格名	基準
Word 文書処理技能認定試験	3級
Excel 表計算処理技能認定試験	3級
MOS Word / MOS Excel	スペシャリストレベル(一般)
ITパスポート	合格
日商PC検定試験(データ活用)(文書作成)	3級
情報検定 情報活用試験	3級

別表2 「データサイエンス科目関連資格認定Ⅱ」認定基準

資格名	基準
Word 文書処理技能認定試験	2級以上
Excel 表計算処理技能認定試験	2級以上
MOS Word / MOS Excel	エキスパートレベル(上級)
基本情報技術者	合格
日商PC検定試験(データ活用)(文書作成)	2級以上
情報検定 情報活用試験	2級以上

美作大学定期試験実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、美作大学履修規程第3条第5項の規定に基づき、定期試験の実施に際し、必要な事項を定める。

(試験時間)

第2条 定期試験の時間は、原則として90分とする。ただし、試験担当者が必要と認める場合は、この限りではない。

2. 遅刻者の入室は、試験開始後20分までとする。

3. 試験場では、試験開始後30分を経過するまで退室してはならない。

(遵守事項)

第3条 定期試験を受験する者は、監督者の指示に従うとともに、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 試験場では静粛を保ち、他の受験生に迷惑をかけてはならない。

(2) 机の上に置いてよいものは、筆記用具・時計のほか、試験担当者の許可したものとする。

(3) 携帯電話等は電源を切り、かばんにしまっておくこと。

(4) 試験場では、消しゴム等の物品の貸借を禁止する。

(5) 試験場では、監督者の指示に従い、指定された座席で受験しなければならない。ただし、監督者の指示がない場合は、この限りではない。

(6) 受験者は、学生証を必ず持参し、監督者が確認できるように机の上に提示しなければならない。なお、学生証を忘れた場合は、仮学生証をもってこれに代える。

(7) 不正行為又はそれとみなされる行為は、一切これを禁止する。

(雑則)

第4条 この細則は、平常試験、追試験及び再試験にも適用することができる。

(所管課)

第5条 この細則の所管課は、教務課とする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、教務委員会の議を経て行う。

附則

1. この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2. 試験場における細則は、廃止する。

美作大学公認欠席等規程

(趣旨)

第1条 美作大学が開講する授業科目の公認欠席、長期欠席及び忌引き等の取扱いについては、この規程によるものとする。

(忌引き)

第2条 三親等以内の親族、配偶者が死亡した場合を忌引きとし、授業を欠席することができる。

2. 前項に規定する欠席は、授業総時間数に算入しないこととする。

3. 忌引きの種類及びその期間は、次の通りとする。

(1) 一親等の親族（父母・子）・配偶者の死亡によるもの7日以内

(2) 二親等の親族（兄弟姉妹・祖父母・孫）の死亡によるもの3日以内

(3) 三親等の親族（おじおば・曾祖父母・甥姪・曾孫）の死亡によるもの1日以内

(4) (1)～(3)の日数に加え、旅程に要する日程の内、2日間を限度として公欠とすることができる

4. 本条第1項に該当する場合は、忌引届（様式・教－4）に担任の証明印を受け、教務課へ提出しなければならない。

(公認欠席)

第3条 止むを得ない事情により、授業を欠席することを公認欠席（以下「公欠」と略す）という。

2. 前項に規定する欠席は、授業総時間数に算入しないこととする。

3. 本条第1項にいう止むを得ない事情とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教務委員会が定める学外実習

(2) 就職試験

- (3) 学校保健安全法施行規則に定める感染症の治療
- (4) 学校行事
- (5) 学友会活動
- (6) 教員免許状取得のための介護等体験
- (7) 通学に要する公共交通機関の遅延・運休等
- (8) 特に必要と判断されたもの

4. 公欠の手続き等は、別表に定める。

(長期欠席)

第4条 1 週間以上3ヵ月以内連続して休むことを長期欠席という。

- 2. 長期欠席する者は、医師の診断書または保証人作成の理由書(様式自由)を添えて、速やかに担任を通じて長期欠席届(様式・教-6)を教務課に提出しなければならない。

(所管課)

第5条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則 <一部省略>

- 3. この規程は、その一部を改正し、2023年9月13日から施行する。

別表

項目	期間	手続き	備考
教務委員会が定める学外実習(教育実習・臨地実習・保育実習・ソーシャルワーク実習・介護実習)	実習の開始日より終了日及び実習に必要な実習先との打ち合わせの期間。	打ち合わせの際の公欠についてのみ公欠願を当該の実習指導担当者、教務課の順で証明を受けた後、科目担当教員へ提出。	打ち合わせの場合は、往復の旅程を含め2日間を限度とする。
就職試験	試験当日のみ。	公欠願を就職支援室、担任、教務課の順で証明を受けた後、科目担当教員へ提出。	①旅程に要する日程の内、1日だけをさらに公欠とすることができる。 ②原則として前期2回、後期2回までとする。
学校保健安全法施行規則に定める感染症	医師の診断書によりその都度定める。	公欠願に医師の診断書を添えて、教務課の証明を受けた後、科目担当教員へ提出。	
学校行事	当該学科と教務委員会によりその都度定める。	公欠願を教務課で証明を受けた後、科目担当教員へ提出。	
学友会活動(クラブ・同好会及び大学祭関係を含む)	その都度定める。	公欠願を顧問、学生課、教務課の順で証明を受けた後、科目担当教員へ提出。	①他大学学生会等との会合・発表会及び対外試合等に大学を代表して、あるいはそれに準じて参加する場合で、顧問により認められたもの。 ②原則として年間2回までとする。
介護等体験	実習の開始日より終了日及び実習に必要な実習先との打ち合わせの期間。	公欠願を当該の介護等体験担当者、教務課の順で証明を受けた後、科目担当教員へ提出。	打ち合わせの場合は、往復の旅程を含め2日間を限度とする。
公共交通機関の遅延・運休等	その都度定める。	公欠願に遅延・運休等を証明する書類を添えて、教務課の証明を受けた後、科目担当教員へ提出。	書類はホームページの当該情報部分の印刷でも可とする。
必要と判断された場合	その都度定める。	公欠願を教務部長もしくは学生部長、教務課の順で証明を受けた後、科目担当教員へ提出。	

美作大学特別聴講学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美作大学学則第44条の2及び同条第2項の規定に基づき、美作大学特別聴講学生について、必要な事項を定めるものとする。

(出願)

第2条 本学と単位互換協定を締結した大学、短期大学、高等専門学校等の学生で、特別聴講学生を志願する者は、協定に定められた出願書類を本学の学長に提出しなければならない。

(受入時期)

第3条 特別聴講学生の受入時期は、原則として学年または学期初めとする。

(受入許可)

第4条 特別聴講学生の受入許可は、部科（課）長会議の議を経て、学長が行う。

(検定料及び履修料)

第5条 検定料は徴収しないこととする。

2. 履修料は、1単位につき1万2千円とする。ただし、協定書等に徴収しないことを定めている場合は、履修料を要しないものとする。

(単位認定)

第6条 履修した科目に関する単位認定は、本学の履修規程によるものとする。

(証明書)

第7条 特別聴講学生には、履修した科目の単位修得証明書を交付することができる。

(履修許可の取り消し)

第8条 本学学則および諸規則に違背した者、または疾病等やむ得ない事情により成業の見込みのない者について、学長は履修許可を取り消すことができる。

(雑則)

第9条 本規程に定めるものの他、特別聴講学生に関する必要な事項は、本学学則および諸規則を適用するものとする。

(所管課)

第10条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、部科（課）長会議の議を経て学長が行う。

附則 <一部省略>

5. この規程は、その一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。

美作大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美作大学学則（以下「学則」という）第43条および第44条に基づき、科目等履修生（以下「履修生」という）について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 履修生の出願資格は、学則第19条の各号の一に該当する者（見込みを含む）とする。

(出願手続)

第3条 履修生を志願する者は、学則第43条第2項に規定する検定料を添え、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 本学所定の願書
- (2) 履歴書（写真貼付）
- (3) 最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 外国人の場合は、外国人登録証明書の記載事項証明書（国籍、在留資格、在留期間および登録証明書交付年月日が記載されているもの）および日本に在住する確実な身元保証人の身元保証書（ただし、出願時に「在留資格」を得ていない場合は、同証明書を受入時まで提出すること）

(履修許可)

第4条 履修の許可は、部科（課）長会議の議を経て、学長が行う。

(履修料等の納付)

第5条 履修を許可された者は、学則第43条第3項に規定する履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 実習・実験等に要する費用が必要な場合は、別途徴収するものとする。
3. 履修生が前期に引き続き、後期の授業科目を受講する場合は、検定料を免除する。

(科目等履修生証)

第6条 履修生には、手続完了後に科目等履修生証を交付する。

(履修科目)

第7条 履修生が受講できる授業科目は、学則別表1・2に記載する科目とする。ただし、本学の事情により、制限することがある。

(履修期間)

第8条 履修生の履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とする。

(単位認定)

第9条 履修した科目に関する単位認定は、学則第15条及び履修規程によるものとする。

(証明書の発行)

第10条 履修生には、履修した科目の単位修得証明書を交付することができる。

(履修許可の取り消し)

第11条 次のいずれかに該当する者は、履修の許可を取り消す。

- (1) 所定の期日内に履修料及び費用を納付しない者。
- (2) 履修生としてふさわしくない行為を行った者。
- (3) 成業の見込みのない者。
- (4) 外国人履修生で第3条第5号に規定する在留資格を失った者。

(雑則)

第12条 本規程に定めるものの他、履修生に関する必要な事項は、本学学則および諸規則を適用するものとする。

(所管課)

第13条 本規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、部科（課）長会議の議を経て、学長が行う。

附則 <一部省略>

4. この規程は、その一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。

美作大学高等学校・中等教育学校生徒科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美作大学学則第43条および第44条ならびに美作大学科目等履修生規程に定めるもののほか、高等学校・中等教育学校生徒科目等履修生（以下「生徒履修生」という）の取り扱いについて定めるものとする。

(出願資格)

第2条 生徒履修生の出願資格は、学校教育法で定める高等学校の2年次以上または中等教育学校の5年次以上に在籍する生徒とする。

(出願手続)

第3条 生徒履修生を出願する者は、所定の期日に下記の書類を高等学校ごとにまとめて提出しなければならない。ただし、検定料の納付は、免除する。

(1) 本学所定の願書

(2) 写真（最近3ヶ月以内撮影のもの）

(履修料等の免除)

第4条 履修料等の納付は、免除する。

(生徒科目等履修生証)

第5条 生徒履修生には、生徒科目等履修生証を交付する。なお、高等学校の身分証明証も併せて携帯しなければならない。

(履修科目および条件)

第6条 生徒履修生が履修できる科目は、本学が指定する科目とする。なお、科目の選定にあたっては、生徒履修生が在籍する高等学校の意向に配慮するものとする。

2. 生徒履修生が修得し得る単位数は、年間4単位以内、通算8単位以内とする。

(所管課)

第7条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、部科（課）長会議の議を経て、学長が行う。

附則 <一部省略>

2. この規程は、その一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。

美作大学資格取得規程

（趣旨）

第1条 この規程は、美作大学学則第12条の規定に基づき、本学で取得できる資格（受験資格含む）及び履修方法について、必要な事項を定める。

（教育職員免許状）

第2条 教育職員免許状の授与資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行細則（昭和29年文部省令第27号）に基づく教職に関する科目及び教科に関する科目を修得しなければならない。

2. 小学校及び中学校教諭免許状の授与資格を得ようとする者は、前項に定めるもののほか、小学校及び中学校教諭免許状授与に関わる教育職員免許法の特例等に関する法律第2条第1項及び教育職員免許法施行細則第2条に定める学校又は施設において7日間の介護等の体験を行い、その証明を得なければならない。

3. 本学において取得できる教員免許状の種類は、次表に掲げるとおりとする。

学部	学科	免許状の種類
生活科学部	食物学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 栄養教諭一種免許状
	児童学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（家庭）
	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）

（管理栄養士国家試験受験資格）

第3条 管理栄養士の国家試験の受験資格を得ようとする者は、生活科学部食物学科に在籍し、栄養士法施行令（昭和28年8月31日政令第231号）および管理栄養士学校指定規則（昭和41年3月2日文部省・厚生省令第2号）に定める科目及び卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

（栄養士免許証）

第4条 栄養士の資格を得ようとする者は、生活科学部食物学科に在籍し、栄養士法（昭和22年12月29日法律第245号）および栄養士法施行規則（昭和23年1月16日厚生省令第2号）に定める科目及び卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

第5条 省略

（社会福祉士国家試験受験資格）

第6条 社会福祉士の国家試験の受験資格を得ようとする者は、生活科学部社会福祉学科に在籍し、指定科目（昭和62年厚生省告示第200号）に規定する本学の対応科目及び卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

（保育士資格）

第7条 保育士の資格を得ようとする者は、生活科学部児童学科保育士・幼稚園教員養成コースに在籍し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づく所定の科目及び卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

2. 生活科学部児童学科保育士・幼稚園教員養成コースについては、別に定める。

（レクリエーション・インストラクター資格）

第8条 レクリエーション・インストラクターの資格を得ようとする者は、生活科学部食物学科、児童学科又は社会福祉学科に在籍し、日本レクリエーション協会が定める科目及び卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

（認定心理士資格）

第9条 認定心理士の資格を得ようとする者は、生活科学部児童学科に在籍し、日本心理学会が定める科目及び卒業に必要な単位数を修得しなければならない。

（防災士資格取得試験受験資格）

第10条 防災士資格取得試験受験資格を得ようとする者は、生活科学部食物学科、児童学科又は社会福祉学科に在籍し、日本防災士機構が定める科目を修得しなければならない。

（所管）

第11条 この規程の所管は、教務課とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則 <1. ～7. 省略>

8. この規程は、その一部を改正し、2025年4月1日から施行する。

美作大学児童学科保育士・幼稚園教員養成コース規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美作大学学則第12条の2及び第14条の2の規定に基づき、保育士・幼稚園教員養成コースについて必要な事項を定める。

(設置)

第2条 児童学科に保育士・幼稚園教員養成コースを置く。

(資格)

第3条 保育士資格の取得を希望する者は、保育士・幼稚園教員養成コースに所属しなければならない。

2. 保育士・幼稚園教員養成コースに所属する者は、小学校教諭一種免許の取得ができない。

(定員)

第4条 保育士・幼稚園教員養成コースの定員は、1学年50名とする。

(所属年次)

第5条 保育士・幼稚園教員養成コースへの所属は、2年次からとする。

(選抜)

第6条 保育士・幼稚園教員養成コースへの所属は、選抜によるものとし、1年次終了時に実施する。

2. 選抜は、保育士としての就職の意志が強く、かつ1年次の成績及び学習態度が良好であることを条件とし、学科の議を経て施設長(学長)が決定する。

(履修)

第7条 保育士・幼稚園教員養成コースに所属する者は、児童学科所定の教育課程を修め、かつ児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号に基づいて定める教養科目、保育士必修科目及び選択必修科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

(他大学等における修得単位の取扱い)

第8条 保育士・幼稚園教員養成コースに所属する者が、保育士取得に係る他大学等で修得した単位の認定については、次の各号の定めによる。

(1) 学生が在学中又は入学前に指定保育士養成施設で修得した教科目の単位については、30単位を超えない範囲で、当該教科目として単位認定をすることができる。

(2) 学生が在学中又は入学前に指定保育士養成施設以外の学校等で修得した教科目の単位については、30単位を超えない範囲で、当該教養科目として単位認定をすることができる。

(所管課)

第9条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則 <一部省略>

2. この規程は、その一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。

美作大学転入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美作大学学則第27条の2第2項の規定に基づき、他の大学等からの転入学の取扱いについて必要な事項を定める。

(転入学の時期)

第2条 転入学の時期は、4月1日又は10月1日とする。

(出願資格)

第3条 転入学の出願資格は、他の大学等に1ヵ年以上在学した者又は在学見込の者とする。

(転入学の願出)

第4条 転入学を出願する者は、検定料10,000円を添え、次の書類を提出しなければならない。

(1) 転入学願

(2) 理由書

2. 転学の出願時期は、次のとおりとする。

(1) 4月1日付転入学の場合は、1月15日から1月31日の間とする。

(2) 10月1日付転入学の場合は、7月15日から7月31日の間とする。

(転入学の選考)

第5条 転入学の選考は、出願者が志望する学科において行う。

(転入学の許可)

第6条 転入学の許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

(既修得単位の取扱い)

第7条 既修得単位の取扱いは、学則第13条に基づき、その全部又は一部を卒業所要単位として認定することができる。

(在学年限)

第8条 転入学を許可された者の在学年限は、所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた年限とする。
ただし、既修得単位の認定単位数や取得希望の資格・免許によってはこの限りではない。

(転入学の制限)

第9条 転入学を許可された者は、再び転学を願い出ることができない。

(所管課)

第10条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則 <一部省略>

2. この規程は、その一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。

美作大学転学科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美作大学学則第28条第2項の規定に基づき、転学科の取扱いについて必要な事項を定める。

(転学科の時期)

第2条 転学科の時期は、4月1日又は10月1日とする。

(出願資格)

第3条 転学科の出願資格は、当該学科に1ヵ年以上在学した者又は在学見込の者とする。

(転学科の願出)

第4条 転学科を出願する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 転学科願

(2) 理由書

2. 転学科の出願時期は、次のとおりとする。

(1) 4月1日付転学科の場合は、1月15日から1月31日の間とする。

(2) 10月1日付転学科の場合は、7月15日から7月31日の間とする。

(転学科の選考)

第5条 転学科の選考は、出願者が志望する学科において行う。

(転学科の許可)

第6条 転学科の許可は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(既修得単位の取扱い)

第7条 既修得単位の取扱いは、学則第13条に基づき、その全部又は一部を卒業所要単位として認定することができる。

(在学年限)

第8条 転学科を許可された者の在学年限は、所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた年限とする。

ただし、既修得単位の認定単位数や取得希望の資格・免許によってはこの限りではない。

(転学科の制限)

第9条 転学科を許可された者は、再び転学科を願い出ることができない。

(所管課)

第10条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則 <一部省略>

3. この規程は、その一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。

美作大学編入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美作大学学則第27条第2項の規定に基づき、編入学の取扱いについて必要な事項を定める。

(編入学生受入れ)

第2条 学則第6条の規定に基づき、編入学生を食物学科は5名、児童学科及び社会福祉学科は各3名、それぞれ3年次へ受け入れることができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該学科の学生の教育に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、2年次に入学を許可することができる。

(編入学資格)

第3条 3年次に編入学できる者は、食物学科については、栄養士養成施設を卒業し、栄養士免許を取得している者とし、児童学科及び社会福祉学科については、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者又は2年以上在学し概ね62単位以上修得の上退学した者

(2) 短期大学・高等専門学校専門課程を卒業した者又は2年以上在学し概ね62単位以上修得の上退学した者

(3) 専修学校の専門課程を修了した者の内、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者

(4) 前各号に定める者の他、法令等で大学に編入学できると定められた者

2 2年次に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者又は1年以上在学し概ね31単位以上修得の上退学した者

(2) 短期大学・高等専門学校専門課程を卒業した者又は1年以上在学し概ね31単位以上修得の上退学した者

(3) 専修学校の専門課程を修了した者の内、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者

(4) 前各号に定める者の他、法令等で大学に編入学できると定められた者

- 3 前2項の規定及び各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、学科毎の出願要件については編入学生募集要項に定めるものとする。

(在学年数)

第4条 編入学を許可された者の在学年数については、以下の各号の通りとする。

- (1) 3年次編入学生については、2年以上4年とする。
- (2) 2年次編入学生については、3年以上6年とする。

(既履修科目等の認定)

第5条 編入学を許可された者の既に修得した科目及び単位数の認定については、部科(課)長会議の議を経て、学長が決定する。

(選考方法等)

第6条 検定料・選考方法及びその他選考に必要な事項については、編入学生募集要項に定めるものとする。

(所管課)

第7条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附則 <一部省略>

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
2. この規程は、その一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。

美作大学スチューデント・アシスタント規程

(趣旨)

第1条 この規程は、美作大学(以下「本学」という。)の優秀な学部生に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせる場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 前条の教育補助業務を行う学部生をスチューデント・アシスタント(以下「SA」という。)という。

(資格)

第3条 SAになることのできる者は、本学に在学する3年次以上の学部生とする。

2. 原則として当該授業科目を履修した者とする。

(身分)

第4条 SAは、パートタイマーとする。

(職務)

第5条 SAは、当該学生の学科長の監理の下に授業担当教員の指導を受け、講義(メディアを利用した授業)、実験、実習、演習等の授業に係る教育補助業務を行う。

(勤務時間)

第6条 SAの勤務時間は、学部生としての授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

(教育補助を行う授業科目等)

第7条 授業担当教員において、SAによる教育補助を必要とする場合は、当該授業科目を学科長に申請するものとする。

2. 前項により申請を受けた学科長は、その申請に係る教育補助業務の内容が当該学科の教育上適当であるか否かを審査し、適当であると認めたときは、教育補助を行わせる授業科目等を決定の上、申請者にその旨を通知する。

(選考)

第8条 学科長は、前条第2項により教育補助を行わせる授業科目を決定したときは教務部長と協議し、教務部長が本学に在学する学部生のうちからSAを選考する。選考に当たっては学部学生が所属する学科長の推薦を得るものとする。

2. 前項の SA の推薦は、次の各号に該当する者について行うものとする。

- (1) 教育補助業務の遂行能力があると認められる者
- (2) 学部生が所属する学科における学修状況が良好である者

3. SA は教務委員会の議を経て教務部長が任用する。

(オリエンテーション等)

第 9 条 SA に教育補助業務を行わせるに当たっては、当該業務に関し事前に適切なオリエンテーション及び担当教員による継続的かつ適切な指導・助言等を行い、円滑な業務遂行と事故の防止に努めなければならない。また、随時当該教育補助業務に関する意見を聴取しなければならない。

(服務)

第 10 条 SA は、当該授業科目の担当教員の指示により業務を行い、また業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2. SA は、業務終了の都度、出勤簿に押印しなければならない。

3. 授業担当教員は、下記の業務を SA に委ねてはならない。

- (1) シラバスの作成・授業計画の立案
- (2) 授業の代講及び補講
- (3) 試験の作成、採点及び最終評価の決定
- (4) その他担当する授業にかかわらない業務

(採用取消)

第 11 条 SA が次の各号のいずれかに該当したときは、教務委員会の議を経て、採用を取り消す。

- (1) 学業に支障があると認められたとき。
- (2) 除籍、訓告、停学又は退学の処分を受けたとき。
- (3) 休学又は退学をしたとき。
- (4) 業務上における、担当教員の指示に従わないとき。
- (5) その他採用取消に相当する事由が認められたとき。

(賃金)

第 12 条 SA に支給する賃金は、別に定める。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、SA の実施に関し必要な事項は、教務委員会において協議する。

(所管課)

第 14 条 この規程の所管課は、教務課とする。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

1. この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

美作大学・美作大学短期大学部におけるメディアを利用して行う授業に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、美作大学学則第 10 条の 2 及び美作大学短期大学部学則第 10 条の 2 に規定する、メディアを利用して行う授業に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この細則において、「メディア授業」とは、1 回の授業の開始から終了までの全時間に渡り、インターネット及び学習管理システム等を利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、平成 19 年文部科学省告示第 114 号平成 13 年文部科学省告示第 51 号の一部改正、平成 20 年 4 月 1 日施行において定められている次に掲げるいずれかの要件を満たし、対面授業に相当する教育効果を有すると認められるものをいう。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、当該授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（以下「教室等以外の場所」という）において履修させるもの。（同時双方向型）

二 前号以外で、毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの。(オンデマンド型)

三 一号に準じて、毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が当該授業を行う教室等の場所において学生等に対面することにより授業を行うものであって、教員は教室以外の場所から授業と質疑応答等による十分な指導を併せ行うもの。
(同時双方向型)

四 一号及び三号を対面授業と併用して授業を行うもの。(ハイブリッド型)

2 この細則において、「メディア授業科目」とは、前項に規定するメディア授業が全開講回数半数以上となる授業科目をいう。

(メディア授業実施における遵守事項)

第3条 メディア授業の実施においては、次に掲げる事項について遵守することとする。

一 学生の本人確認を行い、その履修状態を把握すること。

二 成績評価において、学修の成果を適正に把握すること。

三 授業コンテンツの作成にあたり他人の著作物を利用する場合は、著作権者から許諾を得る等、著作権法に基づき適切に対応すること。

四 授業形態、各回の授業計画、担当教員との交流方法等の詳細について、当該授業科目のシラバスに明記する等、学生へ事前に周知すること。

2 前項に規定するもののほか、前条第1項第一号及び第三号に規定するメディア授業(同時双方向型)の実施については、以下を遵守することとする。

一 同時かつ双方向で行うこと。

二 教員と学生が、互いに映像・音声等によりやりとりを行い、また、学生が教員に質問をする機会を確保するなど、対面授業に近い環境で行うこと。

3 第1項に規定するもののほか、前条第1項第二号に規定するメディア授業(オンデマンド型)の実施については、以下を遵守することとする。

一 設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を、毎回の授業の実施に併せ行うこと。

二 学習管理システム等に掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにするなど、当該授業に関する学生の意見交換や教員に対する質問の機会を確保すること。

4 第1項に規定するもののほか、前条第1項第四号に規定するメディア授業(ハイブリッド型)の実施については、以下を遵守することとする。

一 同時かつ双方向で行うこと。

二 対面授業との併用であることに留意し、教員と学生が、互いに映像・音声等によりやりとりを行い、また、学生が教員に質問をする機会を確保するなど、メディア授業を受講する学生にとって対面授業に近い環境となるよう配慮すること。

5 メディア授業の単位認定については、履修した科目名に(メディア授業)を併記するものとする。

(メディア授業科目開講の手続き)

第4条 <省略>

(メディア授業の質保障に関する取り組み)

第5条 <省略>

(所管課)

第6条 この細則の所管課は、教務課とする。

(細則の改廃)

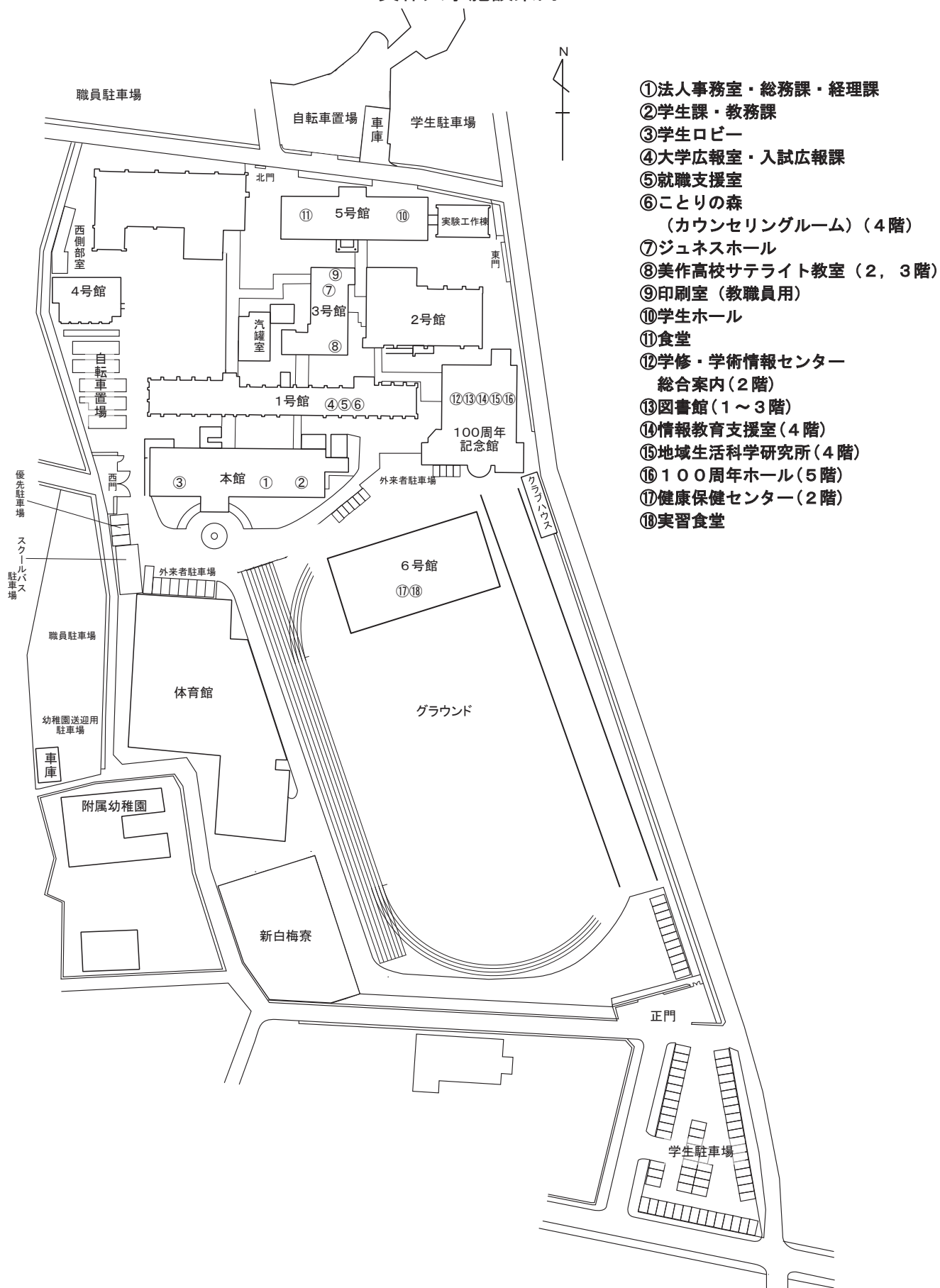
第7条 この細則の改廃は、教務委員会の議を経て行う。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

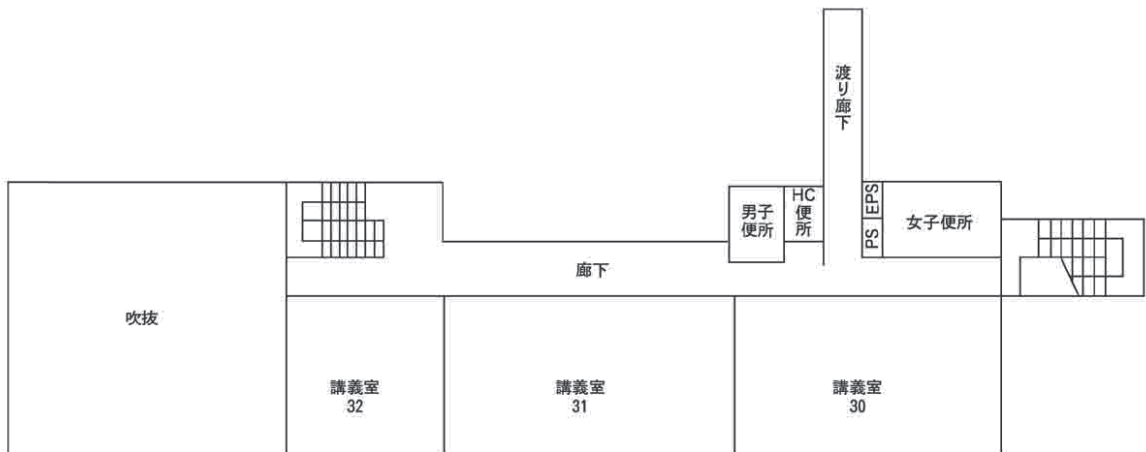
Ⅸ. 建物配置図

美作大学施設案内

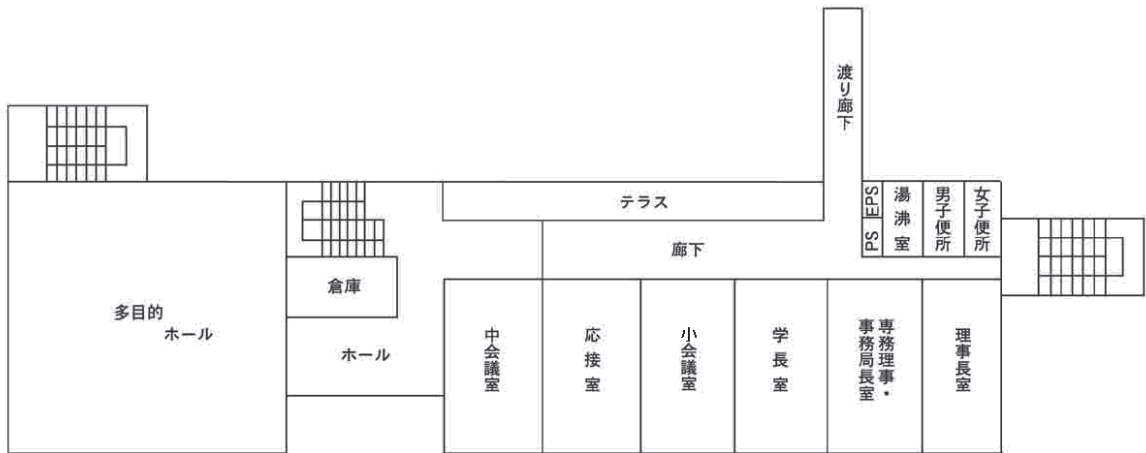


本 館

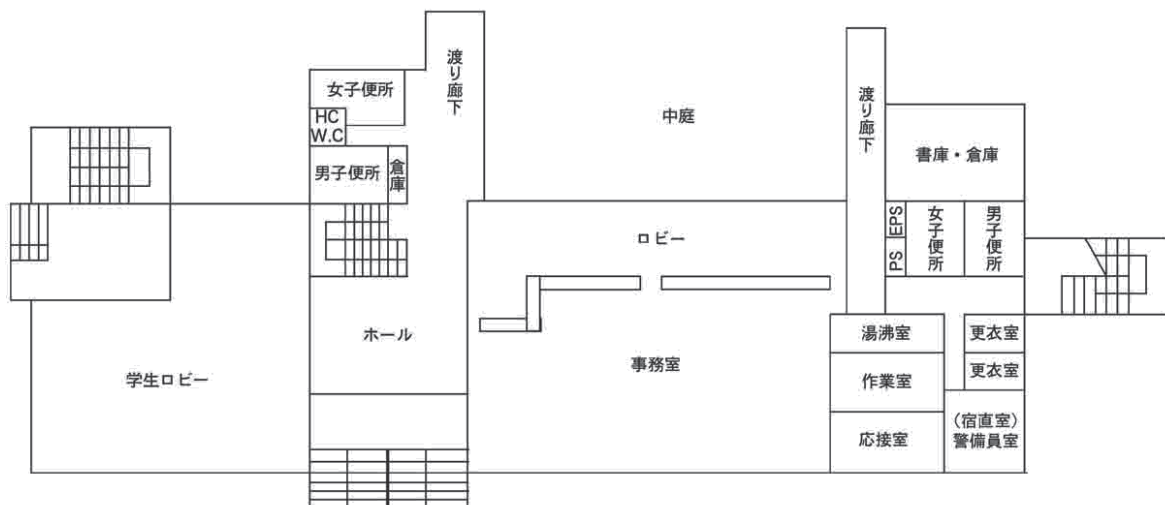
【三階】



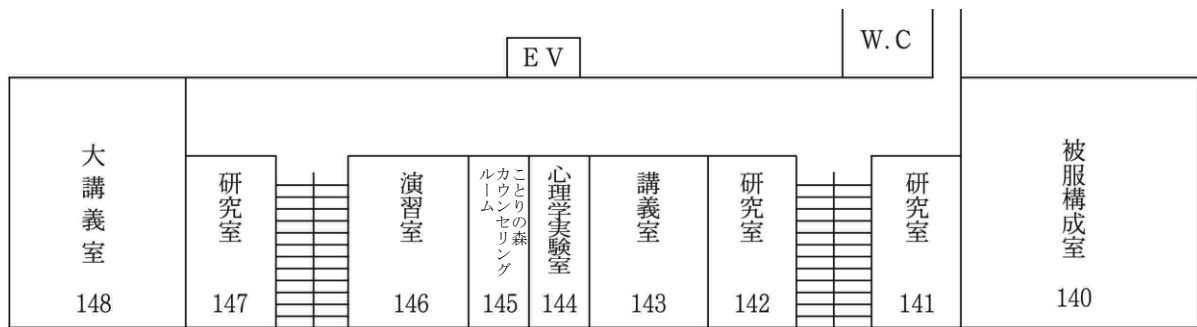
【二階】



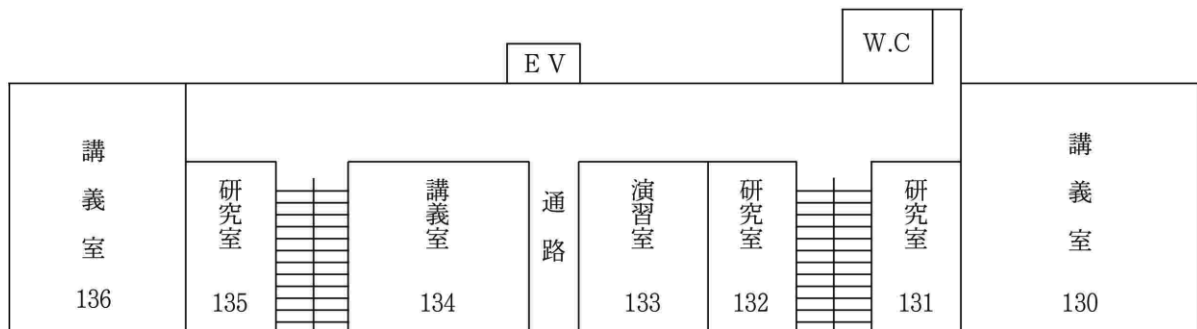
【一階】



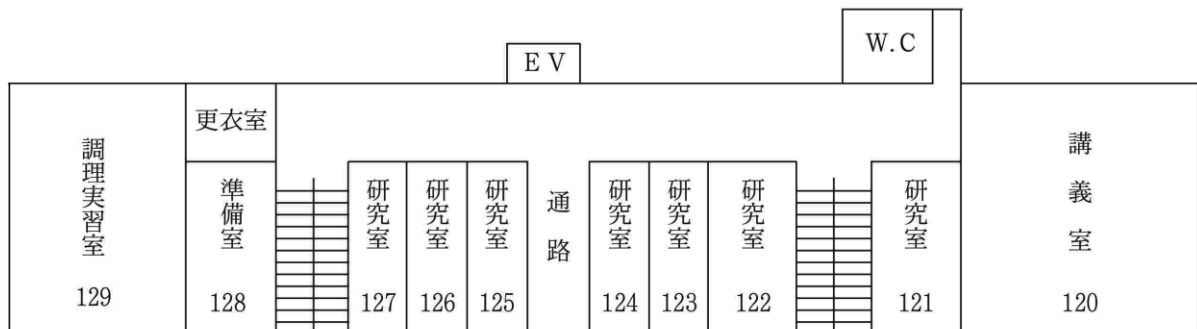
1 号 館



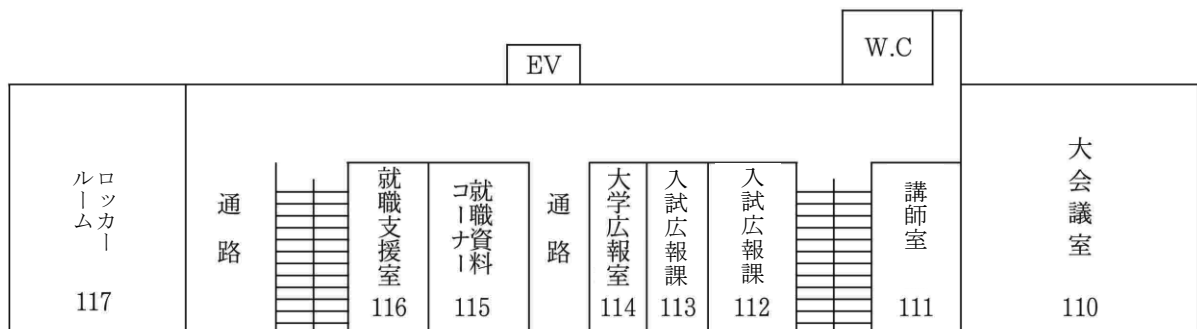
【 4 階】



【 3 階】

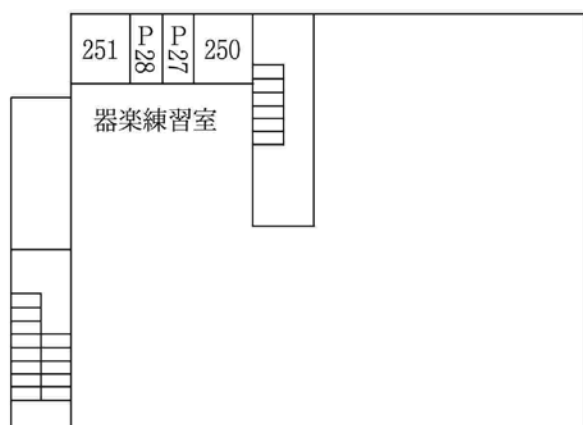


【 2 階】

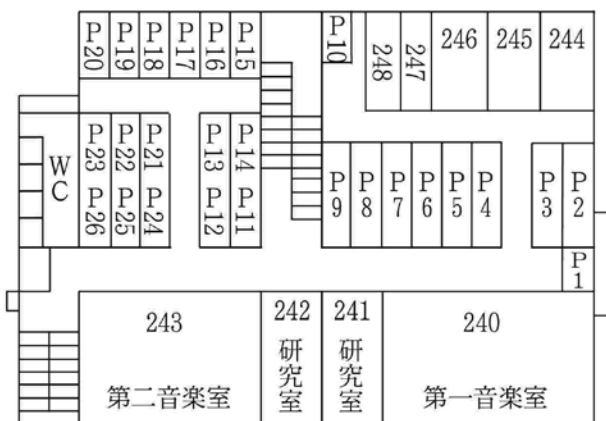


【 1 階】

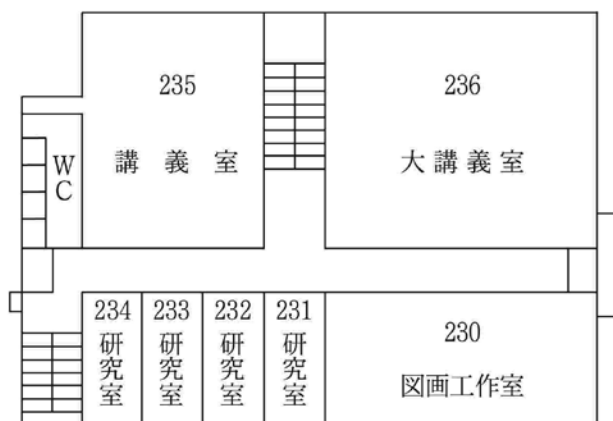
2 号 館



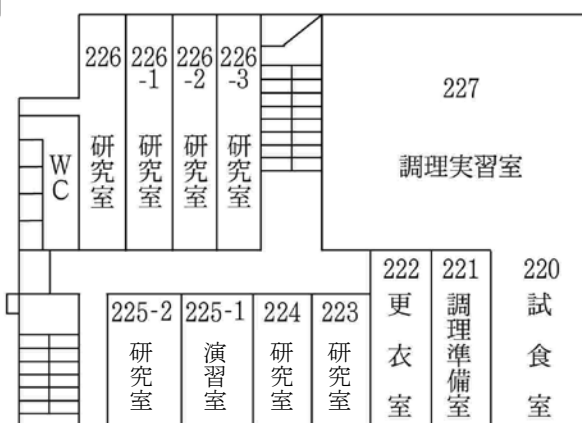
【屋 上】



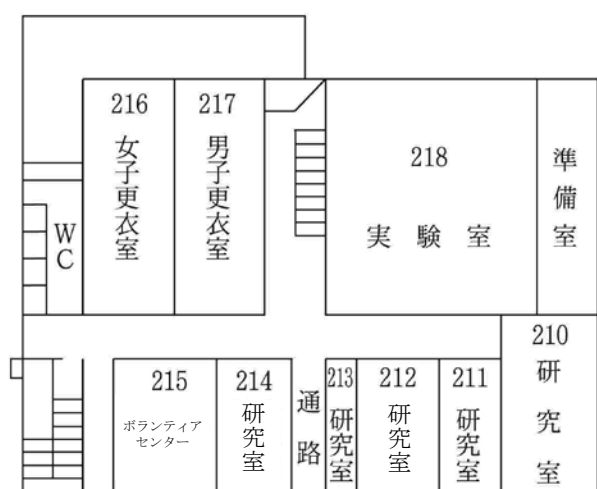
【 4 階】



【 3 階】



【 2 階】

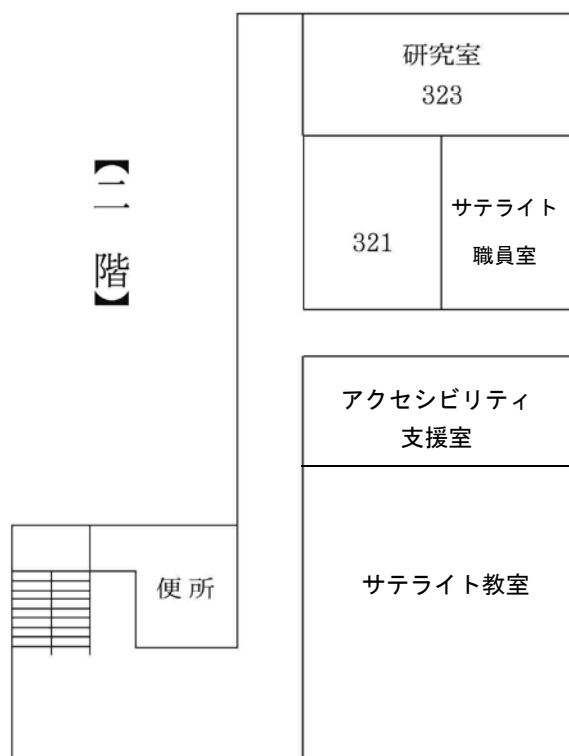
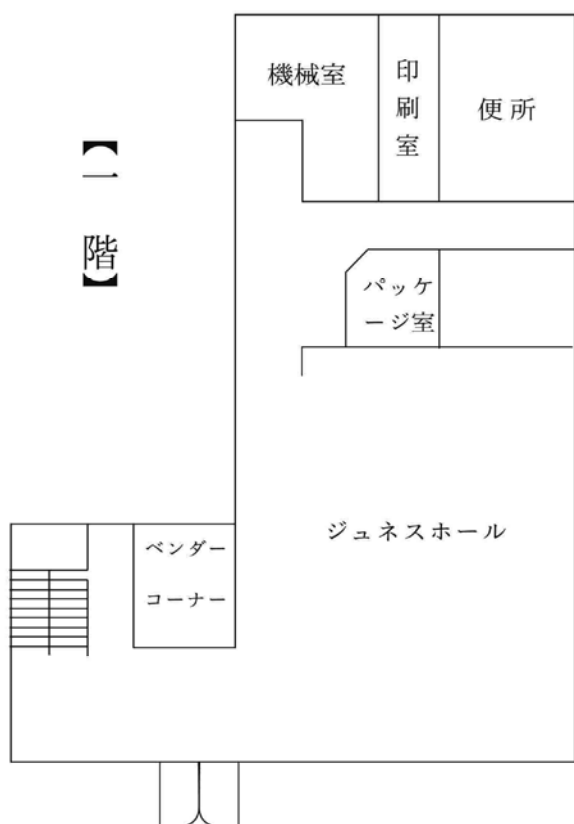
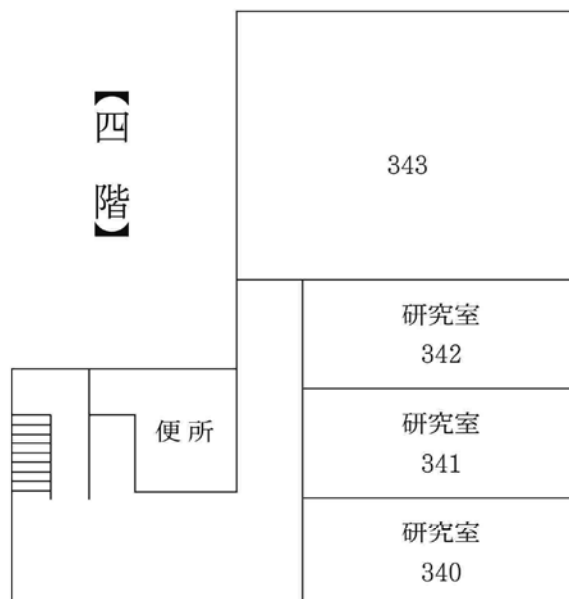
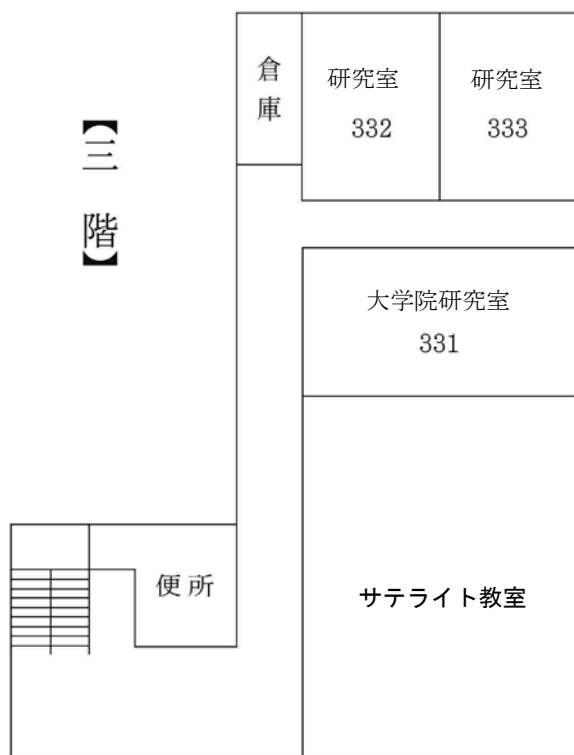


【 1 階】

244～248
250～251 レッスン室

P 1～P 28 ピアノ練習室

3号館（白梅記念館）

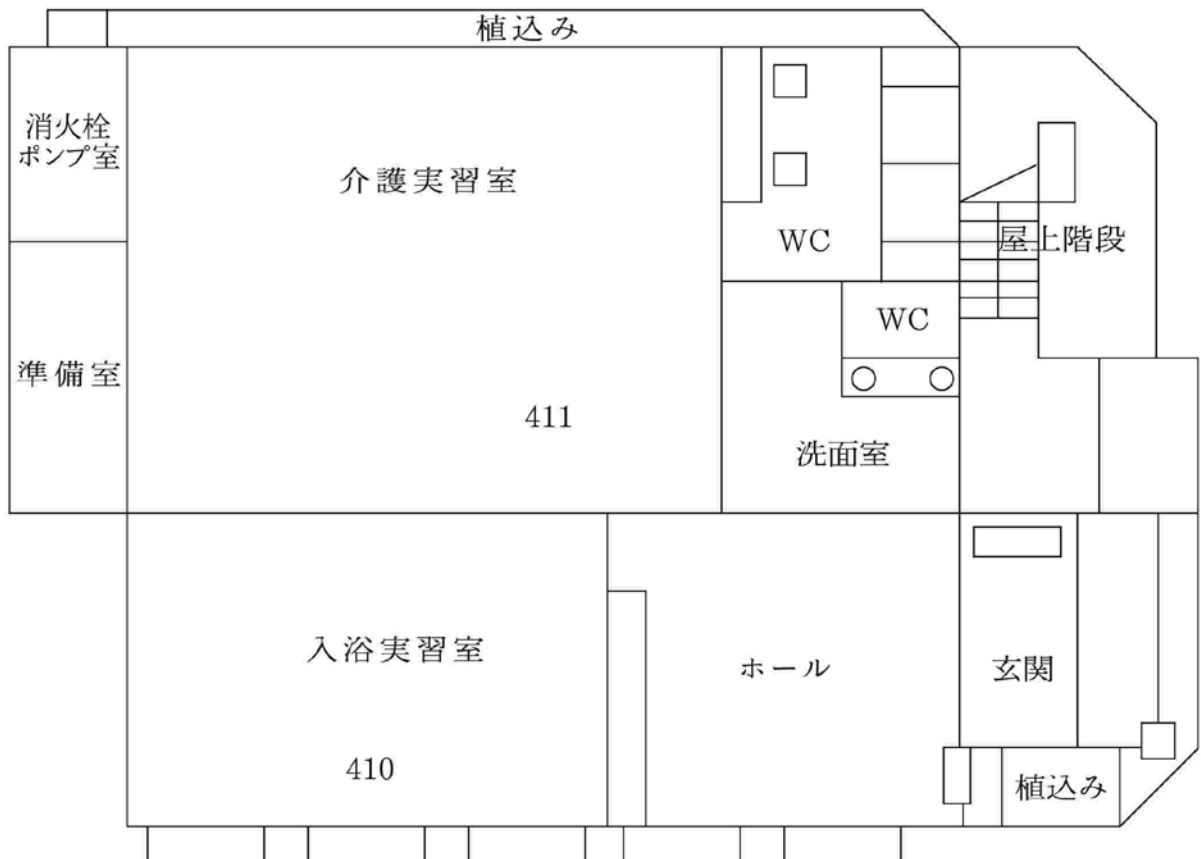


4 号 館

【二階】

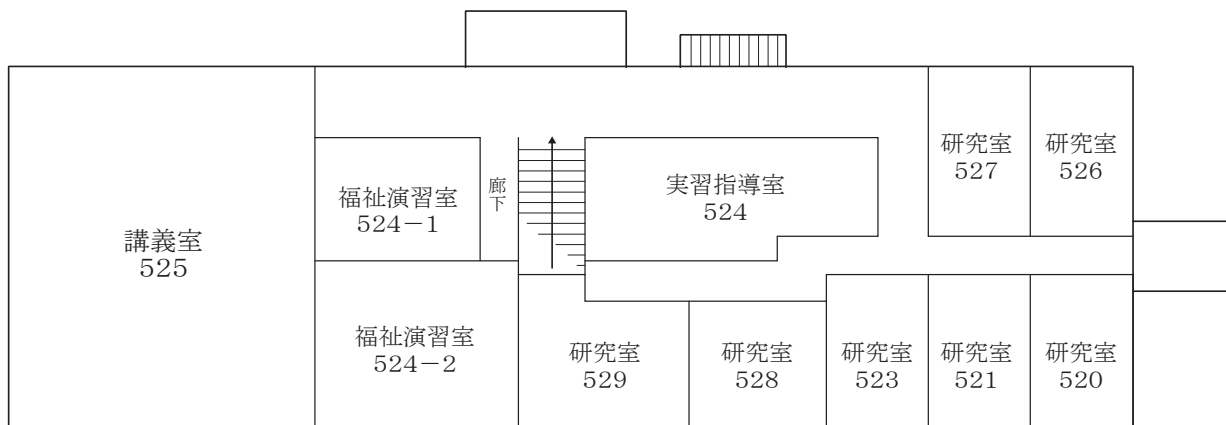


【一階】

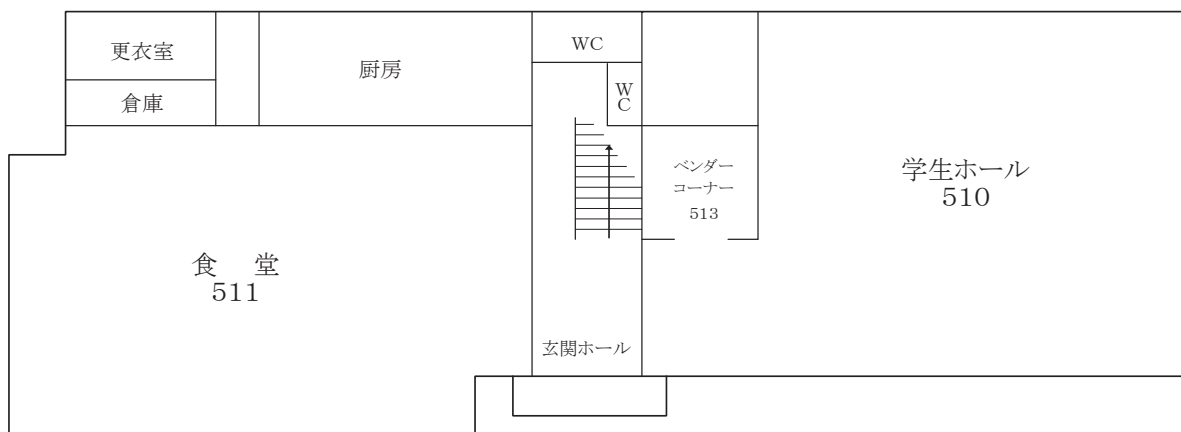


5号館 (COLLEGE HOUSE)

【二階】

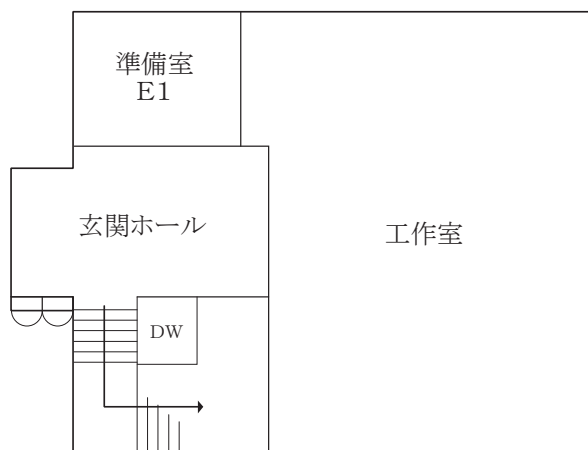


【一階】

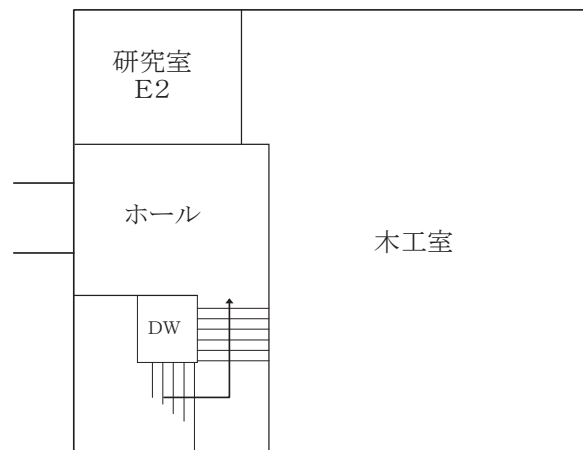


実験工作棟

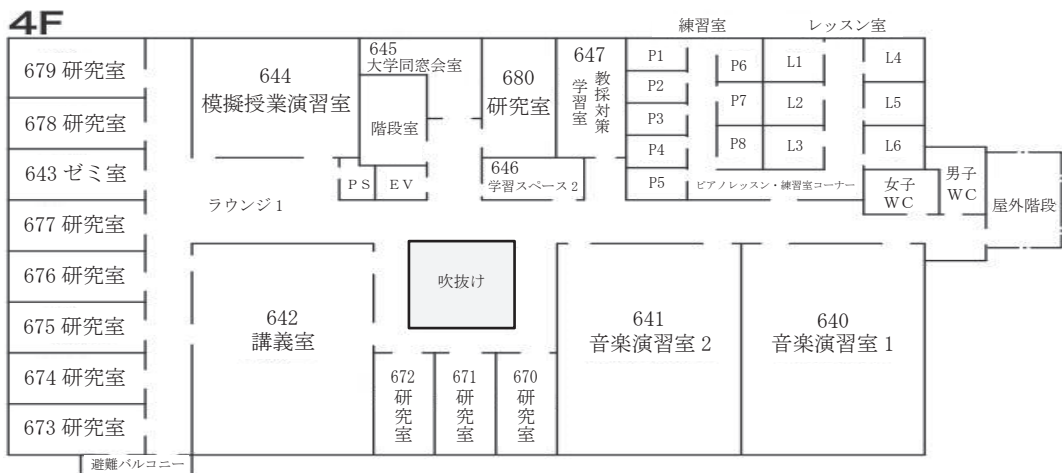
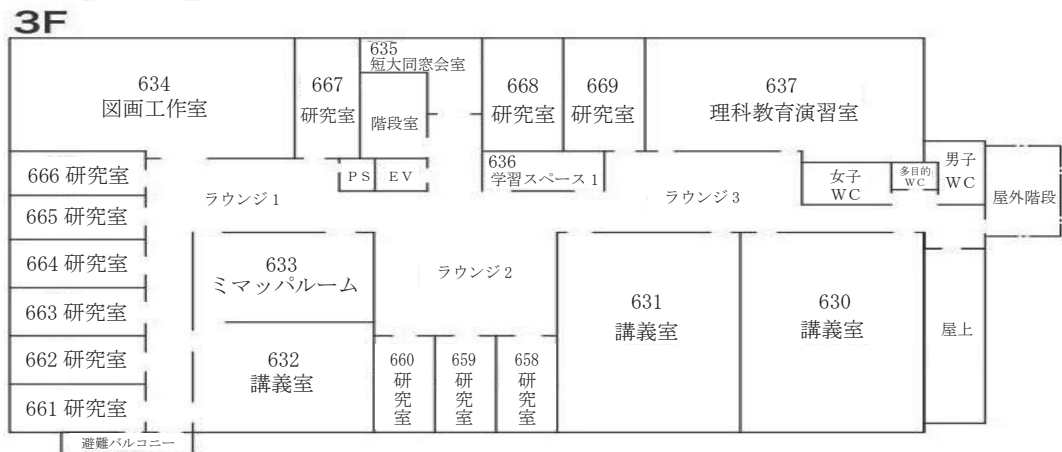
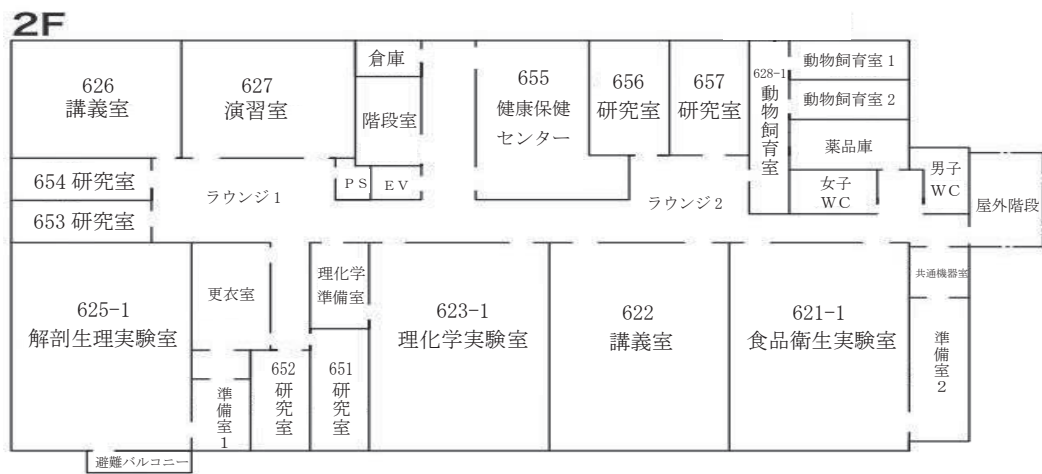
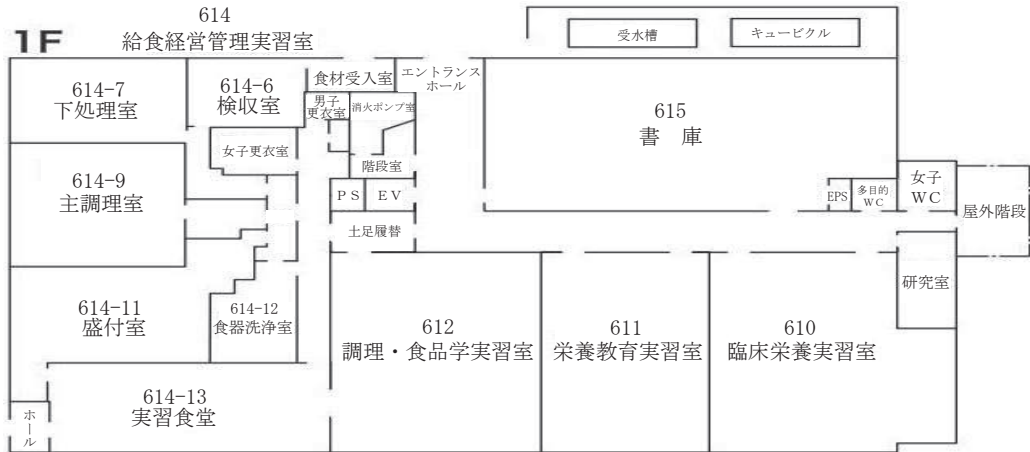
【1 階】



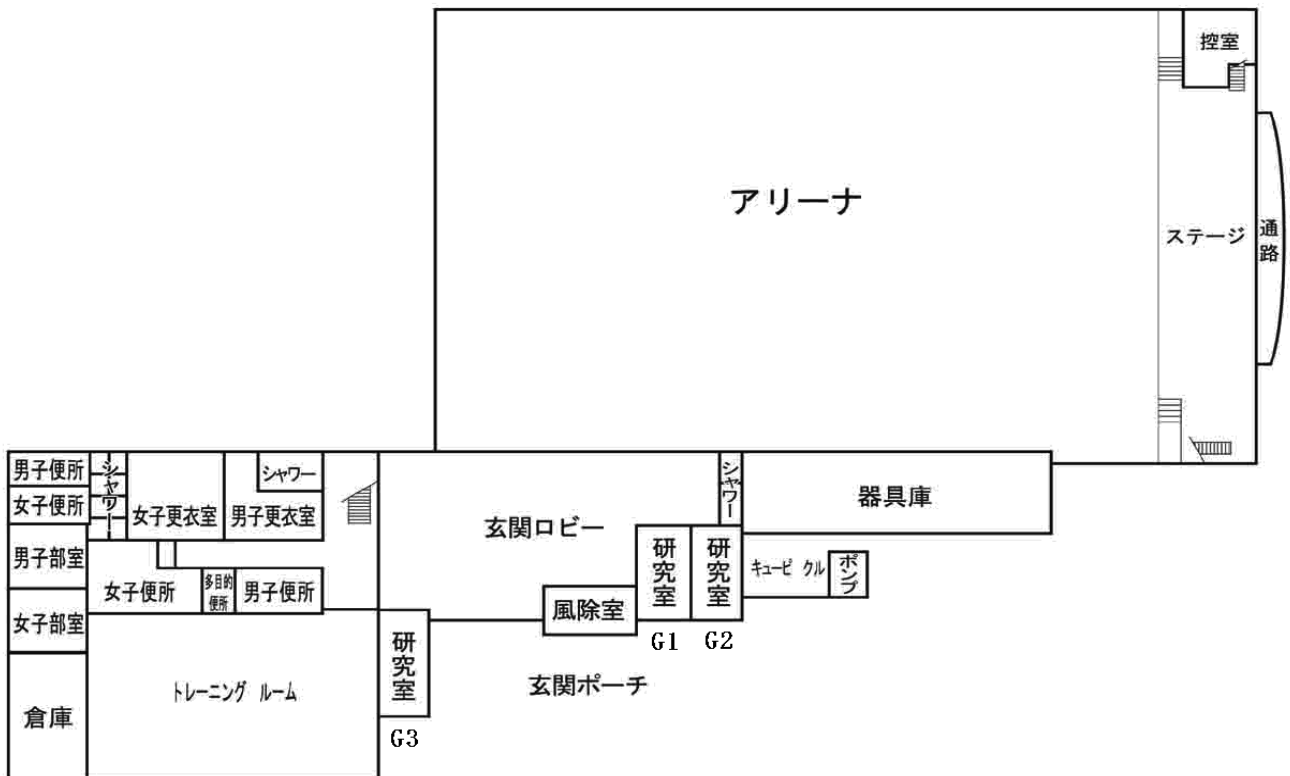
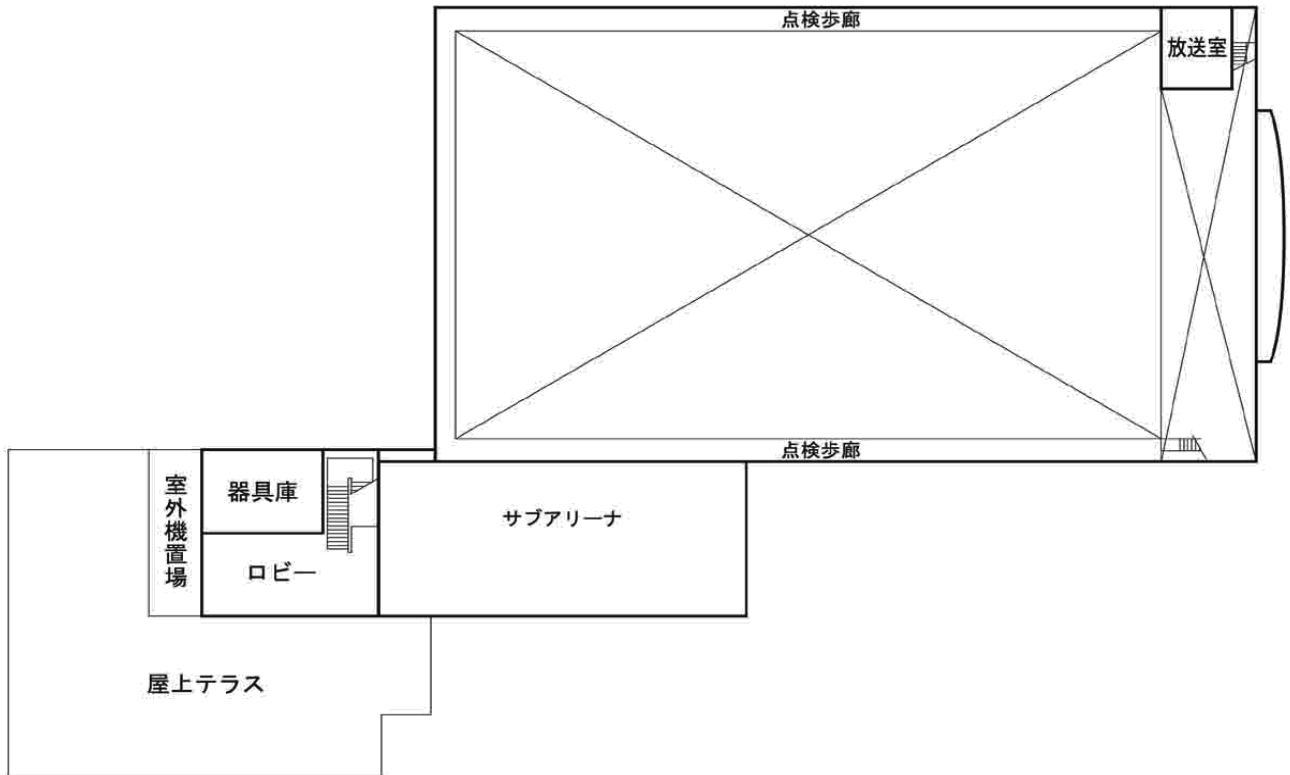
【2 階】



6 号 館



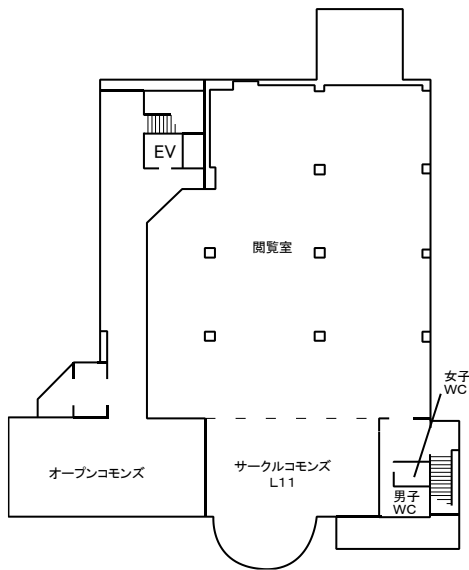
体 育 館



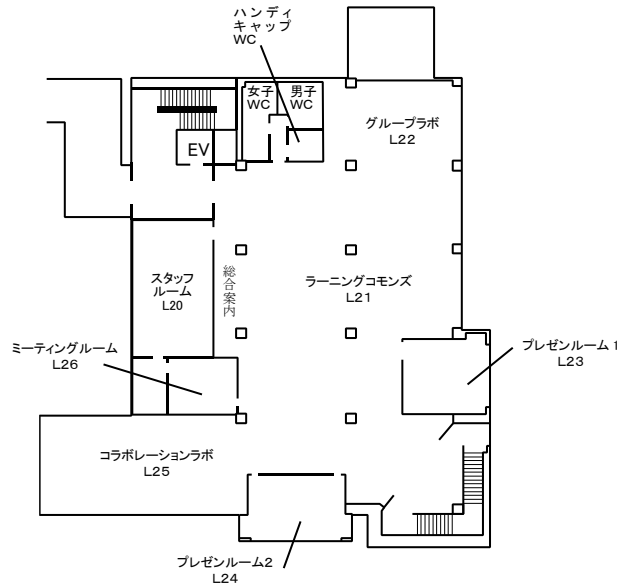
100周年記念館

1～4階／学修・学術情報センター（1階～3階：図書館 4階：情報教育支援室）
5階／100周年ホール

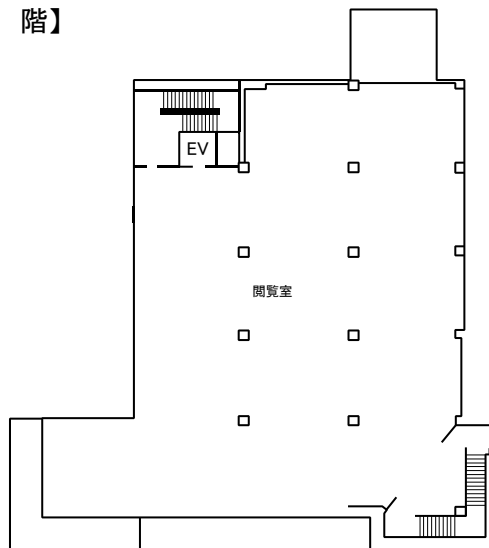
【1 階】



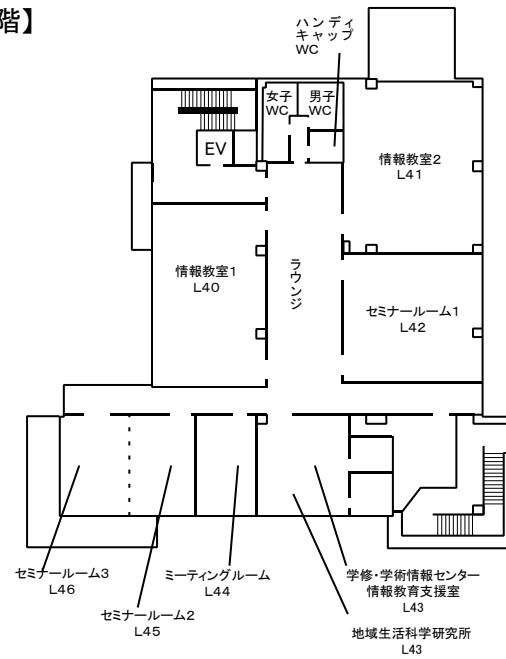
【2 階】



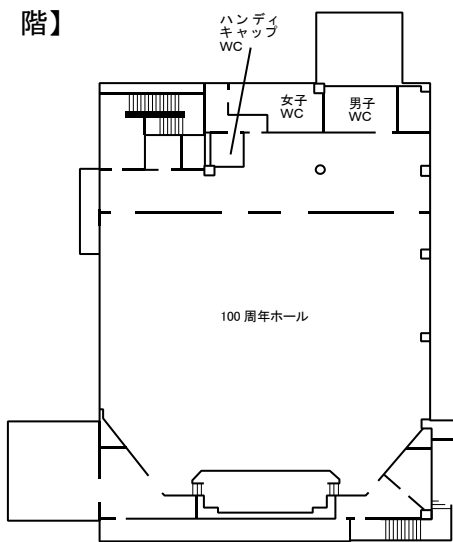
【3 階】



【4 階】



【5 階】



2025年度 美作大学 履修要項

編集・発行：美作大学 教務課

発行日：2025年4月1日

〒708-8511 津山市北園町 50

TEL：0868-22-7310